

## 第2編 地震災害対策計画編

### 第1章 総則

#### 第1節 地震災害対策計画の概要

##### 第1 目的

本計画は、町及び関係機関が処理すべき事項について定めたものであり、本計画の地震災害対策を総合的かつ計画的に推進することで、町の地域、町民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

##### 第2 基本方針

この計画は、本町に係る地震災害及び地震に伴うその他の災害に関し、町の処理すべき事務又は業務を中心として防災関係機関等の処理すべき業務を包括した総合的かつ基本的な計画であり、以下の内容を基本方針とする。

- 1 阪神・淡路大震災及び東日本大震災の教訓を踏まえ、震度7以上の地震を想定した防災対策の確立を図る。
- 2 地震による被害を最小限とするため、災害の予防、災害発生時の応急対策及び復旧対策を含む総合的な計画とする。
- 3 各項目に関し、責任担当機関、必要な措置を明示する。
- 4 「自分の命は自分で守る」の観点から、町民・事業所の役割も明示した計画とする。

### 第3 構成

この計画は、震災予防、震災応急対策及び震災復旧及び復興を中心に、以下の4章から構成される。

- 第1章 総則
- 第2章 地震災害予防計画
- 第3章 地震災害応急対策計画
- 第4章 震災復旧・復興計画
- 付 編 東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画

### 第4 被害想定

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月11日に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、震度7の地震や広域的な被害を発生させる地震を想定する。

## 第2章 地震災害予防計画

災害発生の未然防止及び災害が発生した場合における被害を最小限にするため、平常時における防災に関する組織の整備、訓練、物資及び資機材の備蓄、整備、点検、施設及び設備の整備、点検等について定める。

### 第1節 防災体制の整備

#### 第1 町の防災組織

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町及び防災関係機関は、防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化していくものとする。

##### 【留意点】

- 職員へのマニュアル等の徹底
- 関係課の連携
- 男女共同参画による防災体制

- |                  |
|------------------|
| 1 町の防災体制整備       |
| 2 町の活動体制の整備      |
| 3 防災関係機関の活動体制の整備 |

#### 1 町の防災体制整備【町、防災会議、災害対策本部、西南広域消防本部、消防団】

##### (1) 八千代町防災会議

- 八千代町地域防災計画の作成及び実施の推進、地域の防災に関する重要事項を審議するため法の規定に基づき設置する。

##### (2) 八千代町災害対策本部

- 町の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で町長が必要と認めた場合、防災活動を行うため法の規定に基づき設置する。

##### (3) 西南広域消防本部、消防団

- 消防組織法に定めるところにより、災害を予防・警戒及び鎮圧するための消防活動に従事する。
- 消防施設・設備の整備・点検を実施し、有事の際の即応体制を確立する。

#### 2 町の活動体制の整備【町】

##### (1) 活動体制の整備

- 災害時の応急対策活動が円滑かつ迅速に行えるよう、日頃から研修会等を実施する。

##### (2) 災害対応マニュアル等の整備

- 本計画に基づき初動活動や各課の行う応急対策に関する活動要領（マニュアル）等を作成する。

(3) 業務継続計画(BCP)の策定

- 町の、業務継続計画（BCP）を策定する。
- 町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制を定める。
- 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎を特定する。
- 電気・水・食料等の確保及び災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保。
- 災害応急対策等の実施に必要となる重要データの保全並びに非常時優先業務の整理について定める。

(4) 計画的な地震防災体制の推進

- 町の地震対策を計画的に推進するため、県の「第4次地震防災緊急事業五箇年計画」と連携を図る。

3 防災関係機関の活動体制の整備【町、防災関係機関】

- 災害応急対策活動を円滑に行うため、職員の動員・配備・任務等をあらかじめ明確化する。
- 地震災害応急対策に関する活動要領(マニュアル)等を整備する。
- 災害時に他の機関とも円滑に連携が図れるよう緊密な情報交換を進める。
- 研修及び訓練等を共同で行うなど、各機関間の連携体制を整備する。

## 第2 防災組織等の整備

大規模な地震災害が発生した場合には、災害の防止又は軽減を図るため、町民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。

このため、災害時に幅広い知識や技能を持って対応できるボランティアの養成及び登録を行うとともに、円滑な救援活動が行えるよう平常時からボランティア団体間のネットワーク化を促進していくものとする。また、自主防災組織についても活動環境の整備を積極的に行っていくものとする。さらに、相互応援協定の締結等により、広域的な連携を強化して防災体制の万全を図る。

### 【留意点】

- 地域性への考慮
- ボランティアの活用
- 広域的で具体的な連携
- 平時からの連携

- 1 自主防災組織の育成強化
- 2 事業所防災体制の強化・連携
- 3 ボランティア組織との連携
- 4 企業防災の推進
- 5 相互応援体制の整備

### 1 自主防災組織の育成強化【町、自主防災組織】

○町は、自主防災組織の結成や育成の強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

○研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

#### (1) 普及啓発活動の実施【町】

○防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等による啓発を図る。

#### (2) 自主防災組織の編成【町】

○町民が協力して自分たちの地域を災害から守るという連帯感に基づき、行政区単位、あるいは当該地域の実情に応じた規模において編成する。

○自主防災組織には、組織をとりまとめる会長、その下の活動班（情報班、消火班、避難誘導班、救出救護班、給食・給水班）毎に班長を配置する。

○既存の自衛消防団組織を積極的に活用し、活動の充実、強化を図るとともに、組織がない行政区等においては、行政区活動の一環として自主防災体制の整備を指導する。

○地域における昼夜間人口の構成を考慮し、昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を編成する。

○各自主防災組織の構成員の属性を予め調査し、昼間の構成員が確保できない組織に対しては、比較的地域内にいることが多い、女性、定年退職者や職場が自宅にある人々の参加を

促進する。

### (3) 自主防災組織の活動内容【自主防災組織】

#### ①平常時の活動

- 避難行動要支援者を含めた地域住民のコミュニティの醸成を図る。
- 日ごろの備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及や、地域の危険箇所の点検・把握等に努める。
- 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練を実施する。
- 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等を行う。
- 災害発生時における、行政や消防団など地域内との連絡手段や伝達事項等のマニュアルの策定及び再確認を行う。

#### ②災害時の活動

- ア 初期消火の実施
- イ 情報の収集・伝達
- ウ 救出・救護の実施及び協力
- エ 集団避難の実施
- オ 炊き出し及び給水、救助物資の分配に対する協力
- カ 避難行動要支援者の安全確保等

### (4) 協力体制の整備【町】

- 町は、自主防災組織間の協力体制の整備を目的として、連絡協議会的な組織を設置し、組織間の情報交換等を行うなど連携体制を強化する。

### (5) 自主防災組織への活動支援【町】

- 町は、自主防災組織に対し、その結成及び資機材の整備等について支援及び助成を行う。

### (6) リーダーの養成【町】

- 町は、自主防災組織のリーダーを養成するための教育、研修等を実施し自主防災組織の活動の活性化を図る。

## 2 事業所防災体制の強化・連携【町、消防機関、危険物取扱事業所等】

### (1) 防火管理体制の強化

- 学校・病院・百貨店等多数の人が出入りする施設について、施設管理者は消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検及び整備等を行うことになっていることから、消防機関は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導するものとする。
- 複数の用途が存在し、管理権限が分かれている建物の防災体制については、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに発災時には事業所の共同防火管理協議会が中心となつた防災体制がとれるよう指導する。

### (2) 危険物等施設及び高圧ガス関係事業者等の防災組織

- 危険物等施設は、災害が発生した場合周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立するものとする。

○高压ガスには爆発性、毒性等の性質があり、地震によって高压ガス取扱施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応が困難なことが考えられる。

○消防機関は、危険物等施設管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

### 3 ボランティア組織との連携【町、町社会福祉協議会】

#### (1) 一般ボランティアの担当窓口の設置

○町は、災害発生におけるボランティア活動を支援するため、あらかじめ一般ボランティアの「担当窓口」を設置する。

○町社会福祉協議会は「受入窓口」となり、円滑なボランティア活動が行えるよう被災者ニーズの集約体制等の機能を整備する。

○町や社会福祉協議会はホームページ等で広く町民に周知する。

#### (2) 体制の強化と応援体制の確立

○市町村社会福祉協議会間における相互応援協定の締結を進める。

#### (3) 一般ボランティアの活動環境の整備

##### ①ボランティア活動の普及・啓発

○町民・企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を図る。

○学校教育においてもボランティア活動の普及に努める。

##### ②一般ボランティアの活動拠点等の整備

○平常時から活動拠点の整備に努め、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を図る。

##### ③ボランティア保険への加入促進

○ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進やボランティア保険への加入者に対する助成を行う。

※「一般ボランティア」とは、①災害・安否・生活情報の収集・伝達②避難生活者の支援（水ぐみ、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の介護等）③在宅者の支援（高齢者等の安否確認・介護、食事・飲料水の提供等）④配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配布、配達等）⑤その他被災者の生活支援に必要な活動などを行うボランティア。

これに対し「専門ボランティア」は、「医療」「語学」「アマチュア無線」に関するボランティアであり、県が担当窓口となる。

### 4 企業防災の推進【企業、町】

#### 【企業】

○災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するため事業継続計画(BCP)を策定し、運用を図る。

○防災体制の整備、防災の実施、事業所の耐震化・耐浪化や取引先とのサプライチェーンの確保等、防災活動の推進に努める。

○災害発生時に従業員等を一定期間事業所等内に留めておけるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や必要な物資等の備蓄など、帰宅困難者対策を推進する。

○地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

## 【町】

- 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施する。
- 取組に資する情報提供等や、事業継続計画（B C P）策定及び事業継続マネジメント（B C M）構築等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備を促進する。
- 企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図り、優良企業の表彰など企業の防災に係る取組みを積極的に評価する。
- 町は、企業を地域コミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練等に積極的に参加するよう呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

## 5 相互応援体制の整備【町】

### (1) 協定の締結

- 町域にかかる災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時(その後の復旧・復興対策を含む)の応援要請を想定し、災害対策基本法第67条の規定等に基づき他市町村との応援協定の締結を推進する。
- 既に締結された協定については、より具体的、実践的なものとするよう常に見直しを行う。
- ◎災害時における応援協定・・・・資料編「災害時における相互応援等に関する協定一覧表」

### (2) 応援要請体制の整備

- 災害時(その後の復旧・復興対策を含む)の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請の窓口の明確化やその手続、情報伝達方法、派遣職員の編成基準等応援体制についてのマニュアルや資機材の整備を図る。
- 職員への周知徹底や、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施する。

### (3) 応援受入体制の整備

- 応援要請後、他市町村等からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮連絡系統の明確化及びマニュアルを整備する。
- 職員への周知徹底や、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施する。

### (4) 国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん

- 災害時の国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせんが迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等について整備及び職員への周知徹底を図る。

### (5) 公共的団体との協力体制の確立

- 町域内又は所掌事務に關係する公共的団体に対して、震災時において、応急対策等に対し、その積極的協力が得られるよう協力体制を整備する。
- 公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にして災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制を整備する。

### (6) 他市町村災害時の応援活動のための体制整備

#### ①応援要請に対応するための体制整備

- 被災市町村より応援要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられ、かつ日常業務に支障をきたさないよう、支援対策本部、派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等についてマニュアルを整備する。

○職員は派遣先の被災地において、被災市町村から援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制を整備する。

○日常より研修及び訓練を実施する。

②町の職員派遣に対応するための資料整備

○各機関からの派遣要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられるようあらかじめ関係資料の整備を進める。

### 第3 情報通信ネットワークの整備

災害発生時には、国、県、町、防災関係機関の間で緊密な情報連絡を取ることが、すべての対策の基本となる。そのため、平常時より、ソフト・ハード両面で情報通信ネットワークの強化を図る。

#### 【留意点】

- 多様なネットワーク
- マルチメディア化
- 業務継続性の強化

- 1 町防災行政無線等
- 2 消防無線
- 3 非常・緊急通話用電話の確保
- 4 情報通信設備の耐震化
- 5 県防災情報システムの活用

#### 1 町防災行政無線等【町】

- 災害時の関係機関等との通信連絡が迅速、的確に行われるよう防災行政無線設備の充実を図る。
- 移動系無線機については、災害時だけでなく、平常時より防災、交通安全、パトロール等の日常業務における有効活用が図れるような設備の充実を図る。
- 無線の管理、運用、通話等についての、定期的な点検整備を進める。
- 災害時には様々なレベルの情報通信ネットワークが必要であり、携帯電話（衛星携帯電話、災害時優先電話を含む）、アマチュア無線、インターネットメール、エリヤメール、インターネット等、マルチメディアの活用を図る。

#### 2 消防無線【消防機関】

- 大規模災害時に全国各地から応援出動する緊急消防援助隊と県庁に設置する消防応援活動調整本部の間で無線により直接の連絡調整が可能となるよう、平成28年6月に稼働を開始したいばらき消防指令センターと茨城県防災情報ネットワークシステムで接続を図る。

#### 3 非常・緊急通話用電話の確保【町】

東日本電信電話(株)に登録してある災害時優先電話番号については、常時点検整備に努め、非常時の使用に支障のないようにしておく。

#### 4 情報通信設備の耐震化【町】

##### (1) バックアップ化

- 中枢機器や通信幹線が被災した場合でも通信が確保できるよう、通信回線の多ルート化、制御装置の二重化等を進める。

(2) 非常用電源の確保

- 地震時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備を進める。
- 発電機等の燃料の確保を図る。

(3) 耐震化、免震化

- 通信設備全体に関して、強い地震動に耐えられるような耐震措置化を進める。
- 特に重要な設備に対しては免震措置を施す。

(4) サーバの負荷分散

- 災害時の機器の損傷や電力の枯渇によるサーバの停止、災害発生後のホームページ用サーバにアクセスが集中し、情報が閲覧しにくい状況が生じる場合においても、情報発信を継続できるよう、ミラーリング（代替）サーバの確保を図る。
- サーバの負荷を分散する手段について、インターネットサービスプロバイダ等と調整を進める。

5 県防災情報システムの活用【町】

○県の防災情報システムは、気象情報、被害情報などの画像情報等多様な情報を一元的に収集管理し防災センター等に提供するシステムであり、災害対策に関する情報の入出力は町で行うことができ、被害照会はすべての構成機関で行うことができる。

○防災情報システムの主な機能は次の通りである。

- 1) 気象情報システム（予・警報、地震情報等）
- 2) 被害情報システム（人的・住家・道路・鉄道・ライフライン被害情報等）
- 3) 防災地図システム（各被害情報に基づく地図作成）

○町は、防災情報のデータベース化、情報収集、伝達訓練の高度化、防災行政事務の効率化等を図り、平常時の予防対策等に活用する。

◎通信連絡先・・・・・・資料編「防災関係機関通信連絡一覧表」

## 第2節 地震に強いまちづくりの推進

### 第1 防災まちづくりの推進

町民が安全に暮らせる都市環境づくりは町づくりの基本である。本町の都市空間の基調をなす自然環境の防災性に配慮した維持・継承に努めるとともに、地域・地区毎の特性に応じたきめ細かな防災対策や機能強化のための市街地の整備の推進などを図る。

#### 【留意点】

- 水・緑環境を踏まえた防災都市づくり
- 防災生活圏・防災拠点づくり
- 市街地整備による防災
- 自然災害発生の防止

- |                          |
|--------------------------|
| 1 防災都市構造の形成              |
| 2 災害に強い都市空間の整備           |
| 3 自然災害等の防止対策の推進          |
| 4 建築物の液状化被害予防対策          |
| 5 応急危険度判定・被災宅地危険度判定体制の充実 |
| 6 家庭における防災対策             |
| 7 文化財等の保護                |

#### 1 防災都市構造の形成【町】

##### (1) 防災性のある骨格的な水・緑環境の形成

- 鬼怒川等の治水機能強化、遊水機能のある優良農地の保全を図る。
- 延焼防止機能、避難場所の機能のある基幹的公園の整備を図る。
- 役場周辺、グリーンビレッジ、西山工業団地等の防災機能を強化する。
- 国道や主要幹線道路の防災機能強化を促進する。

##### (2) 自主防災生活圏の形成【町】

- 近隣レベル、地区レベル、都市レベルでの自主防災生活圏の形成を図る。

##### (3) 防災拠点の整備【町】

- 生活の広がりや災害の種類に応じた防災拠点の整備を図る。
- 近隣防災拠点は公園等を活用する。
- 地区防災拠点は小学校、公園・広場を一体として形成し、避難所としての機能や自主防災組織活動を支援する食料、飲料水、資材等の備蓄を進める。
- 災害時の停電に備え、応急対策活動に必要な非常用電源の確保に努める。
- 災害対策拠点は役場庁舎とする。

## 2 災害に強い都市空間の整備【町】

### (1) 市街地の防災機能の強化

- 市街地において準防火地域等の指定や建築物の不燃化誘導、オープンスペースの確保を図る。
- 幹線道路、生活道路、公園等の整備を推進する。
- 新市街地の計画的な整備を進める。

### (2) 建築物の耐震化・不燃化の促進【町、住民等】

- 防災拠点である小中学校、町役場の耐震化・不燃化を推進するとともに、地震時の停電に備え、バッテリー、自家発電等の整備を推進する。
- 「八千代町耐震改修促進計画」に基づき、住宅や特定建築物の耐震化を促進する。

### (3) 防災関連施設の整備【町】

- 避難路として幹線道路や主要生活道路を位置づけ、拡幅や沿道建築物の不燃化や消防水路の整備を促進する。
- 避難路沿道での落下物、広告物等の転倒対策、ロック塀の倒壊防止等を促進する。

## 3 自然災害等の防止対策の推進【町・県】

- 雨水排水の放流先となる鬼怒川、山川等の整備と公共下水道(雨水)を整備する。
- 大型公共施設等における雨水貯留、道路等の透水性舗装などを進める。

## 4 建築物の液状化被害予防対策【町・住民等】

- 「南関東地域直下の地震対策に関する大綱(中央防災会議 平成10年改定)」における対策は以下のようになっている。

- 1) 地盤改良、基礎杭の打設等の施設対策の推進
- 2) 液状化危険度を表示した地図等を利用した指導体制の整備
- 3) 大規模開発での液状化対策にむけた連携、調整
- 4) 液状化による被害軽減のための調査研究

### (1) 液状化予防対策

#### ①液状化予防対策

- 木造建築物については、必要に応じて、地盤が軟弱な区域の指定を行う。(根拠指定:建築基準法施行令第42条)
- 小規模建築物(階数が3階以下)を対象に、液状化発生予測手法等を指導する。

#### ②液状化対策工法

- 地盤に液状化可能性がある場合、次の対策を指導する。

#### 【液状化対策】

- 基礎を一体の鉄筋コンクリート造の布基礎とする。
- 締固め、置換、固結等有効な地盤改良を行う。
- 基礎杭を用いる。

## 5 応急危険度判定・被災宅地危険度判定体制の充実【県・町】

### (1) 判定士の養成

○応急危険度判定を行う判定士、被災宅地判定士の計画的な養成を促進する。

### (2) 動員体制の整備

○地震災害時に迅速かつ効率的な応急危険度判定活動を行うため、判定士の連絡・動員のための組織体制の整備を図る。

## 6 家庭における防災対策【住民】

○広報紙等により、家庭において実施できる以下の安全確保対策を普及促進させる。

- ①家具等の固定金具、両開き扉の固定方法の普及促進
- ②ガラス飛散防止フィルムの普及促進
- ③建物一体型収納家具の普及促進

## 7 文化財等の保護【町】

### (1) 文化財調書・画像資料の作成

○被災後に、文化財の復元や補修を行う際、その参考資料として図面やビデオ、写真等により被災前の状況を記録するなど、資料の蓄積を図る。

### (2) 防災設備の整備

○文化財の倒壊や、火災による焼失、損壊等へ備え、自動消火装置の設置や倒壊防止対策を進める。

### (3) 専門職員等の応援協力体制の整備

○平常時から、専門機関や他自治体の専門の知識を持つ職員との情報交換等により、災害時の応援協力体制を確立し、迅速な応急対策に備える。

## 第2 土木施設の耐震化の推進

道路等の公共施設は、町民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであるため、施設の被害を最小限にとどめるための耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施する。

### 【留意点】

- 地域特性(地形・地質・地盤等)の考慮
- 耐震劣化への対策

- 1 道路施設の耐震化
- 2 河川施設の耐震化
- 3 農業用施設の耐震化

### 1 道路施設の耐震化【県・町】

○本町の主要幹線道路は以下のとおりであり、これらの道路における安全性を確保するため、耐震化を促進する。

#### 【主要幹線道路】

- ・国道125号
- ・主要地方道結城坂東線
- ・主要地方道つくば古河線
- ・県道山王下妻線～県道高崎坂東線等

#### (1) 町管理道路の耐震性の向上

○道路防災点検調査を実施する。

○橋梁部について、落橋防止構造の設置、橋脚補強等を実施する。

○落石や斜面崩壊などの恐れのある箇所について、落石防止柵、法面保護等の災害防止対策を実施する。

#### (2) 道路ネットワークの確保

○町の防災拠点間の連絡道路、あるいは避難路の整備を推進する。

○町の防災区画を形成する道路の整備を推進する。

○円滑な消防活動の実施やライフラインの安全性の向上のため、広幅員の歩道等を整備する。

### 2 河川施設の耐震化【県・町】

○河川管理関連施設の確保すべき耐震性の点検や、その耐震性向上性の検討を行い適切な対応策を促進する。

○浸水等による二次災害発生が想定される地域における水門、樋管などの河川構造物の改築改良の優先的実施を促進する。

○水防情報テレメータシステムの更新・充実を図り、出水時における水防活動に必要な河川水位、雨量及び河川監視カメラ等による情報を的確かつ迅速に収集・配信する。

**3 農業用施設の耐震化【町、土地改良区等】**

- 農業用水路関連施設について、耐震性等の点検を実施し、耐震化を推進するよう関係機関に要請する。

### 第3 ライフライン施設の耐震化の推進

電力、電話、ガス、上下水道等のライフライン施設は、地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。施設ごとに耐震性を考慮した設計指針に基づき、耐震性の強化及び代替性の確保、系統多重化等被害軽減のための諸施策を実施する。特に医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるものとする。

#### 【留意点】

- 被害想定調査
- 事前対策の重要性

- |             |
|-------------|
| 1 上水道施設の耐震化 |
| 2 下水道施設の耐震化 |
| 3 電力施設の耐震化  |
| 4 電話施設の耐震化  |

#### 1 上水道施設の耐震化【町】

○町は水道施設の耐震化、液状化対策について目標を定め、計画的に事業を推進する。

##### (1) 净水場、配水場の補強

○浄水場、配水場の耐震化や自家発電設備を整備する。

##### (2) 配水施設の更新

○経年管等の耐震性に劣る管路の耐震管への計画的な更新を進める。

##### (3) 給水装置、受水槽の耐震化

○水道使用者へ給水装置や受水槽の耐震化を進める。特に、避難所や病院等防災上重要な施設について積極的に進めるものとする。

##### (4) 緊急時給水能力の強化

○緊急時の給水量を確保するため、非常用発電設備を設置する。

##### (5) 水源の確保

○飲料水兼用耐震性貯水槽など、災害により水道施設が被災した場合でも、町民に水を供給できる施設を整備する。

○町内の飲料水として使用している既存井戸について水質検査を進め、災害時に利用可能な水源を確保する。

#### 2 下水道施設の耐震化【町】

○本町の下水道は、鬼怒小貝流域下水道事業関連の八千代町公共下水道事業と、農業集落排水事業があり、それぞれ部分的に供用開始をしている。

##### (1) 終末処理場の耐震化

○地震等により終末処理場が使用できなくなることがないよう、耐震性の確保や自家発電設備の整備に努める。

(2) 管路の耐震性確保

○公共下水道汚水幹線及び枝管等の管路網について、耐震性に配慮した整備を進める。

3 電力施設の耐震化【東京電力株式会社】

○電気施設は、過去の地震災害の記録を基に、実際に震動波形を与えた実証試験など、設備ごとに科学的な分析に基づいた耐震設計方針を定めて施工する。

4 電話施設の耐震化【東日本電信電話株式会社、電気通信事業者】

(1) 電気通信設備等の高信頼化

○地震等に備えて、主要な電気通信設備等について耐震対策及び耐火構造化を実施する。

(2) 電気通信システムの高信頼化

○災害が発生した場合において、通信を確保するための通信網を整備する。

【通信網の整備】

- ・ 主要な伝送路を多ルート構成あるいはループ構成とする。
- ・ 主要な中継交換機を分散設置とする。
- ・ 通信ケーブルの地中化を推進する。
- ・ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。
- ・ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため2ルート化を推進する。

(3) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

○電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について災害時における滅失或いは損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を実施する。

(4) 災害時措置計画

○災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び網措置に関する措置計画表を作成し現行化を行う。

## 第4 地盤災害防止対策の推進

地震による被害を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、その土地の災害に対する強さに適した土地利用を行う必要がある。また、災害危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施して、町民の生命、財産の保全に努める。

### 【留意点】

- 地盤情報の一元化
- 地震後の警戒体制

- 1 地盤災害危険度の把握
- 2 土地利用の適正化の誘導
- 3 造成地災害防止対策の推進
- 4 地盤沈下防止対策の推進

#### 1 地盤災害危険度の把握【町】

##### (1) 地盤情報のデータベース化

○地盤災害の危険度の把握に役立てるため、町内の地形、地質、土質、地下水位等に関する各種調査から得られる情報を収集し、データベース化を図る。

##### (2) 地盤情報の公開

○上記により作成したデータベースの公開を進め、公共工事、民間工事における液状化対策工法の必要性の判定などに活用する。  
○データベースを利用して、防災カルテや液状化マップ等の防災地図を作成し公開する。

#### 2 土地利用の適正化の誘導【町】

○「八千代町都市計画マスタープラン」の防災環境の整備方針に基づく安全を重視した土地利用を進める。

#### 3 造成地災害防止対策の推進【県、町】

##### (1) 災害防止に関する指導、監督

○都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて造成地に発生する災害の防止を図る。  
○巡視等により違法開発行為の取り締まりや、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。

##### (2) 災害防止に関する指導基準

○宅地開発等に対し適切に指導を実施する。

##### 【指導基準】

###### ①人工崖面の安全措置

○宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

###### ②軟弱地盤の改良

○宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。

#### 4 地盤沈下防止対策の推進【県、町】

- 地盤沈下の進行を停止させるよう、広域的な地盤沈下の原因である、地下水の過剰揚水を規制する。

## 第5 危険物等施設の安全確保

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、危険物等(石油類等、高圧ガス、火薬類、以下同じ)の取扱施設の現況を把握し、消防法令等関係法令に基づく安全確保対策を推進するため、今後とも法令遵守の徹底を図る。

### 【留意点】

- マニュアル等の作成
- 従業員への訓練・啓発

- |                      |
|----------------------|
| 1 石油類等危険物施設の予防対策     |
| 2 高圧ガス及び火薬類取扱施設の予防対策 |

### 1 石油類等危険物施設の予防対策【県、町、西南広域消防本部、施設管理者】

- 危険物施設は消防法及び関係法令により細部にわたり規制基準が示されており、これらの法令に基づく規制の強化、事業所に対する指導を実施する。
- 危険物施設の被害、機能障害を想定したマニュアル作成指導を推進する。

#### (1) 施設の保全及び耐震化

- 危険物施設の管理者等は、消防法第12条(施設の基準維持義務)及び同法第14条の3の2(定期点検義務)等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、施設の耐震化に努める。
- 万一の漏えいに備えた、防油堤、各種の安全装置等の整備を図る。

#### (2) 自主防災体制の確立

- 消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練の実施と自主防災体制の確立を図る。
- 隣接する事業所間の自衛消防隊の相互協力体制の強化を進める。
- 消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄を図る。

#### (3) 保安確保の指導

- 危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施する。
- 事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

### 2 高圧ガス及び火薬類取扱施設の予防対策

#### (1) 高圧ガス設備等の予防対策【高圧ガス施設等管理者】

- 高圧ガス設備施設管理者は次の対策を推進する。なお、円滑かつ効果的に予防対策を推進するため、一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会等関係団体との密接に連携する。
- ①防災マニュアルの整備
- 耐震化対策や地震時の行動基準等に関するマニュアルを策定する。

②高压ガス設備等の耐震化の促進

○法令により耐震基準が適用される高压ガス設備についての法令遵守の徹底を図る。

○法令以外の設備についても、必要に応じ耐震化を推進する。

○一般家庭用液化石油ガス消費設備等についても耐震化を促進する。

③事業者間の相互応援体制の整備

○地震時に被害の発生又はその拡大を防止するため、高压ガス取扱事業者間又は液化石油ガス販売事業者間の相互応援体制を整備する。

④地震対策用安全器具の普及

○液化石油ガス消費設備については、地震時に一般家庭の液化石油ガスによる災害を防止するため、地震対策用安全器具の普及促進を図る。

⑤L P ガス集中監視システムの普及

○施設等の発災状況等の情報収集や緊急措置を行う上で有効な、電話回線を利用した集中監視システムの普及促進を図る。

(2) 火薬類の予防対策【火薬等製造者・取扱者】

①製造所への対策

○従事者に対する保安教育を実施し、保安意識の高揚と技術指導を図る。

○定期自主検査の完全実施を指導する。

②火薬庫への対策

○火薬類取扱保安責任者の講習会への参加と保安意識の高揚を図る。

○定期自主検査の完全実施を指導する。

③点検及び通報

○一定規模以上の地震が町内で観測された場合は、火薬庫、製造所等の所有者又は占有者は速やかにその施設の点検に赴き、被害の有無等を町及び県へ通報する。

### 第3節 被害の軽減・防止

#### 第1 緊急輸送への備え

地震による被害を最小限にとどめるためには、地震発生後の消防や人命救助、応急復旧や救援のための物資輸送等の効果的な実施が必要である。その事前対策として、緊急輸送道路を指定・整備し、道路啓開資機材、車両の調達体制及び緊急通行車両等の調達体制を整備する。

##### 【留意点】

- 陸上・空の交通手段を用いた総合的なネットワークの構築
- 地域特性と対策の対応 ○民間企業等との連携体
- 地震発生後の情報連絡手段の整備

- |                     |
|---------------------|
| 1 緊急輸送道路の指定・整備      |
| 2 ヘリポートの指定・整備       |
| 3 緊急輸送資材、車両の調達体制の整備 |

#### 1 緊急輸送道路の指定・整備【県・町】

##### (1) 緊急輸送道路の指定【県】

- 茨城県が指定した緊急輸送道路は以下のようになっている。

区分	路線名	起点側	終点側
第1次緊急輸送道路	国道125号	土浦市若松町 土浦笠間線(若松町交差点)から	古河市旭町 国道4号(三杉町交差点)まで
第2次緊急輸送道路	結城坂東線	結城市八千代町菅谷 国道125号(菅谷十字路交差点)から	坂東市岩井 国道354号(岩井交番前交差点)まで
	筑西三和線	筑西市西方 筑西市道交差から	古河市尾崎 国道125号交差まで

##### (2) 緊急輸送道路の整備【県、町】

- 町は、緊急輸送道路に接続する町道の整備等を実施する。
- 被災時に道路ネットワークを十分に活用できるよう、幹線道路網を整備することが重要である。

#### 2 ヘリポートの指定・整備【県・町・西南広域消防本部】

- 緊急輸送の中継基地となる臨時ヘリポート(資料編参照)を指定し、周知徹底を図る。

#### 3 緊急輸送資材、車両の調達体制の整備【町】

##### (1) 啓開用資機材、車両の調達体制の整備

- 啓開作業(道路上の各種障害物の除去及び道路施設の応急修復を行うこと等)に必要な資機材及び車両等の調達を関係団体へ協力要請する。

(2) 緊急通行車両等の調達体制の整備

- 町の保有車両等を把握する。
- 緊急通行車両等の調達のための協定を締結する。

4 地域内輸送拠点の確保

町は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、地域内輸送拠点を開設するとともに、その周知徹底を図る。

## 第2 消防力、救助・救急活動の強化

地震による火災及び死傷者を最小限にとどめるため、消防力の充実強化、救助、救急体制の整備など、消防対応力・救急対応力の強化を図る。

また、特に初期段階で重要な町民、自主防災組織等による初期消火、救出、応急手当能力の向上を図る。

### 【留意点】

- 地震時の出火要因への対処
- 広域応援体制の確立
- 地域の初期消火、救出、応急手当能力の強化
- ヘリコプターの有効活用の検討

- 1 出火予防
- 2 消防組織体制の充実・強化
- 3 消防車両・機械器具等資機材整備
- 4 消防団の育成・強化
- 5 消防水利の確保
- 6 消防関係機関相互の応援体制の強化
- 7 救助活動体制の強化
- 8 救急力の向上
- 9 地域の初期消火、救出、応急手当能力の強化

### 1 出火予防【町、事業者等】

#### (1) 住民への普及啓発

- コンロ、ストーブ等からの出火の予防
  - ・地震を感じたら身体の安全を図るとともに、すばやく火を消すこと
  - ・対震自動消火装置の設置とその定期的な点検
  - ・火気周辺に可燃物をおかないこと

- 電気器具からの出火の予防
  - ・地震を感じたら安全が確認できるまで、電気器具のプラグを抜くこと
  - ・避難など長期に自宅を離れる場合には、ブレーカーを落とすこと

#### (2) ガス事業者

- 地震を感じた場合、自動的にガスの供給を遮断する機能を有する装置の普及を図る。

#### (3) 化学薬品からの出火の予防

- 化学薬品を保管している事業所、教育機関、研究機関等の地震による容器の破損対策を促進する。

**2 消防組織体制の充実・強化【町、西南広域消防本部】**

- 「消防力の基準」に基づく消防組織の整備を図る。
- 生活様式の変化による災害の複雑多様化に対応できるよう消防施設の整備・充実による消防力の強化及び近代化を図る。

**3 消防車両・機械器具等資機材整備【町、西南広域消防本部】**

- 車両・機械器具を効率的に使用するため、消防ポンプ自動車等の消防機械器具の機能強化、更新を計画的に実施する。
- 人命救助に必要な救助用機械器具を整備する。
- 特殊災害に備えた化学消火剤等を備蓄する。
- 消防用施設、機械器具の点検を実施し、常に有効活用できる体制の整備を図る。
- 停電による通信機能不能に備えた発電機や消防団無線の充実、署所における燃料の確保対策や自家発電設備の整備を図る。

**4 消防団の育成・強化【町、消防団】**

- 訓練の充実、処遇の改善等により消防団員の資質の向上を図る。
- 西南広域消防本部との連携強化による組織の強化を図る。
- 参集基準の明確化など震災時活動マニュアル等の整備を図る。

**5 消防水利の確保【町、西南広域消防本部】**

- 防火貯水槽の耐震化（飲料水兼用耐震化を含む）の推進と消火栓の増設を図る。
- 河川、ため池、プールの利用など消防水利の多様化と定期的な点検を行う。
- 消火栓使用不能時等の緊急時に備え、管内の水利状況の把握を行う。

**6 消防関係機関相互の応援体制の強化【町、西南広域消防本部】**

- 茨城県広域消防相互応援協定に基づく消防関係機関相互による協力体制の強化を図る。
- 情報の共有化、通信手段、指揮系統、資機材の共同利用等について、明確化した相互応援対応計画を立案する。

**7 救助活動体制の強化【西南広域消防本部】**

- 要救助者を敏速に救出するため、救助隊の育成推進、教育訓練の充実強化を図る。
- 救助工作車・救助用資機材等の計画的な整備を図る。

**8 救急力の向上【西南広域消防本部、医療機関等】**

**(1) 救急活動体制の強化**

- 迅速・的確な応急処置と医療機関への効率的な搬送をする体制を確立するために、以下の事業を推進する。

【救急活動体制強化のための事業】

- ①救急救命士の計画的な養成
- ②高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備促進
- ③救急隊員の専任化の促進
- ④救急教育の早急かつ計画的な実施
- ⑤消防本部管内の医療機関との連携強化(緊急時の通信機能の確保)
- ⑥市民に対する応急手当の普及啓発

(2) ヘリコプター等による傷病者の搬送体制の確立

- 大規模災害時に予想される交通の途絶等に対応するため、臨時離発着場の整備に努める。
- 県との連携強化により県防災ヘリコプター等による救急搬送体制の確立に努める。

(3) 集団救急事故対策

- 集団災害発生時を想定した救急事故対策訓練や関係機関との連携に努める。

9 地域の初期消火、救出、応急手当能力の強化【町、自主防災組織、市民】

(1) 初期消化力の向上

- 自主防災組織を中心とした消火資機材の整備（消火器、バケツ、可搬ポンプ等）を図る。
- 防火用水の確保や風呂水のためおきなど、地域ぐるみでの取り組みを推進する。
- 事業所における地域の自主防災組織等との連携と自らの初期消火力の向上を図る。

(2) 救出・応急手当能力の向上

①救出資機材の備蓄

- 自主防災組織等は、家屋の倒壊現場からの救出などに役立つ救出資機材の備蓄（ジャッキ、バール、のこぎり、角材、鉄パイプなど）を進める。
- 地域内の建築業者等からの調達の推進と、町による地域の取り組みへの支援を図る。

②救助訓練

- 自主防災組織を中心とする家屋の倒壊現場からの救助を想定した訓練を実施する。
- 町の指導助言による訓練上の安全の確保について、十分な配慮に努める。
- 町による市民に対する応急手当方法の普及啓発を図る。

### 第3 医療救護活動

地震被害時の情報の混乱や医療機関自体の被災などにより、被災地域内では十分な医療が提供されない恐れがあり、医療救護需要に対し迅速かつ的確に対応するため、平常時より町及び医療機関等は医療救護活動への備えを図る。

#### 【留意点】

- 情報伝達体制の確立
- 災害医療専門家の養成

- |                   |
|-------------------|
| 1 医療救護施設の確保       |
| 2 後方医療施設の整備       |
| 3 医薬品、医療用品等の備蓄    |
| 4 医療関係団体との協力体制の強化 |

#### 1 医療救護施設の確保【町、医療機関】

##### (1) 医療救護施設の耐震性の確保

- 医療救護の活動上重要な拠点となる八千代町保健センター等の医療救護施設について、計画的に耐震診断と耐震改修を実施する。
- 災害時に医療救護を担う災害拠点病院等の施設について、法令等による耐震診断や耐震・免震等の改修に努める。

##### (2) ライフライン施設の代替設備の確保【医療機関】

###### ①自家発電装置の整備

- 診療能力を維持するため、3日分程度の電気供給が可能な自家発電装置の整備に努める。

###### ②災害用井戸等の整備

- ライフラインが寸断された場合の診療能力を維持するため、自家用井戸の確保に努める。
- 受水槽(貯水槽)の耐震性の強化、水の漏洩防止対策、容量の拡充等に努める。

#### 2 後方医療施設の整備【県】

##### (1) 災害拠点病院の整備

- 茨城県は、災害拠点病院として、基幹災害医療センターを1か所、地域災害医療センターを9か所指定している。

#### 【八千代町近隣の地域災害医療センター】

医療圏	医療機関名
筑西・下妻	県西総合病院
古河・坂東	古河赤十字病院
つくば	筑波メディカルセンター病院

## (2) 災害派遣医療チーム（D M A T）指定医療機関

- 茨城県は、大規模災害の急性期（概ね48時間）における被災地で救助・治療を行うD M A Tを派遣する医療機関を指定している。

### 【八千代町近隣の指定医療機関】

- ・茨城西南医療センター病院

## 3 医薬品、医療用品等の備蓄【町、医療関係機関等】

- 町は、町役場、防災備蓄倉庫、小・中学校等に災害用医薬品セット等を配備、備蓄に努める。
- 災害用医薬品セット等の配備に当たっては、配備する医薬品・薬品等について、医師会と調整し、医療分野の進歩等に応じた更新に努める。
- 医薬品の調達のため、町と医師会、県医薬品卸売業組合と応援協力協定の締結を推進する。
- 輸血用血液製剤は、県赤十字血液センターにおいて確保する。

## 4 医療関係団体との協力体制の強化【町、医療関連機関】

- 災害時における医師や看護師等の派遣をはじめとした医療救護活動について、町と医療関係団体との協定を締結し、協力体制の強化に努める。
- 医療関係団体においては、相互の役割分担等を明確にし、活動の手順を定めるものとする。
- 医療関係団体は救護所の具体的な設置を想定した実働訓練を行うものとする。
- 医師会や薬剤師会との連携を通じて、平時よりのスタッフ確保や担当窓口の明確化など、相互の連携強化を図る。

## 第4節 被災者支援

### 第1 指定避難所・指定緊急避難場所の整備

発災後、指定緊急避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き救助を必要とする者に対しては、受入保護を目的とした施設の提供が必要である。このため、指定避難所としての施設の指定及び整備を積極的に行っていく。

#### 【留意点】

- 広域的な協力体制の整備
- ライフライン施設の被害に対応した備え

- 1 指定避難所・指定緊急避難場所の整備
- 2 指定避難所の周知
- 3 指定避難所の耐震性の確保
- 4 避難路の確保
- 5 指定避難所の備蓄及び設備の整備

#### 1 指定避難所及び指定緊急避難場所の整備【町】

- 安全性や利便性などを考慮のうえ指定避難所、指定緊急避難場所を指定する。
  - 環境整備を進めるとともに、必要な食料及び備蓄品を整備する。
  - 指定避難所運営マニュアルの整備に努め、訓練等を通じて指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。
  - この際、町民等への普及に当たっては、町民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮する。
  - 指定避難所の設置場所は、物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮し、学校、体育館、公民館等の公共建築物とする。
  - 県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、民間施設の活用を検討する。
  - 要配慮者等が避難生活を支障なく送ることできるよう介護保険施設、障害者支援施設等を福祉避難所としての指定に努める。
- ◎町が指定する指定避難所等・・・・資料編「指定避難所・福祉避難所・指定緊急避難場所一覧」のとおり

#### 「指定避難所」「福祉避難所」「指定緊急避難場所」

指定避難所・・・学校や公民館など災害時に自宅等での生活が困難な方を受入、保護する施設  
福祉避難所・・・身体等の状況により、指定避難所での生活が難しい方のために開設する避難所  
指定緊急避難場所・・・学校の校庭、公園、広場など災害時に自宅等が危険な場合に、一時的に避難する場所

#### 2 指定避難所の周知【町】

##### (1) 表示板等の設置

○指定避難所及び指定緊急避難場所の位置を示す看板の設置に努める。

(2) 指定避難所及び指定緊急避難場所の周知

○指定避難所及び指定緊急避難場所を示したガイドブック等を作成、配布し、町民への周知徹底を図る。

(3) 指定緊急避難場所案内図の整備

○適切な場所に指定避難所及び指定緊急避難場所を示した案内図の設置に努める。

○外国人への配慮として外国語併記を推進する。

3 指定避難所の耐震性の確保【町】

○指定避難所指定の施設（13箇所）で、昭和56年度以前に建築された建物については、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震補強や改築に努める。

○指定されている指定避難所が被災することも想定し、事前に代替施設を選定しておく。

4 避難路の確保【町】

○指定避難所及び指定緊急避難場所までのルートを避難路として指定する。

○避難路沿いの危険箇所対策を促進する。

5 指定避難所の備蓄及び設備の整備【町、東日本電信電通株式会社（茨城支店）】

○指定避難所又はその近傍において、地域完結型の備蓄施設の確保を図る。

○必要な食料等を確保するとともに、通信途絶や停電等を想定し、通信機材や非常用発電設備等設備の整備に努める。主なものは次に示す通りである。

【指定避難所の備蓄品】

- ・食料、飲料水（断水を想定した井戸水の活用を含む）
- ・生活必需品
- ・ラジオ
- ・通信機材（衛星携帯電話、災害時用公衆電話（特設公衆電話）、防災行政無線を含む）
- ・放送設備
- ・照明設備（非常用発電機、太陽光発電等再生可能エネルギーを活用したものを含む）
- ・炊き出しに必要な機材及び燃料
- ・給水用機材
- ・救護所及び医療資機材（常備薬含む）
- ・物資の集積所（備蓄倉庫等）
- ・仮設の小屋又はテント、仮設のトイレ
- ・工具類

○指定避難所の設備については、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレ、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者への配慮や専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置など乳児や女性への配慮に努める。

○東日本電信電通株式会社（茨城支店）は、指定避難所に指定された学校等に、災害用特設公衆電話（災害時用公衆電話）を整備するものとする。

## 第2 食料・生活必需品の供給体制の整備

住宅の被災等による各家庭での食料、飲料水、生活必需品の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。このため、災害発生直後から被災者に対し円滑に食料、生活必需品及び飲料水の供給が行えるよう物資の備蓄並びに調達体制の整備を行っていく。

### 【留意点】

- 広域的な協力体制の整備
- 最大規模の被害を想定
- ライフライン施設の被害に対応
- 災害時のリスクを分散
- 被災地の実状を考慮した物資の調達

- |                    |
|--------------------|
| 1 食料・生活必需品の供給体制の整備 |
| 2 応急給水・応急復旧体制の整備   |

### 1 食料・生活必需品の供給体制の整備【町、事業所、町民】

#### (1) 町の体制整備【町】

- 想定される罹災人口のおおむね3日分を目標として、食料の備蓄に努める。
- 備蓄場所については、避難所に指定された施設とする。
- 町内の生産者、農業協同組合、その他販売業者の協力を得るとともに、事業者と物資供給に関する契約及び協定の締結、更新等を実施する。
- 企業等が被災して流通在庫備蓄が機能しないことも想定し、十分な量の公的備蓄の確保に努める。
- 町において十分な量を確保できない場合は、県や他市町村に要請を行い必要量を確保できるよう、関係機関との連絡・協力体制の整備を推進する。
- 備蓄、調達品目選定に当たっては、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者への配慮、アレルギー対策等を考慮する。

#### (2) 事業所、町民等の備蓄【事業所、町民】

- 災害時にライフラインや流通が途絶えることを想定し、事業所や町民に対して食料を備蓄するよう周知を図る。
- 備蓄する食料は、最低3日間、推奨1週間に相当する量を目安とともに災害時に非常持出ができるよう、指導、啓発していく。
- 事業所では、災害発生後、安全が確保されるまでは従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、食料等必要な物資をおおむね3日分備蓄する。

【参考】

■茨城県の公的備蓄品

ア 備蓄品目

- (ア) 食料品 パン、おかゆ、クラッカー、飲料水等  
(イ) 生活必需品等 毛布、ビニールシート、簡易トイレ等

■茨城県の流通在庫備蓄品

ア 調達品目

- (ア) 食料等  
精米、米加工品、ビスケット・クッキー、即席麺、缶詰、粉ミルク、梅干、漬物、みそ、しょうゆ、塩、砂糖、飲料水(ペットボトル)  
なお、品目については、高齢者等の避難行動要支援者への配慮、アレルギー対策等を考慮し、選定・更新を行っていくものとする。
- (イ) 生活必需品  
○寝具(毛布等)  
○日用品雑貨(石鹼、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、紙おむつ等)  
○衣料品(作業着、下着(上下)、靴下、運動靴等)  
○炊事用具(鍋、釜、やかん、包丁、缶切等)  
○食器(箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳瓶等)  
○光熱材料(ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPGガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等)  
○その他(ビニールシート等)
- (ウ) 一般用医療品

2 応急給水・応急復旧体制の整備【町】

(1) 行動指針の作成

○町は応急給水・応急復旧の行動指針として次のことを定める。

【行動指針に定めておくべき事項】

- ①災害時の指揮命令系統、給水拠点及び水道施設並びに道路の図面の保管場所(同一図面の複数の場所への保管場所を含む。)、指揮命令者等との連絡に必要な手順等を定めること。  
②県及び他の都道府県域から支援者、厚生労働省、自衛隊等の他の機関に対する支援要請を行う場合の手順を定めること。  
③外部の支援者に期待する役割とその受け入れ体制を定めること。  
⇒集結場所、駐車場所、居留場所  
⇒職員と支援者の役割分担と連絡手段  
④町民に理解と協力を呼びかけるために広報する内容等を定めること。  
⇒緊急時給水拠点の位置等の情報について広報や給水拠点の表示の徹底  
⇒地震規模に応じた断水時期の目処  
⇒町民に求める飲料水備蓄量及び水質保持の方法  
⑤他の水道事業者等の応急対策を支援する場合の留意事項を定めること。  
⇒指揮命令系統の整った支援班の編成  
⇒自らの食事、宿泊用具、工事用資材の携行

(2) 応急給水資機材の備蓄並びに調達体制の整備

○速やかな応急給水活動を行うため、応急給水資機材の備蓄・更新・調達に努める。

〈品目〉 1) 給水タンク車 2) 給水タンク 3) 浄水器 4) ポリ容器 5) ポリ袋等

(3) 飲料水兼用耐震性貯水槽及び災害時協力井戸の整備

○避難所又はその周辺地域に、飲料水兼用耐震性貯水槽及び災害時協力井戸の整備に努める。

(4) 検査体制の整備

○井戸水等を飲用しなければならない場合に、飲用の適否を調べるため水質検査体制の整備に努める。

### 第3 避難行動要支援者安全確保のための備え

近年の災害では、避難行動要支援者と呼ばれる方々の犠牲が多くなっている。

このため、町及び避難行動要支援者を入所させる社会福祉施設等の管理者(以下「施設等管理者」という。)等は、地震災害から避難行動要支援者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域において避難行動要支援者を支援する体制を整備するとともに、避難行動要支援者の避難施設として機能するよう整備に努めていくものとする。

また、町は、バリアフリーな避難路の整備、車いすにも支障のない出入口のある避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、避難行動要支援者に配慮した防災基盤整備を促進していくものとする。

#### 【留意点】

- 避難行動要支援者の状況把握
- 夜間、休日等の対応
- 行政と地域住民及びボランティア等との協力体制

- 1 社会福祉施設等の安全体制の確保
- 2 在宅要援護者の救護体制の確保
- 3 外国人に対する防災体制の充実

「避難行動要支援者」  
自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、若年児童、障がい者、在宅療養者及び日本語が理解できない外国人など。

#### 1 社会福祉施設等の安全体制の確保【町、社会福祉施設管理者】

##### (1) 防災組織体制の整備【町】

- 町内の社会福祉施設管理者の防災組織体制、職員の職務分担、動員計画及び避難誘導手順等を明確にする防災応急計画の作成を推進する。
- 施設入所者及び通所者（以下「施設入所者等」という）の情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度等）を把握する。
- 町の社会福祉施設等への助言指導に努める。

##### (2) 緊急応援連絡体制の整備【町、社会福祉施設管理者】

#### 【社会福祉施設管理者】

- 非常用通報装置の設置など、災害時における通信手段の整備に努める。
- 他の社会福祉施設との相互応援協定の締結や近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等との連携等、施設入所者等との協力体制の整備に努める。

#### 【町】

- 福祉関係団体と避難行動要支援者の支援に係る協定の締結と協力体制の強化を図る。
- 施設相互間の応援協定の締結や施設と近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等の連携の確保について必要な助言を行う。

(3) 社会福祉施設等の耐震性の確保

【社会福祉施設管理者】

- 社会福祉施設等の耐震診断や耐震補強工事の実施に努める。

【町】

- 社会福祉施設等の耐震診断の実施や耐震補強工事を促進する。

(4) 防災資機材の整備、食料等の備蓄

【社会福祉施設管理者】

- 災害時のライフラインの停止や流通機能の混乱を想定し、防災資機材の配備や食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。

【町】

- 社会福祉施設等における備蓄を促進する。

(5) 防災教育、防災訓練の実施

【社会福祉施設管理者】

- 施設職員等に対し、防災知識や災害時における行動等の教育に努める。
- 夜間又は休日における防災訓練について、防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等と連携し、合同防災訓練の定期的な実施に努める。

【町】

- 施設等管理者に対する防災知識及び意識の普及、啓発に努める。
- 防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等を含めた総合的な地域防災訓練への参加を促進する。

## 2 避難行動要支援者の避難支援

(1) 避難支援等関係者となる者

- 消防機関
- 警察
- 民生委員
- 社会福祉協議会
- 自主防災組織
- 行政区長
- その他町長が必要と認める者

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者

- ① 75歳以上の高齢者一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の者
- ②介護保険要介護3～5を受けている者
- ③身体障害者手帳（1、2級）を受けている者
- ④療育手帳（Ⓐ、A）を受けている者
- ⑤精神障害者福祉保健手帳（1、2級）を受けている者
- ⑥行政区が支援の必要を認めた者
- ⑦上記以外で町が支援の必要を認めた者

### (3) 名簿作成に必要な個人情報とその入手方法

#### 【個人情報】

- 避難行動要支援者の氏名
- 避難行動要支援者の生年月日
- 避難行動要支援者の性別
- 避難行動要支援者の住所又は居所
- 避難行動要支援者の電話番号その他の連絡先
- 避難行動要支援者が避難支援等を必要とする事由
- 上記のほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

#### 【入手方法】

- (2)の①～⑤は、町が対象者に通知をし、平時における名簿提供の可否を確認する。
- (2)の⑥は行政区から申請、⑦は町のホームページ及び広報紙によりお知らせし、隨時受付をする。
- 名簿の提供に同意した方については、民生委員が対象者宅を訪問し、必要な個人情報を入手する。

### (4) 名簿の更新に関する事項

- 転入した該当者、新たに該当した者を名簿に追加
- 平常時に名簿を提供するか確認
- 転居、死亡、社会福祉施設等への長期入所者は名簿から削除する。
- 民生委員が毎月、名簿提供に同意した新規申請者宅を訪問する。

### (5) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講じる措置

#### <町が求める措置>

- 名簿の取扱いは情報漏えいに注意し、避難支援の目的以外には使用しない。
- 名簿は、施錠できる場所で保管する。
- 必要のない複製は行わない。
- 避難支援等関係者には法律に基づく秘密保持義務があり、関係者でなくなった後も同様である。

#### <町が講じる措置>

- 個人情報漏えい防止のため、町は避難支援等関係者と名簿の取扱いに関する協定を締結する。
- 名簿の提出先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を行う。

### (6) 要支援者が円滑に避難するための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

第3章 第4節 「被害軽減対策」を準用する。

### (7) 避難支援等関係者の安全の確保

- 避難行動要支援者に名簿提供の同意を得る段階で、町からの通知・警告により適切に避難すること、避難支援等関係者は全力で支援しようとするが、助けられない可能性もあることなどへの理解を得る。
- 避難支援等関係者の安全確保の措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域町民全体で話し合ってルール・計画を作り、周知する。

### 3 在宅避難行動要支援者の救護体制の確保

#### (1) 在宅避難行動要支援者の状況把握【町】

- 避難行動要支援者の所在や介護体制の有無等の把握に努める。
- 在宅サービスや民生委員活動及び見守り活動等の実施により把握した避難行動要支援者名簿及び避難行動要支援者避難支援プラン個別計画（避難行動要支援者の所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活自立度、かかりつけ医、避難手段、避難所までの避難ルート等の情報）の整理・保管等に努める。
- 庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。
- 避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は町の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供する。
- 民生委員、消防団、警察、保健所等関係機関との連携を図り、個人情報の取り扱いに十分留意し、避難行動要支援者に係る情報の共有化に努める。

#### (2) 震災時の情報提供、緊急通報システムの整備【町】

- 震災時における迅速かつ適切な情報提供を行うため、聴覚障がい者など情報入手が困難な障がい者に対して、ファクシミリなど通信装置の給付を実施する。
- 障がい者団体との連携による情報伝達体制の確立に努める。
- 震災時に避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、防災関係機関及び福祉関係者と協力し、避難に関する情報伝達マニュアルを策定し、情報伝達体制の整備を図る。
- 震災時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、避難行動要支援者に対する緊急通報システムの整備に努める。

#### (3) 相互協力体制の整備【町】

- 民生委員を中心として、避難行動要支援者の近隣住民（自主防災組織）及び避難行動要支援者を対象とする地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織などと連携し、避難行動要支援者安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。
- 避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、防災関係機関及び福祉関係者と協力した避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画及び個別計画）の策定に努める。
- 関係機関への避難行動要支援者名簿の事前配布等、避難支援体制の整備に努める。

#### (4) 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施【町】

- 近隣住民（自主防災組織）、地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織などの協力により、避難行動要支援者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。
- 避難行動要支援者の防災行動マニュアルの策定など、避難行動要支援者に十分配慮したきめ細かな防災に関する普及・啓発に努める。

#### 4 外国人に対する防災体制の充実

##### (1) 外国人の所在の把握【町】

○本町は、農業研修等で来日している外国人が多く、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行えるよう、日常時における外国人の人数や所在の把握に努める。

##### (2) 外国人を含めた防災訓練の実施【町】

○平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練の実施に努める。

##### (3) 防災知識の普及、啓発【町】

○日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人雇用事業所、さまざまな交流機会や受入機関などを通じて配布する。

##### (4) ライフラインカードの携行促進【町】

○外国人が被災した場合の確認、連絡や医療活動等を円滑に行うため、様々な機会を捉え、氏名や住所、連絡先、言語、血液型などを記載する災害時マニュアルの配布と携行を促進する。

##### (5) 外国人が安心して生活できる環境の整備【町】

###### ①外国人相談体制の充実

○外国人が日常生活の中で抱える様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるよう、外国人の相談への配慮に努める。

###### ②外国人にやさしいまちづくりの促進

○避難場所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一を図るなど、外国人にもわかりやすいものの設置に努める。

○案内板の表示とデザインの統一化について検討する。

###### ③外国人への行政情報の提供

○生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報を外国人に周知するため、広報紙やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等、各種の広報媒体を利用した外国語による情報提供を検討する。

###### ④外国人と日本人とのネットワークの形成

○外国人も日本の地域社会にとけこみ、その一員として地域で協力し合いながら生活できるよう、町民との交流会の開催など様々な交流機会の提供により、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。

###### ⑤語学ボランティアの確保

○災害発生時に通訳や翻訳などを行うことにより、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するため、あらかじめその「担当窓口」の設置に努める。

## 第4 燃料不足への備え

災害の発生に伴い、本町への燃料供給が滞る事態が発生した場合に備え、県石油業協同組合等と連携し、災害応急対策車両の優先・専用給油所や優先的に燃料を供給すべき施設及び車両を予め指定しておくなど、燃料の優先供給体制を整備し、町民の生命の維持及びライフラインの迅速な復旧等を図る。

### 【留意点】

- 県、町、県石油業協同組合等の連絡体制の整備
- 燃料の優先供給を行うべき重要施設の指定
- 応急復旧等を実施する車両の指定
- 町民への普及啓発

- |                       |
|-----------------------|
| 1 燃料の調達、供給体制の整備       |
| 2 重要施設・災害応急対策車両等の指定   |
| 3 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定 |
| 4 平常時の心構え             |

### 1 燃料の調達、供給体制の整備【町】

- 災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、予め、県石油業協同組合各支部と必要な協定等の締結に努める。
- 災害応急対策に必要な車両に対し、優先的な給油を受ける給油所を指定する。

### 2 重要施設・災害応急対策車両等の指定

#### (1) 重要施設の指定【町】

- 県が定める基準に基づき災害発時においても、その機能を維持する必要のある重要施設を予め指定する。

#### (2) 災害応急対策車両の指定【町、防災関係団体】

- 町及び防災関係機関等は、別に定める基準に基づき、災害応急対策や医療の提供を行うための車両を予め指定する。
- 指定車両には別に定める基準に基づき、ステッカーを作成する。

#### (3) 重要施設・災害応急対策車両管理者等の責務【町、防災関係団体】

- 重要施設の管理者は、災害に伴う停電が発生した場合においても、最低限3日間継続して電力を賄うことができるよう、自家発電設備の備えと必要な燃料の備蓄に努める。
- 災害応急対策車両に指定された車両の所有者又は使用者は、日頃から燃料を満量近くの給油に心がける。
- 重要施設及び災害応急対策車両の管理者は、災害発時にも必要最低限の業務が継続できるよう、業務継続計画の策定に努める。
- 指定された施設及び車両に変更等が生じた場合には、速やかに県に報告する。

### 3 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定【町】

○協定などに基づき、災害発生時において災害応急対策車両が専用又は優先により給油を受けるべき給油所を予め指定する。

○町から指定のあった災害応急対策車両専用・優先給油所は、町と協力して日頃からその旨を明示し、災害時に混乱が生じないよう周知に努める。

### 4 平常時の心構え【町、事業者】

#### 【町】

○災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から町民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう促すとともに、災害発生時に備えた燃料管理などについて普及啓発に努める。

#### 【事業者等】

○日常生活や事業活動において、車両が必要不可欠な町民及び事業所は、車両の燃料を日頃から半分以上としておくなどの自助努力に努める。

## 第3章 地震災害応急対策計画

### 第1節 初動対応計画

#### 第1 職員の参集・動員

町及び各機関は、町内において地震災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための体制を直ちに整える必要がある。地震発生直後、あらかじめ定められた職員は業務時間内、時間外を問わず速やかに参集し、所定の業務に当たる。

##### 【留意点】

- 参集基準の明確化及び周知徹底
- 動員のための情報連絡手段の確保

- |                     |
|---------------------|
| 1 職員の動員・配備体制の基準及び内容 |
| 2 職員の動員・参集          |

#### 1 職員の動員・配備体制の基準及び内容【町】

- 職員の参集基準は、以下のとおりとする。
- 災害発生時に参集の遅れや混乱が生じないよう、内容の周知徹底に努める。

#### 【職員の動員・配備体制の基準及び内容】

区分		基 準	配備対象職員
連絡体制	連絡配備	①町内で震度4を記録したとき【自動配備】 ②南海トラフ地震注意報が発表されたとき	消防交通課、都市建設課、上下水道課の職員をもって連絡調整が円滑に行える必要最小限の体制
警戒体制	警戒配備	①町内で震度5弱を記録したとき【自動配備】 ②南海トラフ地震予知情報（警戒宣言）が発表されたとき ③その他町長が必要と認めたとき	消防交通課（全員） その外、職員動員表のとおり（職員の3割以上を目標） 《災害警戒本部設置》
非常体制	第1配備	①町内で震度5強を記録したとき【自動配備】 ②町内複数箇所に災害が発生したとき ③その他町長が必要と認めたとき	消防交通課、総務課、都市建設課、上下水道課（全員） その外、職員動員表のとおり（職員の5割以上を目標） 《災害対策本部設置》
	非常配備	①町内で震度6弱以上を記録したとき【自動配備】 ②町内全域にわたり大規模な災害が発生したとき ③その他町長が必要と認めたとき	全職員 《災害対策本部設置》

【各部各班における職員の動員数】 · · · · · 資料編「職員動員表-地震災害」参照

## 2 職員の動員・参集【町】

### (1) 動員の指令

#### ① 警戒体制

- 地震情報、被害情報の報告をもとに、総務部長がこの計画の配備基準に基づき決定する。
- 町長若しくは副町長に対して、必要な指示の要請、状況説明、その他を行い、指示に備える。

#### ② 非常体制

- 地震情報、被害情報の報告をもとに、町長が状況を判断し、決定する。
- ただし緊急を要し、町長が不在かつ連絡不能の場合は、副町長が代行する。

上記①、②の決定者は次のとおりとする。

	決 定 者	代 行 者 1	代 行 者 2
警戒体制	総務部長	産業建設部長	消防交通課長
非常体制	町長	副町長	総務部長

### (2) 動員の手順

#### ①警戒体制の動員手順

##### ア 勤務時間内

- 警戒本部長である総務部長より各部長へ連絡し、各部長は所属課長に動員を指示する。

##### イ 勤務時間外

- 警戒本部長である総務部長より、あらかじめ定めておく伝達系統により、電話等もっとも速やかに伝達できる方法により動員を指示する。

#### ②非常体制の動員手順

##### ア 勤務時間内

- 総務部長は、対策本部長である町長の指示に基づき、庁内放送して動員を指示する。

##### イ 勤務時間外

- 総務部長は、対策本部長である町長の指示に基づき、あらかじめ定めておく伝達系統により、電話等もっとも速やかに伝達できる方法により動員を指示する。

### (3) 自主参集

- 職員は、勤務時間外に町内で震度5強以上の揺れを感じた場合、又は記録したと知った場合は、自主的に登庁する。

- 防災関係の職員は、原則として速やかに登庁する。

### (4) 義務登庁

- 職員は、勤務時間外に町内で震度6弱以上を記録したことを知った場合は、登庁することを義務とする。

### (5) 非常時の措置

- 職員は、速やかに自分の勤務課所へ登庁するものとするが、その際には、身分証明書、食料（3食分程度）、飲料水（水筒）、ラジオ等を携行する。

### (6) 動員状況の報告及び調整

- ①各部長は、配備についていた人員数を災害対策本部に速やかに報告するものとする。

- ②各部長は、要員の不足が生じたときは、災害対策本部にその旨を報告し、他課の職員を応援させるものとする。

## 第2 組織計画

町は、町内の地域において地震災害が発生した場合、民間団体、町民等も含め一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め被害の発生を最小限にとどめる必要がある。このため町は、防災対策の中核機関として、災害対策本部等を速やかに設置し、防災業務の遂行にあたる。なお、災害対策本部等は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努めるものとする。

### 【留意点】

- 町長との情報連絡手段の確保
- 意思決定者不在の場合への対応
- 設置基準の明確化

- |                           |
|---------------------------|
| 1 災害対策本部及び災害警戒本部の設置及び廃止基準 |
| 2 本部の設置場所及び設置決定者          |
| 3 本部の運営                   |
| 4 本部の設置等の通知及び公表           |

### 1 災害対策本部及び災害警戒本部の設置及び廃止基準

#### (1) 災害警戒本部

- ①災害警戒本部設置基準
  - ア 町内で震度5弱を記録したとき
  - イ 南海トラフ地震予知情報（警戒宣言）が発令されたとき
  - ウ その他総務部長が必要と判断した場合
- ②災害警戒本部廃止基準
  - ア 災害対策本部に移行したとき
  - イ その他総務部長が必要なしと判断した場合

#### (2) 災害対策本部

- ①災害対策本部設置基準
  - ア 震度5強以上を記録したとき
  - イ 地震により町内に相当程度の災害が発生したとき
  - ウ 大規模な災害が発生したとき
  - エ その他町長が必要と判断した場合
- ②災害対策本部廃止基準
  - ア 町内における災害発生のおそれが解消したとき
  - イ 災害応急対策が概ね完了した場合
  - ウ その他町長が必要なしと判断した場合

#### (3) 勤員配備基準との対応

- 災害警戒本部及び災害対策本部の設置基準と職員の勤員配備基準との対応は、本章 地震災害応急対策計画 第1節 初動対応計画 第1 「職員の参集・動員」に示したとおり。

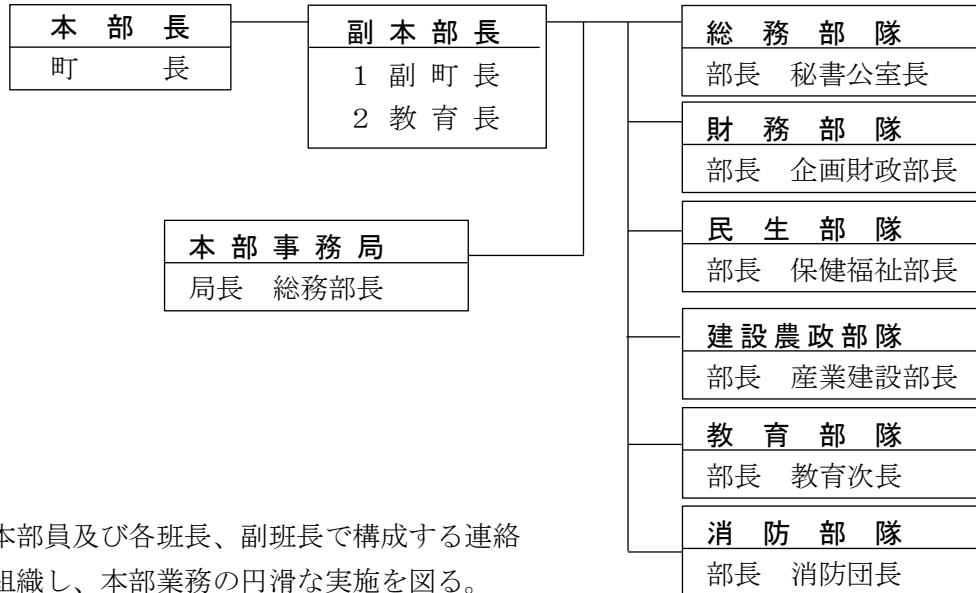
#### (4) 組織構成

##### ①災害警戒本部

○災害警戒本部は、総務部長を本部長とし、産業建設部長を副本部長とする。警戒本部の組織及び事務分担は、災害対策本部の業務分掌を準用する。

##### ②災害対策本部

○災害対策本部は、町長を本部長とし、副町長及び教育長を副本部長、事務局長を総務部長とする。本部には部隊を設け、事務局長及び各部長が本部員となる。



※この他、本部員及び各班長、副班長で構成する連絡調整会議を組織し、本部業務の円滑な実施を図る。

## 2 本部の設置場所及び設置決定者

### (1) 本部の設置場所

- 災害警戒本部は、役場庁舎内消防交通課に設置する。
- 災害対策本部については、役場庁舎内庁議室に設置する。
- 役場に設置が困難な場合には、本部長が別途指示する場所に設置する。

### (2) 設置決定者

#### ①災害警戒本部

- 総務部長が災害警戒本部を設置する。
- 緊急を要し、総務部長が不在かつ連絡不能の場合は産業建設部長が設置する。

#### ②災害対策本部

- 地震情報、被害情報の報告をもとに、町長が状況を判断し、必要と認める場合は、災害対策本部を設置する。
  - 町長が不在かつ連絡不能の場合は、副町長が代行する。
- 上記①、②の決定者は次のとおりとする。

	決 定 者	代 行 者 1	代 行 者 2
災害警戒本部	総務部長	産業建設部長	消防交通課長
災害対策本部	町長	副町長	総務部長

### 3 本部の運営

#### (1) 本部会議の開催

○本部長の指示に基づき、災害対策に関する重要な事項を決定するため、本部会議を開催する。

○本部会議は、本部長、副本部長、事務局長、本部員（各部長）をもって組織する。

#### (2) 本部会議の協議事項

○本部会議での協議事項

- ①職員の動員、配備体制の切替え及び解散に関すること。
- ②災害の状況、情報の分析と、それに伴う対策活動の基本の方針に関すること。
- ③市民に対する指示又は避難の勧告、指示に関すること。
- ④自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
- ⑤他の地方公共団体に対する応援の要請に関すること。
- ⑥災害対策に要する経費の措置に関すること。
- ⑦避難所の開設に関すること。
- ⑧その他の災害に関する重要な事項。

#### (3) 防災関係機関等に対する連絡員の派遣要請

○本部長は、被害状況や応急対策実施状況等に関する情報を交換し、効率的な応急対策を実施する必要があると認める場合は、防災関係機関等に対し連絡員の派遣を要請する。

○要請を受けた機関は、速やかに連絡員を派遣するものとし、連絡員には関係機関と連絡がとれるよう配慮する。

#### (4) 職員の健康管理及び給食等

○事務局長（総務部長）は、職員の健康管理及び給食等に必要な措置を講じる。

○各部長及び各班長は、班員の健康及び勤務の状態等を常に把握し、適切な措置を講じる。

#### (5) 各部の事務分掌

##### ■本部事務局

名 称	所 掌 事 務
本部事務局 (消防交通課)	<ul style="list-style-type: none"><li>1 災害対策本部の総合調整、庶務に関すること。</li><li>2 気象情報に関すること。</li><li>3 県及び防災関係機関との涉外・連絡調整に関すること。</li><li>4 自衛隊の出動要請に関すること。</li><li>5 他市町村への応援要請に関すること。</li><li>6 自主防災組織及び行政区への協力要請等</li><li>7 防災行政無線の運用に関すること(町施設との情報通信体制の確保)。</li><li>8 被災地の防犯に関すること。</li><li>9 防災会議に関すること。</li><li>10 消防団に関すること。</li><li>11 災害救助法の適用及び調整に関すること。</li><li>12 輸送手段の確保に関すること。</li><li>13 ライフライン機関との連絡調整に関すること。</li><li>14 帰宅困難者対策に関すること</li><li>15 その他、他の部に属さないこと。</li></ul>

■総務部隊 ※◎印が班長、○は副班長

部名	部長	班 名		所掌事務
		班長等	構 成	
総務部隊	秘書公室長	総務班		1 職員の身分取扱いに関すること(災害対策従事職員の名簿作成及び給食・被服・給与等に関すること)。 2 被災職員の調査及び援助に関すること。 3 職員の動員に関すること。 4 災害対策本部各部間の相互応援及び連絡調整に関すること。 5 自衛隊及び災害派遣職員の受入れに関すること。 6 議会関係の連絡調整に関すること。 7 部隊内調整に関すること。
		広報記録班		1 避難勧告・指示等の情報伝達に関すること。 2 各種災害情報の発信に関すること。 3 災害状況のとりまとめ及び記録に関すること。 4 報道機関に関すること。 5 各種記録のとりまとめに関すること。 6 来庁者の接遇に関すること。 7 庁内基幹業務システムに関すること。 8 町ホームページの運用に関すること。。
		調査班	◎税務課長	1 家屋等の被害調査に関すること。 2 被災者の租税の減免等に関すること。 3 罷災証明に関すること。

■財務部隊

部名	部長	班 名		所掌事務
		班長等	構 成	
財務部隊	企画財政部長	財務班		1 災害関係の予算に関すること。 2 災害に係る経費(非常用備品及び消耗品、食料、生活必需品等)の支出に関すること。 3 現金、有価証券等の保管に関すること。 4 義援金品の受け入れ及び保管、配分に関すること。 5 災害復旧・復興計画に関すること。 6 応急仮設住宅に関すること。 7 公用車の配車及び燃料の確保・車両等の借上げに関すること 8 町有財産の災害調査に関すること。 9 応急措置のための土地収用に関すること。 10 庁舎施設の機能保全・応急復旧に関すること。 11 国・県への災害にかかる要望・陳情に関すること。
		◎財務課長	財務課	
		○会計課長	会計課	
		○まちづくり推進課長	まちづくり 推進課	

■ 民生部隊

部名	部長	班 名		所掌事務
		班長等	構成	
民生部隊	保健福祉部長	救護救援班		1 避難所の開設・運営に関すること。 2 食料及び生活必需品の調達配分に関すること。 3 日本赤十字社との連絡調整に関すること。 4 被災者の医療救護・健康管理・精神ケアに関するこ と(災害時保健師活動マニュアルに関するこ と)。 5 医療機関との連絡調整に関すること。 6 救援物資(食料及び生活必需品)の受け入れ及び斡 旋に関すること。 7 ボランティアの調整に関すること。 8 避難行動要支援者の支援に関するこ と。 9 園児の保護・施設の安全確認に関するこ と。 10 応急保育に関するこ と。 11 災害弔慰金、災害見舞金、被災者生活再建支援金等 に関するこ と。 12 被災地等の食中毒・感染症予防に関するこ と。 13 福祉団体及び福祉施設の被害状況把握に関するこ と。 14 部隊内調整に関するこ と。
		住民対策班		1 戸籍住民事務に関するこ と。 2 町民相談に関するこ と(総合相談窓口の設置など)。 3 死亡者・行方不明者等の名簿作成に関するこ と。
		環境対策班		1 被災地の衛生、清掃に関するこ と。 2 遺体の収容、埋火葬に関するこ と。 3 ゴミ(瓦礫)等の処理に関するこ と。 4 仮設トイレの設置・管理に関するこ と。 5 ペット、放浪動物対策に関するこ と。
		食料対策班		1 炊き出し、食料の供与等に関するこ と。 2 救援物資(食料)の受け入れ及び斡旋に関するこ と。
		◎給食セン ター所長	給食センター	

■建設農政部隊

部名	部長	班 名		所掌事務
		班長	構成	
建設農政部隊	産業建設部長	土木対策班		1 道路、橋梁、堤防等の被害調査、記録及び応急対策に関すること。 2 危険箇所の周知及び迂回路の確保に関すること。 3 緊急輸送道路の確保に関すること。 4 道路・河川等の障害物の除去に関すること。 5 都市公園施設等の被害状況の把握と応急復旧に関すること。 6 被災住宅・宅地等の応急危険度判定に関すること。 7 部隊内調整に関すること。
		◎都市建設課長	都市建設課	1 上水道及び下水道施設(農業集落排水施設含む)の被害調査及び復旧に関すること。 2 応急給水に関すること。
		農業班		1 農地、農作物、農業施設の被害調査に関すること。 2 家畜、家きんの被害調査に関すること。 3 農地等の災害予防並びに復旧に関すること。 4 家畜の伝染病予防、防疫活動に関すること。
		◎産業振興課長	産業振興課 農業委員会事務局	1 商工業者の被害調査に関すること。 2 商工業者の復興対策及び融資に関すること。 3 罹災者の就職斡旋に関すること。 4 物資の調達及び供給に関すること。

■教育部隊

部名	部長	班 名		所掌事務
		班長	構成	
教育部隊	教育次長	学校管理班		1 児童、生徒の保護に関すること。 2 学校施設の被害調査に関すること。 3 学用品の調達並びに応急教育に関すること。 4 避難所の開設・運営協力に関すること。 5 部隊内調整に関すること。
		◎学校教育課長	学校教育課 各小中学校	1 社会教育施設の被害調査及び復旧に関すること。 2 文化財の被害調査に関すること。 3 避難所の開設・運営協力に関すること。 4 物資集積所の開設・運営に関すること。 5 施設の利用供与に関すること。

**■消防部隊**

部名	部長	班 名		所掌事務	
		班長	構成		
消防部隊	消防団長	消防班		1 火災、水防、その他の災害の予防並びに警戒及び防ぎよに関すること。 2 救助・救護活動の協力に関すること。 3 障害物除去作業の協力に関すること。 4 行方不明者の捜索に関すること。 5 避難行動要支援者の避難誘導に関すること。 6 町民への災害広報の協力に関すること。 7 その他消防活動に関すること	
		◎副団長 ○本部付分 団長	消防団		

**4 本部設置等の通知及び公表**

○本部を設置又は廃止したときは、本部事務局は府内及び町の各機関、町民及び関係機関に對し速やかに次により通知及び公表する。

通知及び公表先	方 法	備 考
県 庁	電話、県防災情報システム、衛星電話	左記の通信手段の使用が不能となった場合は、「災害時における放送要請に関する協定」にもとづき、NHK及び茨城放送を通じて行う。(報道機関を除く)
西南広域消防本部	電話、口頭、消防防災無線	
下妻警察署	電話	
報道機関	口頭又は文面、電話	
町 民	防災行政無線 広報車 NHK水戸放送(029-221-7101) 茨城放送(029-244-2121)	1 NHK水戸FM (83.2MHz) 2 IBS水戸放送局 (1197kHz) IBS土浦放送局 (1458kHz) 3 NHK-TV(総合) 4 NHKラジオ第1放送 (594kHz)
災害及び対策の状況に応じ必要と認める機関	電話、口頭又は文面	

## 第2節 情報の収集・伝達

### 第1 通信手段の確保

地震災害発生後における迅速な応急体制を実施するため、災害の状況、被害の状況を的確に把握するための通信手段を確保する。

#### 【留意点】

- 優先度の高い情報の伝達
- 情報通信手段の機能確認
- 緊急情報連絡用の回線設定

- |                    |
|--------------------|
| 1 専用通信機能の確保        |
| 2 代替通信機能の確保        |
| 3 アマチュア無線ボランティアの活用 |

#### 1 専用通信機能の確保【町、防災関係機関等】

- 専用の無線通信設備（町防災行政無線等）を有する機関は、災害後直ちに自設備の機能の確認を行うとともに、支障が生じている場合には緊急復旧に努める。
- NTT等の公衆回線を含め、すべての情報機器が使用不能となった場合には、他機関に依頼してその旨を総務省に連絡し、代替通信手段の確保を依頼する。
- 自機関で保有する設備の機能が確保された場合は、情報的に孤立している他機関の行う情報連絡を積極的に支援する。
- 町は、携帯電話、衛星携帯電話等の移動通信回線の活用に努める。

#### 2 代替通信機能の確保【町、防災関係機関】

##### (1) NTTの非常・緊急通話の利用

###### ①非常・緊急通話用電話の指定

- 災害時において加入電話がかかりにくい場合は、災害時優先電話を活用して通信連絡にあたる。

###### ②非常・緊急電報の利用方法

- 非常・緊急電報を利用する場合は、市外局番なしの「115番」にダイヤルし、次の事項をオペレーターに告げ申込むこととする。

(※22時以降～翌朝8時までは、0120-000115で受付)

- |                            |
|----------------------------|
| • 非常扱い電報又は緊急扱い電報の申込みであること。 |
| • 発信電話番号と機関名称等。            |
| • 電報の宛先住所と機関名称等            |
| • 通信文と発信人名                 |

- なお、電報が一極集中により、通信が成立しにくくなるときは、受付けを制限する場合がある。

③非常・緊急電報の内容及び利用し得る機関の範囲は、資料編「非常・緊急電報の内容等」のとおりである。

## (2) 非常通信の実施【町、防災関係機関】

- 町長及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、災害応急対策等のため必要と認めるときは、電波法第52条第4項の規定による非常通信を利用する。
- 非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。この場合あらかじめ関東地方非常通信協議会に対し非常の際の協力を依頼しておくものとする。
- 無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの、及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ行う。

①通信の内容

○非常通信における通報(以下「非常通報」という。)の内容は、次に掲げるもの、又はこれに準ずる。

【非常通報の内容】

- 1 人命の救助に関するもの
- 2 天災の予報(主要河川の水位を含む。)及び天災その他の災害の状況に関するもの
- 3 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- 4 電波法第74条実施の指令及びその他の指令
- 5 非常事態に際しての実態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- 6 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- 7 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- 8 遭難者救護に関するもの
- 9 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- 10 鉄道、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関するもの
- 11 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物質及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- 12 救助法第24条及び災対法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

②取扱い無線局

○官公庁、会社、船舶等の総ての無線局は、非常通信を行う場合には、許可業務以外の通信を取り扱うことができる。

○ただし、無線局の機能及び通信可能範囲はさまざまなので、各防災関係機関は非常災害時に利用できる無線局の機能(通信範囲)を十分把握しておく。

○なお、機関名は、資料編「非常無線通信を取り扱う無線局を有する主な機関」のとおりである。

③頼信の手続

○非常通信を依頼する場合は、通信文を次の順序で電報頼信紙(なければどんな用紙でもよい。)に電文形式(カタカナ)又は平文ではっきり書いて、無線局に依頼する。

【頼信の手続】

- 1 あて先の住所・氏名(職名)及びわかれば電話番号。
- 2 本文はできる限り簡潔に記載し、字数は200字以内(平文の場合はカタカナ換算)にする。
- 3 本文中の濁点、半濁点は字数に数えない。したがって次のマスをあけない。
- 4 応援要請を内容とする場合は、その具体的な項目(例えば「自衛隊100名派遣、毛布1,000枚を送られたい。」のように)を記入する。
- 5 用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書し、末尾に発信人の住所、氏名(職名)及び電話番号を記入する。

### (3) 他機関の通信設備の利用【町、防災関係機関】

- 町長は、予警報の伝達等に際して緊急通信のため特別の必要があるときは、次の者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる(災対法第56~57条)。
- また、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事若しくは町長は、災害発生時における応急措置の実施上緊急かつ特別の必要があるときは、次の者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる(災対法第79条)。

#### ①使用又は利用できる通信設備

##### 【使用又は利用できる通信設備】

- |         |          |         |
|---------|----------|---------|
| ・警察通信設備 | ・航空通信設備  | ・鉄道通信設備 |
| ・消防通信設備 | ・電力通信設備  | ・水防通信設備 |
| ・気象通信設備 | ・自衛隊通信設備 |         |

#### ②事前協議の必要

##### 【事前協議の必要性】

- 1 町長は、災対法第57条(災害に関する通知・要請・伝達)に基づく他機関の通信設備の使用については、あらかじめ当該機関と使用協定を締結する等の措置を講じておく。(事前対策)
- 2 災対法第79条(災害発生時の応急措置)に基づく、災害が発生した場合の優先使用についてはこの限りではない。

#### ③警察通信設備の使用

- 町が警察通信設備を使用する場合は、資料編「警察通信設備の使用手続き」に示す手続によって行う。

### (4) 放送機能の利用【町、防災関係機関】

- 町長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合、又は著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続により災害に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送をNHK水戸放送局及び(株)茨城放送に要請する。なお、町長の放送要請は知事を通じて行うものとする。

### (5) 使送による通信連絡の確保【町、防災関係機関】

- 有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合、各防災機関は使送(自動車・バイク・自転車等を利用し、又は徒歩により通信文を発信依頼先に直接届けること)により通信を確保する。

### (6) 自衛隊の通信支援【町、防災関係機関】

- 町及び防災関係機関は、自衛隊による通信支援の必要が生じたときは、第2編 地震災害対策計画編 第2章 地震災害予防計画 第3節応援・派遣 第2「自衛隊応援要請」に基づき要請手続きを行う。

### 3 アマチュア無線ボランティアの活用

#### (1) アマチュア無線ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力【町】

○町は、災害発生後ボランティア「担当窓口」の開設時にコーディネートを担当する職員を配置し、県・町内部及びボランティア「受入れ窓口」との連絡調整、情報収集、提供及び広報活動等を行う。

#### (2) アマチュア無線ボランティアの活動内容【町】

- ①非常通信
- ②その他の情報収集活動

## 第2 災害情報の収集・伝達・報告

応急対策を実施していく上で不可欠な地震情報、被害情報、措置情報を防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集、伝達する。

### 【留意点】

- 被害の全体像の把握
- 被災地の収集能力の支援
- 収集した情報の処理

- 1 地震情報の収集・伝達
- 2 被害概況の把握
- 3 被害情報、措置情報の収集・伝達

### 1 地震情報の収集・伝達

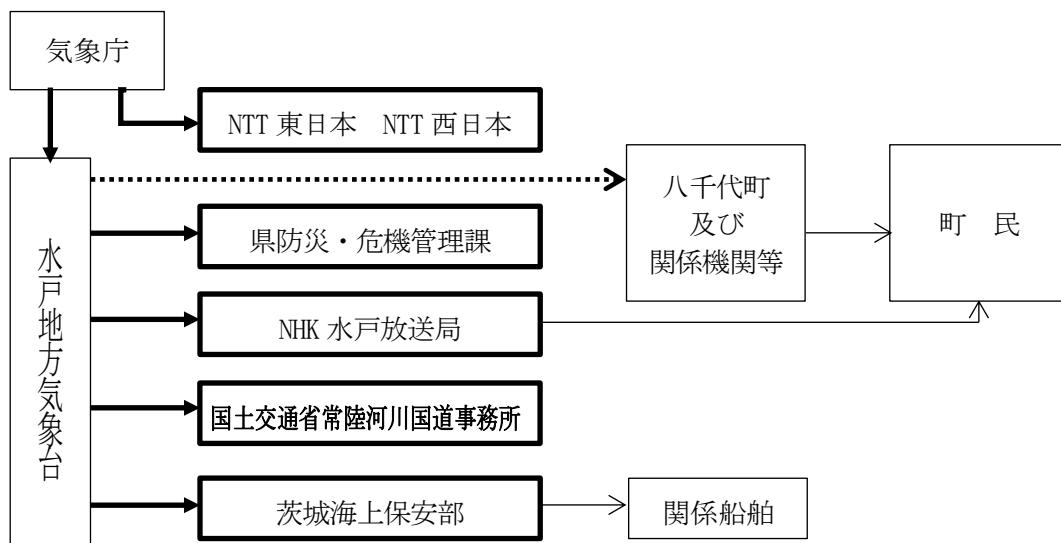
#### (1) 地震情報の収集・伝達

- 町は、茨城県震度情報ネットワークシステム及び気象庁から得られる震度情報を迅速に入手し、必要な防災体制を早期にとるとともに、必要な機関に情報を伝達する。
- 地震情報の種類等は資料編「地震情報の種類と解説」による。

#### (2) 地震情報の伝達系統

- 地震情報の伝達系統及び方法は、次のとおりである。

##### ①水戸地方気象台からの伝達系統



- 専用線による接続  
→ インターネットによる接続  
→ その他の伝達手段

※地域における防災気象情報の利用を推進し、気象災害による被害の防止・軽減により一層貢献するため、茨城県を通じた情報伝達に加えて、インターネットを活用したシステムにより、八千代町及び関係機関等に情報を提供している。

#### (3) 町及び防災関係機関の措置【町、防災関係機関】

- ①町長は、情報の受領に当たっては、関係部課に周知徹底し得るようあらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておくものとする。

②町長は、情報の伝達を受けたときは、本計画の定めるところにより、速やかに町民その他関係のある公私の団体に周知徹底させるものとする。特に、緊急地震速報を受信した場合は、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線等を活用し、速やかに町民等に伝達するよう努めるものとする。

③水戸地方気象台から直接情報を受けない防災関係機関は、ラジオ放送、テレビ放送に留意し、さらに県、他市町村と積極的に連絡をとり、関係機関が互いに協力して情報の周知徹底を図るものとする。

#### (4) 地震解説資料の収集【町、防災関係機関】

○地震発生後、約1～2時間経過した後に、現に発生している地震現象への理解を深め、今後の対応に役立てるとともに過度の不安を取り除くための情報として水戸地方気象台から地震解説資料が発表される。この情報は、県内で震度4以上の地震が観測されたとき、津波警報・注意報が発表されたとき、それまで地震活動が見られなかった地域など小規模な地震が頻発し、特に必要があるとされたときに発表されるものである。関係機関は本情報を必要な機関に伝達するものとする。

#### (5) 異常現象発見者の通報義務【町】

○地割れなど、災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、直ちにその旨を町長又は警察官に通報しなければならない。また、何人もこの通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならない。この通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に、また町長は、水戸地方気象台、県（生活環境部防災・危機管理課）、その他の関係機関に通報しなければならない。

## 2 被害概況の把握

### (1) 被害概況の把握

○地震が発生した場合、速やかに関係部課は調査を開始し、被害の概況を把握する。なお、夜間、休日に地震が発生した場合、職員は居住地周辺及び参集途上の被害状況を調査し、本部に被害状況を報告する。

○重点的に把握すべき項目は次のとおりとする。

- ①火災の状況 ②建築物の被害状況 ③道路の渋滞、被害状況 ④崖崩れの状況

### (2) 関係機関への通報

○町は、被害概況を把握した後、直ちに県に通報する。また、必要に応じ下妻警察署、西南広域消防本部等防災関係機関へも通報する。

## 3 被害情報、措置情報の収集・伝達

### (1) 被害情報、措置情報の種類【町】

#### ①被害情報

○死者、行方不明者、負傷者、要救助者、建物損壊、火災、道路被害、公共施設被害等について収集すべき項目は次のとおりとする。

- ア 被害発生時刻 イ 被害地域（場所） ウ 被害様相（程度） エ 被害の原因

②措置情報

- |               |                   |
|---------------|-------------------|
| ア 災害対策本部の設置状況 | イ 主な応急措置（実施、実施予定） |
| ウ 応急措置実施上の準備  | エ 応援の必要性の有無       |
| オ 救助法適用の必要性   |                   |

（2）情報収集伝達の方法【町】

- 被害情報、措置情報の収集伝達は、原則として防災情報システムを利用して、資料編「茨城県被害情報等報告要領（様式）」「消防庁火災・災害即報」により行う。
- なお、報告すべき内容の主なものは、次のとおりである。

【報告すべき内容】

- 1 災害概況速報
- 2 人的被害状況
- 3 災害対策本部設置状況
- 4 事務所状況報告
- 5 避難所状況
- 6 避難勧告・指示・警戒区域設定状況
- 7 道路規制情報
- 8 列車運行状況
- 9 被害状況報告

（3）情報伝達の流れ【町】

- 災害情報は、把握した防災関係機関から収集し、町災害対策本部において集約する。なお、町災害対策本部未設置段階では、消防交通課が情報を収集する。

（4）情報の収集伝達活動【町】

- ① 町は、次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、資料編「茨城県被害情報等報告要領」に基づき、県の災害対策本部、その他必要とする機関に対して防災情報システム等を利用して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに報告するものとする。また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。

なお、確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、被害状況報告を用いて災害応急対策完了後10日以内に行うものとする。

- 1 災害対策本部が設置されたとき
- 2 町内にて救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。
- 3 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき。
- 4 地震が発生し、町内の震度が4以上を記録したとき。
- 5 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告する必要があると認められるとき。この場合、「火災・災害等即報要領」に基づく該当事案については、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

- 併せて、「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準該当事案については、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

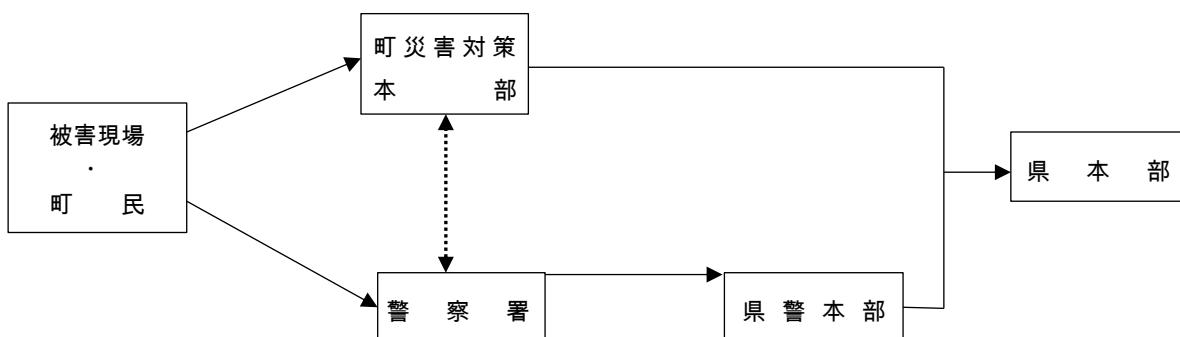
②県に報告することができない場合には、国（消防庁）に対して直接報告するものとし、その後速やかにその内容について連絡する。

③災害規模が大きく、町の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県及び防災関係機関に伝達し、情報収集活動に対して応援を要請する。

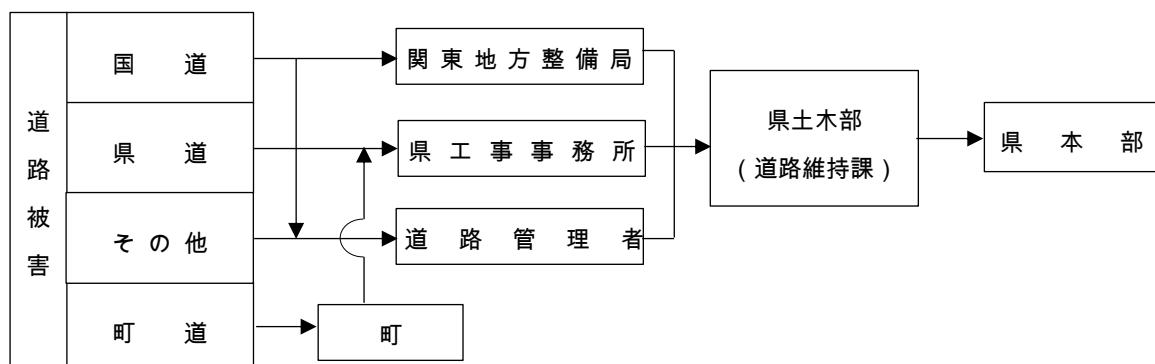
#### (5) 被害種類別の情報収集・伝達方法【町】

○発生する被害の種類によって関係する機関、伝達経路が異なるため、以下の要領で情報の収集・伝達を実施する。

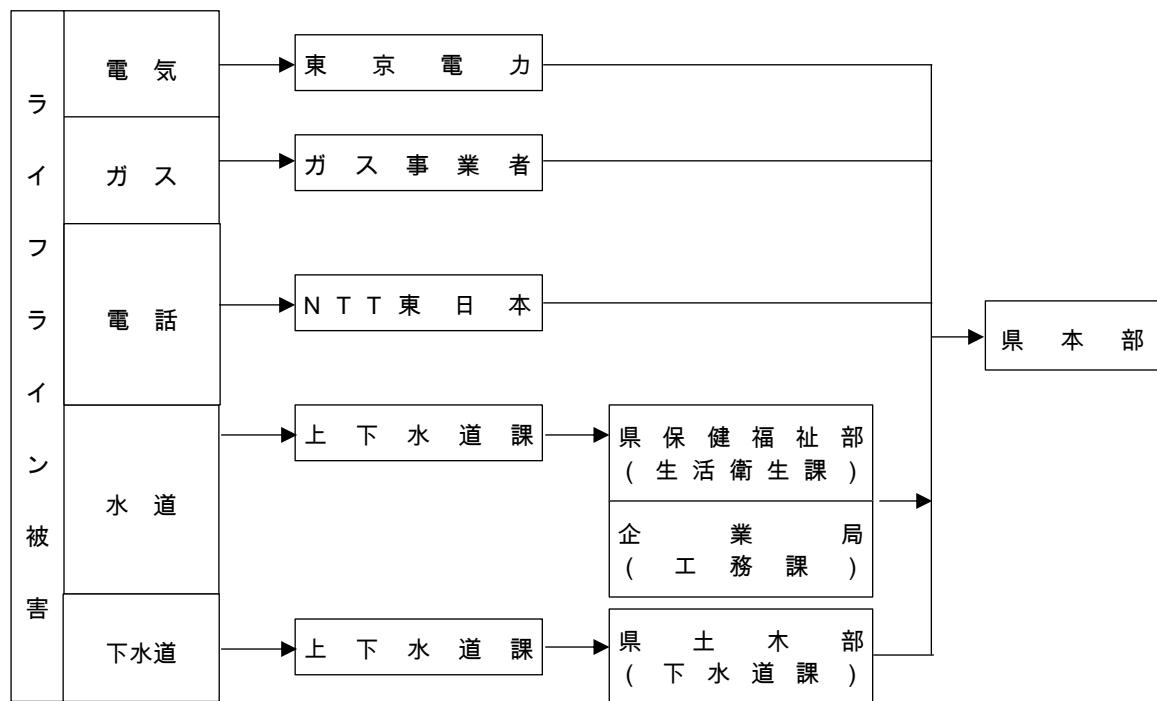
##### ①情報収集・伝達系統1（死者、負傷者、建物被害、その他の被害）



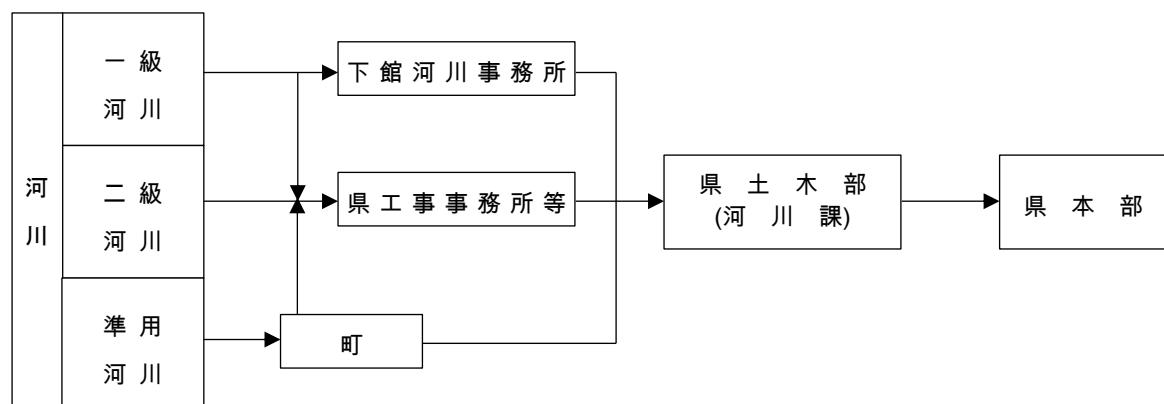
##### ②情報収集・伝達系統2（道路被害）



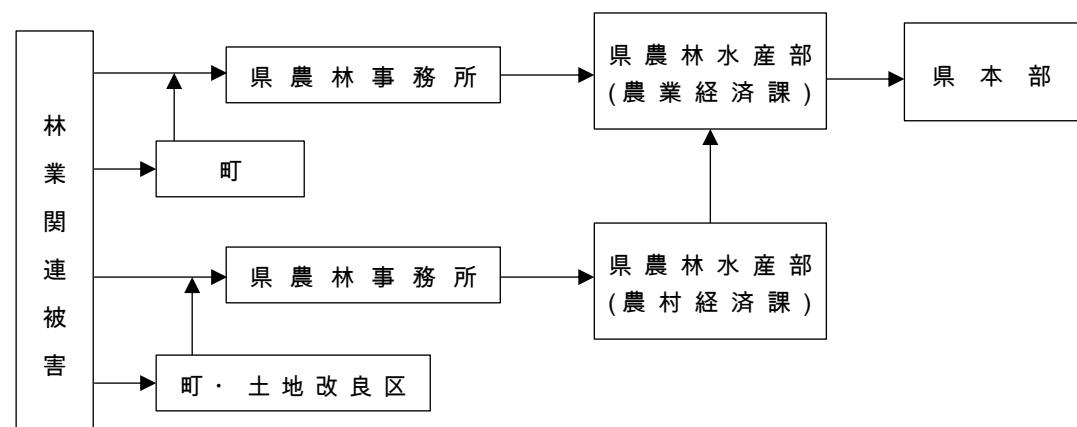
③情報収集・伝達系統3 (ライフライン被害)



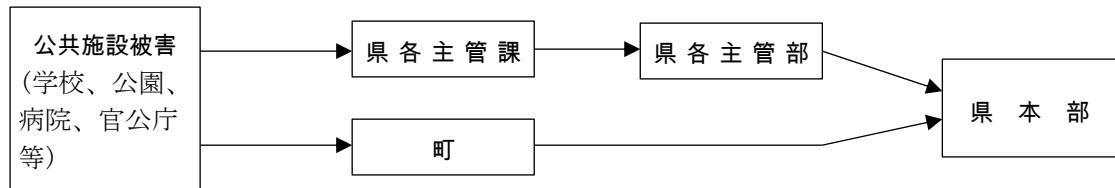
④情報収集・伝達系統4 (河川)



⑤情報収集・伝達系統5 (農産物、農地、農業基盤、林産物、林地、林業基盤、山地)



⑥情報収集・伝達系統 6 (その他公共施設)



### 第3 災害情報の広報

災害時は、間違った情報によって被災者の精神的負担が大きくなるおそれがあるため、町は防災関係機関及び報道機関と連携し、流言飛語等による社会的混乱を防止し、被災者の適切な判断と行動を助けるため、正確な情報の速やかな伝達、広報を実施する。

#### 【留意点】

- 報道機関との連携

- |            |
|------------|
| 1 広報活動     |
| 2 報道機関への対応 |

#### 1 広報活動

##### (1) 広報内容【町、防災関係機関】

###### ①被災地住民に対する広報内容

○町及び防災関係機関は、被災地の住民の行動に必要な以下の情報を優先的に広報する。また、聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

###### 【被災地住民に対する広報内容】

- |                                    |
|------------------------------------|
| 1 火災防止の呼びかけ(通電火災の防止、ガスもれの警戒、放火警戒等) |
| 2 避難勧告等の出されている地域及び内容               |
| 3 流言、飛語の防止の呼びかけ                    |
| 4 治安状況、犯罪防止の呼びかけ                   |
| 5 近隣の助け合いの呼びかけ                     |
| 6 公的な避難所、救護所の開設状況                  |
| 7 電気・電話・ガス・上下水道の被害状況、復旧状況          |
| 8 鉄道、バスの被害状況、運行状況                  |
| 9 救援物資、食料、水の配布等の状況                 |
| 10 し尿処理、衛生に関する情報                   |
| 11 被災者への相談サービスの開設状況                |
| 12 死体の安置場所、死亡手続き等の情報               |
| 13 臨時休校等の情報                        |
| 14 ボランティア組織からの連絡                   |
| 15 全般的な被害状況                        |
| 16 防災関係機関が実施している対策の状況              |

###### ②被災地外の住民に対する広報内容

○町及び防災関係機関は、被災地外の住民に対して、被災地での応急対策が円滑に行われるようになるための協力の呼びかけを中心に広報を行う。この際、聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送等による。また、必要に応じて、被災地住民向けの情報と同様の内容についても広報する。

【被災地以外の住民に対する広報内容】

- 1 避難勧告等の出されている地域及び内容
- 2 流言・飛語の防止の呼びかけ
- 3 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- 4 被災地への見舞い電話自粛の呼びかけ  
(被災地外の知人、親戚への被災者の安否情報の伝言の呼びかけ)
- 5 被災地への物資支援自粛の呼びかけ
- 6 ボランティア活動への参加の呼びかけ
- 7 全般的な被害状況
- 8 防災関係機関が実施している対策の状況

(2) 広報手段【町】

①町が行う広報手段

- ア 防災行政無線（同報系） イ 広報車、ハンドマイク等 ウ ビラの配布  
エ インターネット（緊急速報メール、ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス）  
オ 立看板、掲示板

② 報道機関への依頼

○本部長が必要と判断したときは、県を通じて報道機関へ広報を依頼するものとする。

③自衛隊等への広報要請

○町は、必要な広報を自機関で行うことが困難な場合は、自衛隊、他都道府県等に要請し、ヘリコプター等による広報活動の展開を依頼する。要請方法の詳細は、第2編 第3章 第3節 第2「自衛隊派遣要請」を参照。

④Lアラートの活用

避難勧告等を発令又は解除した場合及び避難所を開設又は閉鎖した場合、Lアラートに迅速・確実に情報を送信するものとする。

なお、庁舎の被災等、特段の事情により上記の情報送信を実施することができない場合は、町に代わり県が実施するものとする。

2 報道機関への対応【町、防災関係機関】

(1) 報道活動への情報提供

○報道機関の独自の記事、番組制作に当たっての資料提供依頼については、町及び防災関係機関は可能な範囲で提供するものとする。

(2) 報道機関の取材対応

【報道機関への発表】

- ①震災に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、災害対策本部が必要と認める情報について、予め定めた様式に基づき、速やかに実施するものとする。
- ②発表は、原則として本部長又は各部長が行うものとする。なお、発表を行う場合は、あらかじめ災害対策本部広報記録班長に発表事項及び発表場所等について調整するものとし、発表後速やかにその内容について報告するものとする。
- ③指定公共機関及び指定地方公共機関、町内に事業所を有する事業者が、震災に関する情報を公表・広報する場合は、原則としてその内容について災害対策本部と協議の上実施する。ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容について報告する。
- ④災害対策本部広報記録班長は、報道機関に発表した情報を、災害対策本部各班のうち必要と認められる班及び関係機関に送付する。

### 第3節 応援・受援

#### 第1 他の地方公共団体等に対する応援要請

町は、町内において地震による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入れ体制の確保を図る。

##### 【留意点】

- 広域的な相互応援の実施
- 密接な情報交換
- 応援手続きの迅速化

- |              |
|--------------|
| 1 県等への要請     |
| 2 国の機関への要請   |
| 3 消防機関への要請   |
| 4 民間団体への要請   |
| 5 応援受入れ体制の確保 |

##### 1 県等への要請

###### (1) 他市町村への要請【町】

○町長は、町の地域にかかる災害について適切な災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、あらかじめ締結した応援協定に基づき、他の市町村長に対し応援要請を行う。

###### (2) 県への応援要請又は職員派遣のあっせん【町】

○町長は、県知事又は指定地方行政機関等に応援又は職員派遣のあっせんを求める場合は、県に対し、次の事項を記載した文書をもって要請する。

○ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

###### ①災害応援時に記載する事項

- |                              |
|------------------------------|
| 1 災害の状況                      |
| 2 応援（応急措置の実施）を要請する事項         |
| 3 応援を希望する物資、資材、機材、器具等の品名及び数量 |
| 4 応援（応急措置の実施）を必要とする場所        |
| 5 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）  |
| 6 その他必要な事項                   |

###### ②職員派遣のあっせん時に記載する事項

- |                         |
|-------------------------|
| 1 派遣のあっせんを求める理由         |
| 2 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員   |
| 3 派遣を必要とする期間            |
| 4 その他職員の派遣あっせんについて必要な事項 |

## 2 国の機関への要請

○町長は、町域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって職員の派遣を要請する。

- 1 派遣を要請する理由
- 2 派遣を要請する職員の職種別人員
- 3 派遣を必要とする期間
- 4 その他職員の派遣について必要な事項

○なお、関東地方整備局は災害時の道路や橋脚などの復旧に対して、技術的支援を行う職員を派遣する体制（T E C - F O R C E）を組織している。

## 3 消防機関の応援要請の実施及び受援体制の確保

### （1）応援要請【町】

○町は、町の消防機関の消防力では十分な活動が困難である場合、県下の他の消防機関に対し、茨城県広域消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行うものとする。

#### 【応援派遣要請を必要とする災害規模】

- 1 大規模災害又は災害の多発等により、災害の防御が困難又は困難が予想される災害
- 2 災害が拡大し茨城県内の他市町村又は茨城県外に被害が及ぶ恐れのある災害
- 3 多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な災害
- 4 特殊資機材を使用することが災害防御に有効である災害
- 5 その他応援派遣要請の必要があると判断される災害

### （2）応援・受援体制の確保【消防機関】

#### ①受援窓口の明確化

○消防応援の受援窓口は、原則的に下妻消防署八千代分署とする。ただし、災害対策本部が設置された場合は、町災害対策本部とする。

#### ②受援施設の整備

○町長は、人、物資等の応援を速やかに受け入れるための施設をあらかじめ整備しておくものとする。

#### ③応援隊との連携

○指揮系統、情報伝達方法等を明確にし、茨城県消防広域応援基本計画に基づき、応援隊との連携により効率的な消防応援活動を行う。

#### 【消防応援活動】

- 1 災害状況の情報提供、連絡・調整(応援部隊指揮本部等の設置)
- 2 応援部隊の配置・活動場所の協議及び指示(指揮本部と代表消防機関協議)
- 3 部隊の活動、宿営等の拠点の整備・提供(公園等)
- 4 消防活動資機材の調達・提供

#### ④経費負担

○応援隊が応援活動に要した費用は、原則として応援を受けた地方公共団体の負担とする。

#### 4 民間団体への要請【町】

○町は、応急対策を実施するために必要があると判断したときは、民間団体に協力を要請する。

#### 5 応援・受援体制の確保【町】

##### (1) 連絡体制の確保

○町は、応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速、的確に状況を把握し、応援を要請する関係団体に通報するほか、必要な情報交換を行うものとする。

##### (2) 受援体制の確保

###### ①連絡窓口の明確化

○町は、応援を要請した団体との連絡を速やかに行うための窓口をあらかじめ定めておくものとする。

###### ②受援施設の整備

○町は、物資等の応援を速やかに受け入れるための施設をあらかじめ整備しておくものとする。また、防災ボランティア等の人的応援についても同様に受援施設を定めておくものとする。

###### ③経費の負担

○応援に要した費用は、原則として八千代町の負担とする。

##### 【経費の負担（応援を受けた地方公共団体）】

- 1 職員等の応援に要した交通費、諸手当、食料費
- 2 応援のために提供した資機材等物品の費用及び輸送費等

○また、指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度定めたもの、あるいは事前に相互に協議して定めた方法に従う。

## 第2 自衛隊派遣要請の実施及び受援体制の確保

町長は、地震により災害が発生し、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣申請を要求するものとする。

### 【留意点】

- 被害状況の早期把握
- 自衛隊と県・町との情報伝達路の確保

- |                 |
|-----------------|
| 1 災害派遣要請        |
| 2 自衛隊の判断による災害派遣 |
| 3 自衛隊の活動範囲      |
| 4 受援体制の確立       |
| 5 災害派遣部隊の撤収要請   |
| 6 経費の負担         |

### 1 災害派遣要請【町】

#### (1) 派遣要請

○町長は、地震の規模や収集した被害情報から判断し、以下の災害派遣要件の範囲に照らして必要があれば直ちに自衛隊の災害派遣を知事に要求する。

##### ○災害派遣要件の範囲

###### ①公共性

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること

###### ②緊急性

差し迫った必要性があること

###### ③非代替性

自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がないこと

#### (2) 派遣要請の手続き

○町長は、町内に災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、資料編「自衛隊に対する災害派遣要請依頼書」により、茨城県知事に申し出る。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。

○なお、知事に対し上記の要求をするいとまがないときは、その旨及び当該地域に係る災害の状況を直接最寄りの部隊に通知するものとし、速やかに知事に対してその旨を通知するものとする。

### (3) 自衛隊との連絡

#### ①情報の交換等

○町長は、自衛隊の派遣要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、陸上自衛隊施設学校(警備課)又は当該地域を担当する古河・霞ヶ浦分区(第1施設団長、古河駐屯地所在部隊)に通報するほか、必要な情報の交換をするものとする。

## 2 自衛隊の判断による災害派遣

○自衛隊は、災害が発生又は発生するおそれがある場合で、災害派遣要請を受けた場合は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要性の有無を判断し、派遣する。

○ただし、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、次の基準に従い要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

○なお、要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおりである。

- 1 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- 2 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- 3 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- 4 その他災害に際し、上記に準じ特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

## 3 自衛隊の活動範囲

自衛隊の災害派遣時における活動は、次のとおりである。

項目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段により情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の搜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援作業等に優先して搜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の消防用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害がある場合はそれらの啓開、除去にあたる。

項目	内 容
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関が提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水の支援を行う。
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する總理府令」（昭和33年總理府令第1号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けし、又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等、危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広報活動	航空機、車両等を用いて、町民に対する広報を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

#### 4 受援体制の確立【町】

○町は、災害派遣部隊の受援に際しては、次の事項に留意し、派遣部隊の救援目的が十分に達成できるよう受援体制を整備する。

##### (1) 災害派遣部隊到着前

- 1 応援を求める活動内容について、速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備する。
- 2 連絡職員を本部事務局員の中から指名する。
- 3 派遣部隊の展開や宿営のための後方支援拠点等を提供する。

##### (2) 災害派遣部隊到着後

- ①派遣部隊を目的地へ誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。
- ②派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を災害派遣要請者に報告する。

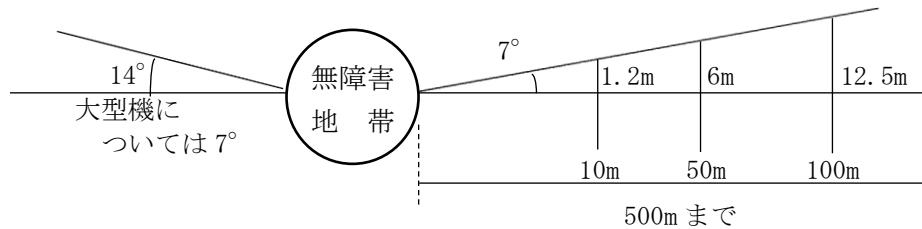
##### (3) ヘリコプターの受援

○町長及び防災関係機関の長は、ヘリコプターの派遣要請を依頼した場合は、下記の事項に留意し、受援体制を整える。

###### ①臨時ヘリポート

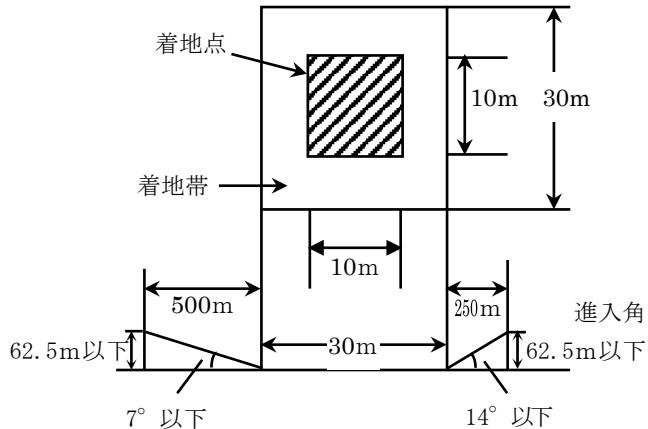
○町は6ヶ所の臨時ヘリポートを指定している。臨時ヘリポートの所在地は、資料編「臨時ヘリポート一覧」による。

②下記基準を満たすヘリポートを確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施する。

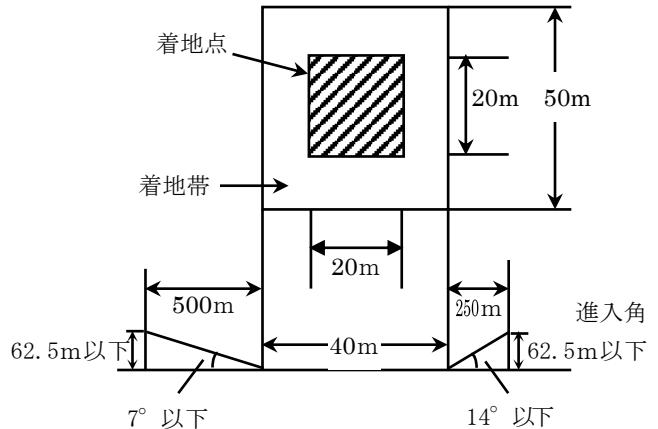


## 1 離着地点及び無障害地帯の基準

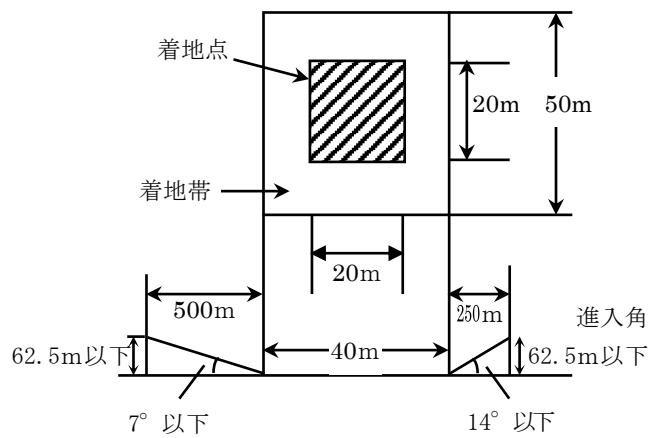
### ・小型機 (O H - 6) の場合



### ・中型機 (U H - 1 (i j)、U H - 60 J A ) の場合



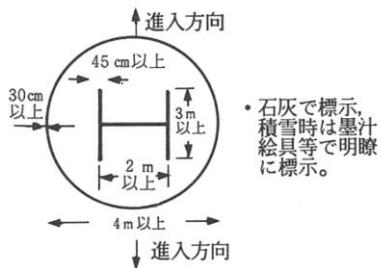
### ・大型機 (C H - 47) の場合



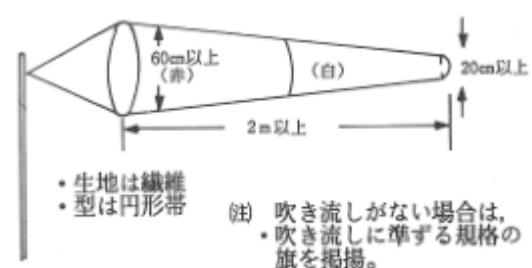
## 2 離着地点の地盤は堅固で平坦であること。

③着陸地点には、下記標準のH記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。なお、夜間使用時においては、着陸に必要な灯火施設を設置する。

### 1 H記号の基準



### 2 吹き流しの基準



④危害予防の措置

【危害予防の措置】

1 離着陸地帯への立入禁止

離着陸地帯及びその近傍において運行上の障害となるおそれのある範囲には、立ち入らせない。

2 防塵措置

表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずる。

5 災害派遣部隊の撤収要請【町】

○町長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、資料編「自衛隊に対する部隊撤収要請依頼書」により、速やかに知事に対して撤収要請を依頼する。

6 経費の負担

○自衛隊の災害派遣活動に要した経費は、原則として八千代町が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

- 1 派遣活動に必要な資機材（自衛隊の装備に係るものは除く）等の購入費、借上げ料及び修繕費
- 2 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上げ料
- 3 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- 4 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊の装備に係るものは除く）の補償  
なお、負担区分に疑義が生じた場合は、自衛隊と町が協議する。

### 第3 他市町村被災時の応援

他市町村で発生した地震において、自力による応急対策等が困難な場合には、相互応援協定等に基づき、物的・人的応援を迅速・的確に実施する。

#### 【留意点】

- 密接な情報交換
- 被害情報の収集・伝達体制の整備
- 職員派遣の際の自己完結型体制の整備

#### 1 他市町村への応援・派遣

##### 1 他市町村への応援・派遣

○他市町村において地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で自力による応急対策が困難のため応援要請がされた場合は、災対法及び災害時相互応援協定に基づき、他市町村に対し応援を実施するものとする。ただし、緊急を要し要請を待つ暇がないと認められる場合は、自主的に他市町村に応援をすることができるものとする。

###### (1) 支援対策本部の設置【町】

○他市町村において地震等による大規模な災害が発生した場合には、関係部局から構成する支援対策本部を速やかに設置し、被災市町村への物資の供給や職員の派遣等の指示及び調整を行うものとする。

###### (2) 被害情報の収集【町】

○支援対策本部は、応援を迅速かつ的確に行うため被災都道府県へ職員を派遣するなどし、被害情報の収集を速やかに行うものとする。

###### (3) 応援の実施【町】

○支援対策本部は、収集した被害情報等に基づき応援の決定を行い、被災市町村への職員の派遣、物資の供給等の応援を実施する。その際、職員は派遣先において援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。

###### (4) 被災者受け入れ施設の提供等【町】

○支援対策本部は、被災市町村の被災者を一時受け入れするための公的住宅、医療機関並びに避難行動要支援者を受け入れるための社会福祉施設等の提供若しくはあっせんを行うものとする。

## 第4節 被害軽減対策

### 第1 避難対策

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町民の安全を確保するため、関係機関の協力を得て避難に関する避難勧告、避難指示（緊急）及び避難準備・高齢者等避難開始等の提供を行い、安全に避難させることで人命の保護その他災害の拡大防止を図るものとする。

また、避難のための立退きを行うことにより、かえって危険を伴う場合は、屋内での避難その他の屋外における避難のための安全確保に関する措置を考慮する。

#### 【留意点】

- 迅速かつ的確な情報収集
- 関係機関の協力
- 避難行動要支援者に配慮した避難誘導

- |                                  |
|----------------------------------|
| 1 避難指示（緊急）・避難勧告・避難準備・高齢者等避難開始の発令 |
| 2 避難誘導                           |
| 3 警戒区域の設定                        |

#### 1 避難指示（緊急）・避難勧告・避難準備・高齢者等避難開始の発令【町、県、自衛官、警察官等】

##### （1）避難が必要となる災害

- 地震発生後、被害の拡大要因となる災害としては次のようなものがある。これらについては十分な警戒を行い、積極的な情報収集に努め、適切な避難勧告・避難指示（緊急）を行う。
- また、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始情報を適切に出すように努める。

#### 【避難が必要となる災害】

- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| ・余震による建物倒壊      | ・崖崩れ、地すべり |
| ・地震水害（河川、ため池等）  | ・延焼火災     |
| ・危険物漏洩（劇毒物、爆発物） | ・その他      |

##### （2）避難指示（緊急）・避難勧告・避難準備・高齢者等避難開始の発令【町】

- 町長は、火災、崖崩れ、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、町民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の町民に対し、速やかに避難及び立ち退きの勧告又は指示を行う。
- また、町長は、必要に応じ、立ち退きの勧告又は指示の前の段階で、町民に立ち退きの準備、又は立ち退きに時間を要する者に対して立ち退きを適切に促すよう努める。
- なお、町長がその任に当たることのできない場合は警察官が、警察官がその任に当たることができない場合は自衛官がそれぞれ代替する。

### 「避難勧告」と「避難指示（緊急）」

**避難勧告**・・・避難を拘束するものではないが、町民がその勧告を尊重することを期待して、避難を勧め、又は促すもの。

**避難指示**・・・被害の危険が目前に切迫している場合に使い、勧告よりも拘束力が強い。  
(緊急)

※避難準備・高齢者等避難開始情報：町民に対して避難の準備を呼びかけるとともに、災害時要援護者など特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を求める情報のこと。

#### (3) 避難指示（緊急）・避難勧告・避難準備・高齢者等避難開始情報の発令基準

##### 【避難指示（緊急）・避難勧告・避難準備・高齢者等避難開始の基準】

種別	条件	伝達内容	伝達方法
避難準備・高齢者等避難開始	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。	①発令者 ②避難準備の理由 ③避難対処地域 ④避難先 ⑤その他必要事項	①広報車 ②職員等による口頭 ③報道機関 ④防災行政無線
避難勧告	当該地域又は建築物等に災害が発生する恐れがある場合。	①勧告者 ②避難理由 ③避難対処地域 ④避難先 ⑤その他必要事項	①広報車 ②職員等による口頭 ③報道機関 ④防災行政無線
避難指示（緊急）	条件がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫した場合又は災害が発生し、現場に残留者がある場合。	避難勧告と同じ	上記に加え、サイレン、警鐘等を併用

#### (4) 避難指示（緊急）・避難勧告・避難準備・高齢者等避難開始情報の実施者

##### 【町、県、自衛官、警察官等】

実施者	勧告・指示を行う要件	根拠法令
町長	・町民の生命、身体に危険が及ぶと認めるとき。	災害対策基本法 第60条
知事	・町長が勧告又は指示を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法 第60条 第5項
水防管理者	・洪水等により、著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の町民に対して避難の指示を実施する。	水防法第29条
警察官	・町長から要請があったとき。 ・町長が避難の指示をできないと認められ、なおかつ指示が急を要するとき。 ・人の生命、身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす恐れがあり、指示が急を要するとき。	災害対策基本法 第61条 警察官職務執行法第 4条

実施者	勧告・指示を行う要件	根拠法令
自衛官	・災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にいないとき。	自衛隊法第94条
消防職員	・消防長又は消防署長は、火災の拡大又はガスの拡散等が迅速で、人命危険が著しく切迫していると認められるとき。	消防法第23条の2

#### (5) 避難指示（緊急）・避難勧告・避難準備・高齢者等避難開始情報の内容

- 避難指示（緊急）・避難勧告・避難準備・高齢者等避難開始情報は、次の内容を明示して実施する。
- 躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

##### 【避難指示（緊急）・避難勧告・避難準備・高齢者等避難開始の内容】

- |   |                                |
|---|--------------------------------|
| 1 | 要避難対象地域                        |
| 2 | 避難先及び避難経路                      |
| 3 | 避難指示（緊急）・避難勧告・避難準備・高齢者等避難開始の理由 |
| 4 | その他必要な事項                       |

#### (6) 避難措置の周知【町、県、自衛官、警察官等】

##### ①町民への周知徹底

- 避難勧告又は避難指示（緊急）は指示をした者及び避難準備・高齢者等避難開始情報を出した者は、速やかにその旨を町民に対して周知する。また、避難の必要がなくなった場合も、速やかに周知する。この場合、文書(点字版を含む)や掲示板による周知を行うこととし、視聴覚障がい者への周知徹底を期するとともに、情報の混乱を防止する。

##### 【避難行動要支援者を含めた町民への周知徹底】

- |   |   |
|---|---|
| 1 | 直接的な周知として、町防災行政無線、広報車等を活用する。また、これによる避難呼びかけの際には、町民の避難行動を促すため、緊迫感を持たせるような工夫をほどこした呼びかけを行うものとする。    |
| 2 | LAラート等を活用するなど、報道機関等の協力を得て、間接的に町民に広報する。また、町は、自主防災組織等の地域コミュニティとの協力・連携を図り、避難行動要支援者を含めた町民への周知漏れを防ぐ。 |

##### ②関係機関相互の連絡

- 避難の勧告又は指示及び解除を行った者は、その旨を関係機関に連絡し、現場での情報混亂を未然に防止する。

③積極的な避難行動の喚起

町は、危険の切迫性に応じて勧告等の伝達文の内容を工夫する、その対象者を明確にする、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達する等により、町民の積極的な避難行動の喚起に努める。

## 2 避難誘導

### (1) 避難誘導の方法【町、防災関係機関】

○避難誘導は、町民の安全を最優先することとし、避難経路の要所に道標や係員を配置し、安全かつ迅速に誘導する。特に、避難行動要支援者に対してはマニュアルや避難計画等を策定し、避難支援を行う。

- 1 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防その他新たに災害発生のおそれがある場所を避け、安全な経路を選定すること。
- 2 危険な地点には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。
- 3 自主防災組織、その他区長等、適切な者に協力を得る。
- 4 町民に対し、高齢者、乳幼児、小児、障がい者等、避難行動要支援者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること。
- 5 避難誘導は受入先での救援物資の配給等を考慮して、できれば行政区等の単位で行うこと。

### (2) 町民の避難対応【町民】

#### ①避難の優先

○避難に当たっては、病弱者、高齢者、障がい者等の避難を優先する。

#### ②携行品の制限

○緊急を要する場合は、貴重品(現金、貯金通帳、印鑑、有価証券等)、手拭、チリ紙等とし、比較的時間に余裕のある場合は、若干の食料、日用身の回り品等とする。

## 3 警戒区域の設定【町、県、自衛官、警察官】

### (1) 警戒区域の設定

○町長は、上記のような状況の場合、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限、禁止又は退去を命ずる。なお、町長がその任に当たることのできない場合は警察官が、警察官がその任に当たることができない場合は自衛官がそれぞれ代替する。この場合は、事後に町長に対して通知する。

○消防職員は、水防活動を妨げないよう、消防又は水防関係者以外を現場に近づけないよう措置をすることができる。

【警戒区域設定者】

設定権者	警戒区域設定の要件	根拠法令
町長	・警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者について、警戒区域への立ち入りを制限、禁止又は退去を命ずる。	災害対策基本法第63条
警察官	・町長又はその職権を行う吏員がいない場合、又はこれらの者から要請があった場合、町長の権限を代行する。この場合、直ちに町長に対して通知する。	災害対策基本法第63条
自衛官	・災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長又はその職権を行う吏員や警察官がいない場合に限り、町長権限を代行する。この場合、直ちに町長に対して通知する。	災害対策基本法第63条
消防職員	・消防活動を確保するために、消防関係者以外の者を現場近くに近づけないように措置することができる。	消防法第28条
水防管理者	・水防活動を確保するために、水防関係者以外の者を現場近くに近づけないように措置することができる。	水防法第21条

(2) 警戒区域設定の周知

○警戒区域の設定を行った者は、町民及び関係機関への連絡を行う。

## 第2 緊急輸送

震災時の緊急輸送を効率的に行うため、関係機関と協議の上、指定の緊急輸送道路の被害状況を迅速に把握し、緊急輸送道路の啓開作業を行う。また、輸送車両等の確保、救援物資の輸送拠点の整備等を行うとともに、緊急交通路の確保、被災地並びにその周辺道路の交通渋滞の解消等を目的とした、交通規制を迅速・的確に実施する。

### 【留意点】

- 迅速な道路被害状況等の収集
- 関連業界等との協力体制の強化
- 車両、船舶、ヘリコプターによる総合的な輸送体制の構築
- 隣接県警察及び関係機関との連携
- 交通規制に関する情報の周知措置

- |                 |
|-----------------|
| 1 緊急輸送の実施       |
| 2 緊急輸送路の確保      |
| 3 輸送車両ヘリコプターの確保 |
| 4 緊急輸送状況の把握     |
| 5 交通規制          |

### 1 緊急輸送の実施【国、県、町、防災関係機関等】

#### (1) 総括的優先順位

- |                |
|----------------|
| 1 人命の救助、安全の確保  |
| 2 被害の拡大防止      |
| 3 災害応急対策の円滑な実施 |

#### (2) 各段階においての優先輸送対象

##### ①地震発生直後

- |   |
|---|
| ア 救助、救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資    |
| イ 消防活動等災害の拡大防止のための人員、物資                 |
| ウ 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重症患者                |
| エ 災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資   |
| オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資 |

##### ②応急対策活動期

- |                       |
|-----------------------|
| ア 前記①の続行              |
| イ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資  |
| ウ 傷病者及び被災地外へ退去する被災者   |
| エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資 |

③復旧活動期

- ア 前記②の続行
- イ 災害復旧に必要な人員、物資
- ウ 生活必需品等
- エ 郵便物
- オ 廃棄物の搬出

## 2 緊急輸送のための道路の確保

### (1) 被害状況の把握【町、道路管理者】

○町及び各道路管理者は、緊急輸送道路の確保を最優先に行うために、県防災ヘリコプター、トライアル車等を効果的に活用して、所管する道路の被害状況や道路上の障害物の状況について速やかに調査を実施するとともに、応急対策を実施する関係機関に対し調査結果を伝達する。

### (2) 緊急輸送道路啓開の実施【町】

○行政区域内の道路の被害状況、道路上の障害物の状況を把握し、速やかに県工事事務所（常総工事事務所、境工事事務所）に報告するとともに、所管する道路については、緊急輸送道路の確保を最優先に、啓開作業を実施する。

### (3) 放置車両対策【町、道路管理者】

○町及び各道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、関係機関と協力して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。

○運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

### (4) 緊急通行車両の通行ルート確保【県】

○県は、町に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するため広域的な見地から指示を行うものとする。

### (5) 啓開資機材の確保【町、道路管理者】

○町及び各道路管理者は、建設業者等との災害協定等に基づき、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

## 3 輸送車両、ヘリコプターの確保

### (1) 車両、ヘリコプターの調達【町】

○町は、事業者との協定を締結し、車両・ヘリコプター等の調達先、予定数を明確にしておくとともに、災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合、県に対して調達・あっせんを要請する。

### (2) 輸送車両等の配車【町】

#### ①配車

○各課への車両等の配分は災害の状況に応じて定める。

#### ②配車手続き

○各課は必要とする車両等の請求を財務課に提出し、所要車両等を引き渡す。

#### ③料金の支払い

○調達した車両等の料金については、会計課において支払い手続きを行う。

(3) 緊急通行車両の確認（緊急通行車両標章及び証明書の交付）

【町等緊急通行車両の実施責任者、県、下妻警察署】

○災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両（道路交通法に規定する緊急自動車を除く。）について、緊急通行車両としての申請に基づき、緊急通行車両標章及び証明書を以下の手続きにより適正に交付する。

【緊急通行車両の確認】

- 1 緊急通行車両の実施責任者及び当該車両の使用者は、知事又は県公安委員会に対し、緊急通行車両確認申請書により当該車両が緊急通行車両であることの確認を求める。
- 2 前記により確認したときは、知事又は県公安委員会は、緊急通行車両の実施責任者及び当該車両の使用者に対し、災対法施行規則第6条に規定する標章及び証明書を交付する。
- 3 交付を受けた標章は当該車両の前面の見やすい部位に表示する。  
なお、緊急通行車両の標章及び証明書の様式は資料編「緊急通行車両確認証明書等」のとおりである。
- 4 県公安委員会は、緊急通行車両についてあらかじめ災害応急対策用として届出があった場合、事前に審査し災害時に速やかに標章等の交付を図るものとする。また、この事前届け出の取扱について、災害応急対策に携わる見込みのある者に対し、平時から周知に努める。

4 緊急輸送状況の把握【町】

○町は、発災時において県が収集する緊急交通路の応急復旧状況、交通規制の状況、交通量の状況等の情報を入手し、関係各機関や緊急輸送主体からの問い合わせに対応できるよう努める。

5 交通規制

(1) 応急緊急対策期【町、下妻警察署】

①被災地への流入車両の制限

○町は、震災発生直後において、県警と協力の上、次により、速やかに被災地を中心とした一定区域内への緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限する。

1 第一次交通規制

被災地を中心とした概ね半径20kmの地点の主要交差点において、被災地方面に進行する緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限する。

2 第二次交通規制

震災の規模の実態の把握、事態の推移等を勘案しながら、第一次交通規制実施後速やかに、被災地を中心とした概ね半径40kmの地点の主要交差点において、被災地方面に進行する緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限する。

②緊急交通路の交通規制

○災対法の規定に基づき、被災者の救難、救助のための人員の輸送車両、緊急物資輸送車両等緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限する。同法の規定に基づく標識の様式は資料編「緊急交通路の交通規制標識」のとおりである。

○なお、本町に係る緊急交通路指定予定路線は、次表のとおりである。

【緊急交通路指定予定路線】

地 区 別	路 線 名
八千代町	国道125号

③区域指定による規制

○災害状況により、災害現場及びその周辺の道路すべてを緊急輸送のため確保することが必要な場合には、その必要な区域を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

④緊急交通路等における警察官等の措置

○警察官は、緊急交通路等に放置車両その他交通障害となる車両その他の物件がある場合は、直ちに立ち退き・撤去の広報・指示を行う。また、著しく障害となる車両その他の物件については、道路管理者等の協力を得て排除するほか、状況により必要な措置を講じる。

○なお、災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、警察官の職務を代行するものとし、自衛隊、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を実施する。

⑤広報活動

○交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報について、交通情報板、警察車両、立看板、横断幕、現場の警察官による広報のほか、テレビ、ラジオ等のあらゆる広報媒体を通じて、ドライバーをはじめ居住者等広く町民に周知する。

(2) 復旧・復興期【町、下妻警察署】

①復旧・復興のための輸送路の交通規制

○緊急交通路については、被災地における活動が、災害応急対策から復旧・復興活動に重点が移行する段階においては、災害の状況、災害応急対策の状況等を勘案して漸次見直しを行い、復旧・復興のための輸送路(復旧、復興関連物資輸送ルート)として運用する。

○この場合、復旧・復興の円滑化のため、原則として、復旧・復興関連物資輸送車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

②災害応急対策期交通規制の見直し

○緊急交通路のほか、災害応急対策期から実施中の第一次及び第二次交通規制についても災害応急対策等の推移を勘案しながら、規制区間、箇所等の見直しを行い、実態に即した交通規制を実施する。

③広報活動

○復旧・復興期における交通関連情報について、あらゆる広報媒体を通じて町民への周知を図る。

(3) 運転者のとるべき措置【運転者】

①走行中の車両の運転者は、次の要領により行動すること。

【走行中の運転者がとるべき行動】

- 1 できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
- 2 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- 3 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- 4 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

②避難のために車両を使用しないこと。

③災対法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内に至る運転者は次の措置をとること。

【通行禁止区域等内の運転者がとるべき行動】

- 1 速やかに、車両を次の場所に移動させること。
  - ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
  - イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
- 2 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
- 3 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかつたり、運転者が現場にいないために措置することができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。

第3 交通計画

災害により道路、橋梁等の道路施設に被害が発生し、交通の安全と施設保全上必要があると認められるとき、又は交通の混乱により応急対策に支障をきたすおそれがあるときの交通規制並びにこれに関連した応急の対策は、本計画の定めるところによる。

- 規制の種別等
  - 発見者の通知
  - 各機関別実施者
  - 道路、橋梁の応急対策

## 1 規制の種別等

災害時における規制の種別及び根拠は、おおむね次による。

(1) 道路法に基づく規制(同法第46条)【町、道路管理者】

災害時において道路施設の破損等により施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があるときは、道路管理者が交通を禁止し又は制限(重量制限を含む)する。

(2) 道路交通法に基づく規制(同法第4条、5条及び6条)【県警察本部、公安委員会、下妻警察署】

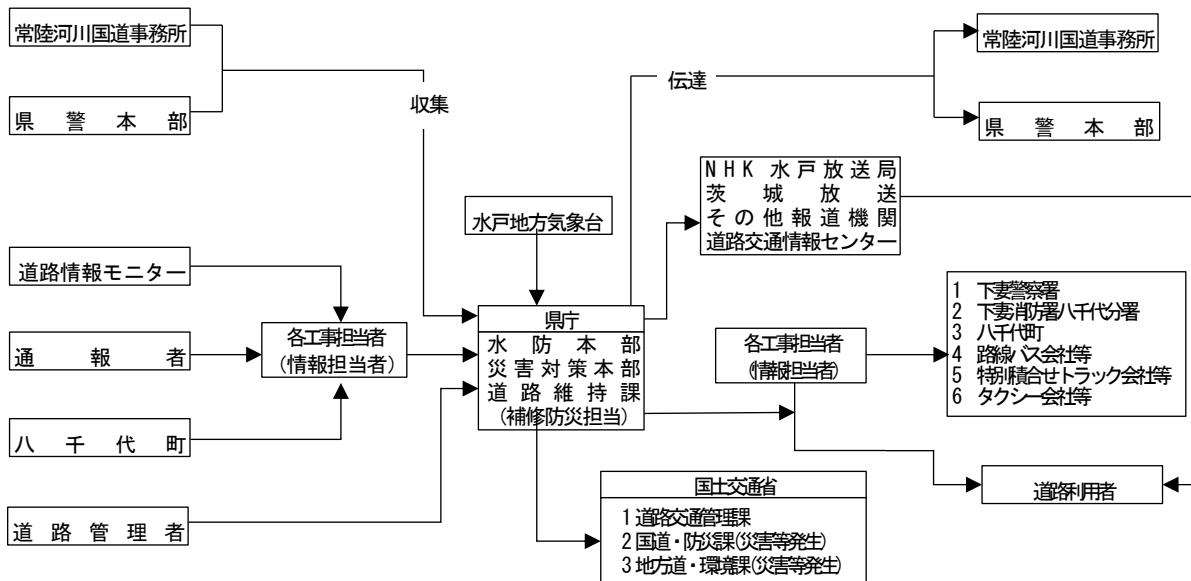
災害において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、公安委員会、警察署長、警察官(以下「警察関係機関」という。)は、歩行者又は車輌の通行を禁止し又は制限する。

(3) 災害対策基本法に基づく規制(同法第76条)【公安委員会】

災害応急対策に必要な人員、物資等の緊急輸送確保のため必要があると認められるときは、公安委員会は緊急通行車両以外の通行を禁止し、又は制限する。

(4) 豪雨・地震等の災害時に、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準及び具体的対策については、「異常気象時における道路通行規制要綱」及び「異常気象時における道路通行規制の強化対策に関する実施要領」に基づき実施する。

道路情報の連絡系統は、次の図のとおりである。



## 図 道路情報連絡系統

## 2 発見者の通知【交通災害発見者、警察官】

災害時に道路施設の被害その他により通行が危険であり、又は極めて混乱している状態を発見した者は、すみやかに警察官又は町長に通知する。

通知を受けた警察官又は町長は、相互に連絡するものとする。町長はその路線管理機関にすみやかに通知するものとする。

## 3 各機関別実施者

### (1) 道路管理者【町、道路管理者、下妻警察署】

道路施設の被害により危険な状態が予想され、若しくは発見したとき、又は通報等により承知したときは、すみやかに必要な範囲の規制をする。この場合に警察関係機関と緊密に連絡をするものとする。

### (2) 町【町、下妻警察署】

町以外のものが管理する道路施設でその管理者に通知して規制をするいとまがないときは、町はただちに警察官に通報して道路交通法に基づく規制を実施し、又は町長が災害対策基本法第60条により避難の指示をし又は同法第63条により警戒区域を設定し、立入を制限し若しくは禁止し又は退去を命ずるなどの方法によって応急的な規制を行うものとする。

### (3) 警察関係機関【公安委員会、県警察本部】

公安委員会、警察署長、警察官等警察関係機関は、道路交通法に基づき、危険防止及び交通の安全と円滑を図り、又は災害対策基本法第76条による緊急輸送を確保するために、一時通行を禁止し又は制限を行う。なお、警察関係機関が行う規制の細則については、茨城県地域防災計画を参照のこと。

## 4 道路、橋梁の応急対策【町、道路管理者】

道路、橋梁の被害によって、交通が阻害されることは、災害の救助作業、復旧作業等に重大な支障をきたす。従って、道路、橋梁の災害は万難を排して応急処理により交通確保に努める。応急対策の基本的な構想として、次の段階による対策を考慮する。

### 【応急対策の基本的な構想】

- (1) 町及び工事事務所の職員により交通制限等の処置をする。
- (2)迂回路を確保し、これを表示する。
- (3)町の管理する交通施設において、被害規模が大きく、町の能力だけでは十分な応急対策ができないと認められる場合は、県に援助を要請し、応急対策に当たる。
- (4)隣接工事事務所又は被害の少ない工事事務所から機械、労力の応援をえて、上記処置にあたる。

## 第4 消火・救出・救助活動

地震発生による火災、浸水及びこれら災害による死傷者等をできる限り軽減するため、防災関係機関は相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な対策を実施する。

### 【留意点】

- 被害情報の早期把握
- 対策活動の優先度の考慮
- 応援隊との連携
- 活動障害の考慮

- |                     |
|---------------------|
| 1 消火活動              |
| 2 救助・救急活動           |
| 3 水防活動              |
| 4 危険区域の調査及び被害想定図の作成 |
| 5 消防通信体制の確立         |

### 1 消火活動【町、西南広域消防本部、消防団、自主防災組織】

#### (1) 火災情報の収集、伝達【町、西南広域消防本部、消防団】

##### ①被害情報の把握

○町及び西南広域消防本部は、町民等からの119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報などを統合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

##### ②災害状況の報告

○西南広域消防本部消防長は、災害の状況を町長及び知事に対して報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れのないよう努める。

#### (2) 同時多発火災への対応【西南広域消防本部、消防団】

①延焼火災が多発し、拡大のおそれがある場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保のための消火活動を行う。

②同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

③大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、部隊を集中させて消火活動にあたる。

##### ④重要対象物優先の原則

○重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合には、重要対象物の防護上に必要な消火活動を優先する。

##### ⑤火災現場活動の原則

ア 出場隊の指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

ウ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、町民の安全確保を最優先とし、道路、

河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(3) 応援派遣要請【西南広域消防本部】

○西南広域消防本部は、自らの消防力では十分な活動が困難であると判断した場合は、消防相互応援協定に基づき代表消防本部を通じて他の消防本部に対して、応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、県知事に対し、電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。

(4) 応援隊の派遣【西南広域消防本部】

○西南広域消防本部は、消防相互応援協定及び町長の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。特に、近隣市町での被害に対してはあらかじめ定めた消防計画等により直ちに出動できる体制を確保する。

(5) 自主防災組織及び町民等による消火活動【自主防災組織、町民】

①出火防止

○自主防災組織及び町民は、地震発生後直ちに火気の停止、ガス、電気の使用停止等を実施又は近隣に呼びかけ、火災を発見した場合は自発的に消火活動を行うとともに、消防機関に連絡する。

②消火活動

○町民及び自主防災組織等は、消防機関に協力し、又は単独で地域での消火活動を行うよう努める。また、倒壊家屋、留守宅等の出火に関する警戒活動に努める。

## 2 救助・救急活動

(1) 消防機関による救助・救急活動【町、西南広域消防本部、消防団】

1) 被害情報の収集、伝達

①被害情報の把握

町及び西南広域消防本部は、町民等からの119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報などを統合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

②災害状況の報告

西南広域消防本部消防長は、災害の状況を町長及び知事に対して報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れのないよう努める。

2) 救助・救急活動

○地震後、多発すると予想される救助・救急要請に対して、あらかじめ定めた救助・救急計画に基づき次の組織的な対策をとる。

【救助・救急への対応】

①救助・救急活動は、緊急性の高い傷病者を優先とし、その他の傷病者は出来る限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関との連携の上実施する。

②延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助・救急活動を行う。

3) 救助資機材の調達

○家屋の圧壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じた時は、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。

4) 応急救護所の設置

○災害現場では必要に応じ応急救護所を設置し、医療機関、自主防災組織、医療ボランティ

ア等と協力し、傷病者の応急手当、トリアージを行う。

#### 5) 後方医療機関への搬送

##### 【後方医療機関への搬送方法】

- ① 応急救護所ではトリアージの結果によって、傷病者の傷病程度に応じ必要な応急手当を行い医療機関に搬送する。
- ② 消防機関は、搬送先の医療機関が施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、茨城県救急医療情報コントロールセンターから、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、救護班、救急隊に対して情報伝達する。
- ③ 県防災ヘリコプターによる重篤傷病者等の搬送について、搬送体制の整備を行い、積極的に活用を図る。

#### 6) 応援派遣要請

○西南広域消防本部は自らの消防力で十分な活動が困難である場合は、消防相互応援協定に基づき代表消防本部を通じて他の消防本部に対して応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をあっても対応できない時は、県知事に対して電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。

#### 7) 応援隊の派遣

○西南広域消防本部は、消防相互応援協定及び知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、救助隊、救急隊を被災地に派遣し、現地の消防機関と協力して救助救急活動を行う。特に、近隣都県での被害に対してはあらかじめ定めた救助・救急計画等により直ちに出動できる体制を確保する。

#### (2) 自主防災組織等による救助・救急活動【自主防災組織、町民】

○町民及び自主防災組織等は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

### 3 水防活動

○震災時における水防活動は、茨城県地域防災計画、水防管理者が定める水防計画及び県水防計画によるほか、本計画の定めるところによる。

#### (1) 町の措置【町】

○地震が発生した場合、たま池、河川等の堤防の決壊、又は放流による洪水の発生が予想されるので、町長は、地震(震度4以上)が発生した場合は、水防計画又はその他水防に関する計画に基づく通信、情報、警戒、点検及び防御体制を強化するとともに、水防活動に当たっては、ダム、堤防等の施設の管理者、警察・消防の各機関及び住民組織等との連携を密にし、特に避難及び被災者の救出に重点を置く。

#### (2) その他の措置

##### 1) 施設の管理者【町、水防施設管理者】

○たま池、堤防、水閘門等の管理者は、地震(震度4以上)が発生した場合は、直ちに施設の巡視、点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じ関係機関及び地域住民に連絡するとともに、ダム、水閘門等の操作体制を整え、状況により適切な開閉等の措置を講じる。

##### 2) 水防警報【県、国】

○国土交通省及び県は、ダム等が決壊し又は決壊が予想され、洪水などの危険があると認めるときには、迅速・的確に水防警報を発表するとともに、関係機関に伝達し、地域住民に

周知させる。

#### 4 危険区域の調査及び被害想定図の作成【町】

○町は、その区域内における危険地域のうち、次に掲げる危険区域についてあらかじめ調査し、必要に応じ具体的な被害想定図を作成し消防活動の円滑な実施に努める。

- 1) 住宅密集地帯の火災危険区域
- 2) がけくずれ等の危険区域
- 3) 浸水危険区域
- 4) 特殊火災危険区域（危険物及び放射線関係施設等）

#### 5 消防通信体制の確立【県、町】

○災害時における市町村間の相互応援が円滑に行われるよう、通信体制の整備をはかる。とくに、消防無線通信については、全県共通波の活用をはかることとし、この運用等にあたり県は、必要な指導助言を行うよう努める。なお、有線通信についても、町は相互に専用線の確保に努める。

## 第5 応急医療救護

地震発生時には、広域あるいは局地的に、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、震災時における応急医療体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携の下に一刻も速い医療救護活動を行う。

### 【留意点】

- 地域レベルでの災害対策の強化
- 情報途絶を前提とした医療救護体制の確立
- 後方搬送体制の確立
- 医療ボランティアの確保

- |             |
|-------------|
| 1 応急医療体制の確保 |
| 2 後方支援活動    |

#### 1 応急医療体制の確保

##### (1) 初動体制の確保【医療関係機関】

- 災害時に迅速かつ的確に救援・救助を行うために、町の災害対策本部設置に併せ、各医療機関、医療関係団体においても災害対策部門を設置し、初動体制を整える。
- また、全ての医療関係者は、可能な手段を用いて迅速かつ正確な情報の把握に努め、被災により医療機能の一部を失った場合においても可能な限り医療の継続を図るとともに、自らの施設において医療の継続が困難と認めた場合には、自発的に医療救護所等の医療提供施設に参集するなど応急医療の確保に協力するよう努めるものとする。

##### (2) 医療救護班の編成【町、医療関係機関】

- 町は、必要に応じ医療救護班を編成し出動するとともに、災害の種類や程度により真壁医師会並びに町内医療関係者に出動を要請し、迅速な医療救護活動を行う。

#### 【町内医療関係者一覧】

名 称	所 在 地	電 話	診 療 科 目
八千代病院	栗山238	48-1181	外科・胃腸科・肛門科・内科・整形外科・循環器科(55床)
きくやま医院	高崎1073	48-1294	内科・小児科・アレルギー科・リウマチ科
佐々木整形外科	菅谷1065-2	30-2424	整形外科
茨城西南医療センター病院付属八千代診療所	菅谷1170-1	48-2001	内科

##### (3) 医療救護チーム・DMA Tの編成、派遣【町、県、医療関連機関】

- 町長は、必要に応じて医療救護班を編成し出動するとともに、災害の種類及び程度により地区医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護活動を行う。
- また、災害の程度により町の能力をもってしては十分でないと認められるときは、県及びその他関係機関に協力を要請する。

○県は、町から医療救護に関する協力要請があったとき、又は医療救護を必要と認めたときは、県立病院をはじめ国立病院機構病院、日赤茨城県支部、県医師会、県歯科医師会等関係団体、災害拠点病院（県西総合病院）及びDMA T指定医療機関に対し協力を要請する。

○また、必要に応じ、国及び県医師会を通じ日本医師会の災害医療チーム（以下「JMAT」という。）の派遣を要請する。

#### （4）医療救護所の設置【町、医療関連機関】

○町は、災害の発生場所、規模及び患者数等を考慮し、適切な場所に救護所を設ける。また、必要に応じ避難所等の巡回救護を行う。

## 2 後方支援活動

#### （1）患者受入れ先病院の確保【町、防災関係機関】

○医療救護所では対応できない重傷者については、茨城県救急医療情報コントロールセンターからの情報を得て、応需可能な後方医療施設（被災を免れた全医療施設）に搬送し、入院、治療等の医療救護を行う。

#### （2）搬送体制の確保【町、県、医療機関等】

○後方医療施設への転送を行う場合には、自己所有の救急車又は応援側消防機関の救急車により後方搬送を実施する。ただし、消防機関の救急自動車が確保できない場合は、町が輸送車両の確保に努める。必要に応じ茨城県、県警、自衛隊に対しヘリコプターによる搬送を要請する。

#### （3）人工透析の供給等【町、県、医療機関等】

##### 1) 人工透析の供給

○透析医療については、慢性的透析患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があるほか、クラッシュ・シンドローム※による急性的患者に対して提供することが必要である。県及び町は被災地域内における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び病院等へ提供するなど受療の確保に努める。

○病院等は、断水時にも人工透析医療を継続するため、備蓄や災害用井戸等透析用水の確保に努めるものとする。なお、人工透析の提供ができなくなった場合は、他の病院等への斡旋に努めるものとし、病院等間での調整が困難なときは、県に調整を要請する。

○県は、病院等からの要請を受けて、透析医療機関の確保に努める。

##### 2) 人工呼吸療法、酸素療法、経静脈栄養療法、経管栄養療法等

○町は、県、保健所、医療機関、訪問看護ステーション等と協力して被災地内の在宅患者等の被災状況を確認するとともに、必要に応じ在宅患者のために医療提供を行う。さらに、経静脈栄養剤、経管栄養剤、人工呼吸用酸素等の医療品に不足があった場合は、関係団体（県薬剤師会、日本産業・医療ガス協会等）に供給を依頼する。

○また、消防機関への依頼等により適切な患者の搬送を実施する。

○病院等は、人工呼吸器のバッテリー、非常用発電機等を準備している場合は、在宅患者への貸し出しを行うほか、人工呼吸用酸素等の必要な医療材料についての提供に努める。

##### 3) 周産期医療

○町の保健師は、被災地の小児慢性疾患児及び妊婦の巡回相談や訪問指導を実施する。併せて、消防機関への依頼等により適切な患者の搬送を実施する。

(4) 医療ボランティア活動【医療関連機関】

○災害発生後、直ちに各医療関係団体は医療ボランティア調整本部を設置し、医療ボランティア活動を希望する者の登録を行い、医療ボランティアを確保する。

○医療ボランティアの活動内容は、資料編「医療ボランティア一覧」のとおり。

※クラッシュ・シンドローム：長時間、体が挟まれたりして圧迫された場合に筋肉の組織が破壊され、その破壊された筋肉から発生した有毒な物質が、圧迫が解けた後に、血液中に溶けだして全身にまわる事。

## 第6 危険物災害防止対策

地震による危険物等災害を最小限にとどめるためには、危険物等施設の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための応急措置を講じて施設の被害を最小限にとどめ、施設の従業員や周辺住民に対する危害防止を図るために、関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を確立するものとする。

### 【留意点】

- 被害状況の緊急点検
- 連絡体制の確保

- 1 危険物等流出対策
- 2 石油類等危険物施設の安全確保
- 3 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保
- 4 毒劇物取扱施設の安全確保

### 1 危険物等流出対策

○地震により危険物等施設が損傷し、河川に大量の危険物等が流出又は漏洩した場合は、町並びに危険物等取扱事業所は次の対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防止に努める。

#### (1) 連絡体制の確保【危険物等取扱事業所】

○危険物等取扱事業所は、地震等により危険物等流出事故が発生した場合、速やかにその状況を把握し、県、町等に通報するとともに、防災関係機関、隣接事業所とそれぞれの業務等について相互に密接な連携を図り、応急措置が迅速かつ的確に行えるよう協力して実施する。

#### (2) 危険物等取扱事業所の自衛対策【危険物等取扱事業所】

○危険物等取扱事業所は、危険物等が大量に流出した場合には拡散を防止するため、あらかじめ定めた防災マニュアルに基づき、迅速に危険物等の取扱作業の停止、施設等の緊急停止、オイルフェンスの展張等の自衛措置を実施するとともに、化学処理材等により処理する。

#### (3) 町及び県の対応【町、県】

○町は、危険物等取扱事業所から危険物等流出の連絡を受けた場合には、速やかに被害状況を調査し、その結果を県に報告する。

○県は、町から危険物等流出の連絡を受けた場合には、防災関係機関と連携を図り、速やかに応急処置を実施する。

#### (4) 地域住民に対する広報【町、危険物取扱事業所】

○地震等により危険物等流出事故が発生した場合、地域住民の安全を図るため、次により広報活動を実施する。

## 【住民に対する広報活動】

### 1) 危険物等取扱事業所

危険物等取扱事業所は、広報車、拡声器等を利用して、迅速かつ的確に広報するとともに町、県、防災関係機関に必要な広報を依頼する。

### 2) 町

町は、広報車、防災行政無線等により災害の状況や避難の必要性等の広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て周知を図る。

## 2 石油類等危険物施設の安全確保

### (1) 事業所における応急処置の実施【石油類等危険物施設管理者】

○地震による被害が発生した場合、危険物施設の管理者は各危険物施設の災害マニュアルなどに基づく応急処置を適正かつ速やかに実施する。また、被害状況等については消防、警察等防災関係機関に速やかに報告する。

### (2) 被害の把握と応急措置【西南広域消防本部、県】

○茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部は、管轄範囲の危険物施設の被害の有無を確認し、被害が生じている場合は、消火・救助等の措置を講じる。また、被害状況を県に対して報告し、自地域のみでは十分な対応が困難な場合には応援を要請する。

## 3 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保

### (1) 防災活動の実施【高圧ガス設備等取扱事業者】

○高圧ガス取扱事業所、液化石油ガス販売事業者及び火薬類取扱事業所は地震発生後、緊急に行う高圧ガス設備等の点検や応急措置について定めた防災マニュアルに基づき適切な処置を行う。

### (2) 災害情報の収集【高圧ガス設備等取扱事業者】

○高圧ガス取扱事業所、液化石油ガス販売事業者及び火薬類取扱事業所は、地震発生後、県及び一般社団法人県高压ガス保安協会の行う災害情報収集に協力し、関係機関への防災情報の提供に資する。

### (3) 高圧ガス取扱施設及び液化石油ガス販売事業所間の相互応援態勢の活用

#### 【県、一般社団法人県高压ガス保安協会 高圧ガス設備等取扱事業者】

○県及び一般社団法人県高压ガス保安協会は、高圧ガス取扱事業所間及び液化石油ガス販売事業所間の相互応援体制が円滑に機能するよう連絡調整を行う。

## 4 毒劇物取扱施設の安全確保

### (1) 施設の調査【毒劇物取扱施設管理者】

○毒劇物取扱施設の管理者は、毒物又は劇物のタンク及び配管に異常がないかどうかの点検を行う。

○施設外への毒物又は劇物の流出等をおこす恐れがある場合、又は流出等をおこした場合には、直ちに応急措置を講ずるとともに、管轄保健所、警察署又は消防機関に連絡し、併せて、町に連絡する。

(2) 施設付近の状況調査及び処理と町民の避難誘導【町、西南広域消防本部、下妻警察署】

- 町は、毒物又は劇物の流出等の届出を受けた場合には、速やかに施設付近の状況を調査し、県に報告する。県は町から連絡を受けた場合は、消防機関等関係機関と連携を図り、毒物又は劇物の中和、希釈等の応急措置を講じ、被害の拡大を防止する。
- また、町は、警察署、消防機関と協力のうえで町民への広報活動及び避難誘導を行う。

## 第7 燃料対策

災害時においても、町の庁舎や災害拠点病院等の重要施設の自家発電用燃料、応急対策を実施する応急対策車両等の燃料は継続して供給する必要がある。

このため、燃料の供給状況や給油所の被災状況を確認するとともに、応急対策車両の優先・専用給油所の開設等を、迅速・的確に実施する。

### 【留意点】

- 迅速な状況の確認と情報共有
- 重要施設への燃料の供給
- 応急復旧等を実施する車両への燃料の優先供給
- 町民への普及啓発

- |                   |
|-------------------|
| 1 連絡体制の確保と情報の収集   |
| 2 災害応急対策車両への燃料の供給 |
| 3 町民への広報          |

### 1 連絡体制の確保と情報の収集

#### (1) 連絡体制の確保【県、町、県石油業協同組合】

- 県、町及び県石油業協同組合は、震災発生直後、予め連絡手段が使用可能な状態にあるか確認を行うとともに、必要に応じて連絡先の確認を行う。

#### (2) 給油所の被災状況の確認【県、町、県石油業協同組合】

- 県及び町は、県石油業協同組合を通じ、組合加盟給油所の被災状況を確認する。

#### (3) 燃料の供給状況の確認【県、町、県石油業協同組合】

- 県及び町は、県石油業協同組合を通じ、組合加盟給油所の燃料の調達の状況や、石油元売各社の状況について確認を行う。

### 2 災害応急対策車両への燃料の供給

#### (1) 災害応急対策車両専用・優先給油所の設置【県、町、県石油業協同組合】

- 県及び町は、燃料の供給が途絶え、災害応急対策車両への燃料の供給が難しいと判断した場合には、県石油業協同組合に対し、予め指定した給油所において災害応急対策車両への優先給油を行うよう依頼する。

#### (2) 「災害時緊急給油票」の発行【県、町、防災関係団体】

- 県、町及び防災関係機関等は、事前に指定のできない県外からの応援車両や応急復旧等に必要な工事・調査等を実施する車両に対し、必要に応じて「災害時緊急給油票」を発行する。
- なお、「災害時緊急給油票」により給油を行う場合は、その車両がどのような応急対策等を実施するのかわかるような表示を行っておくこととする。

#### (3) 緊急車両への燃料の供給【災害応急対策車両専用・優先給油所】

- 災害応急対策車両専用・優先給油所は災害応急対策車両及び「災害時緊急給油票」を持参した車両に燃料の供給を行う。
- 災害応急対策車両及び災害時緊急給油票の交付を受けた車両の使用者が専用・優先給油所において給油を行う場合には、予め定めるルールに従い給油を受けるものとする。

### 3 町民への広報【町】

○町は、給油所における車列の発生などの混乱を防ぐため、町民に対し、燃料の供給状況や今後の見込み等について定期的に情報を提供する。

## 第5節 被災者生活支援

### 第1 被災者の把握

地震による災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急並びに復旧対策を推進していくことが必要である。特に、救助法の適用、避難所の開設、救援物資の供給、応急仮設住宅入居者の選定、義援金の配分、災害弔慰金等の支給等被災者の生活支援に関する対策については、被災者状況を十分に把握し、それに基づいた対策を推進していくことが重要である。このため、被災者把握に関する業務を積極的に行っていくものとする。

#### 【留意点】

- 被災者把握のための調査体制の整備
- 避難者把握のための窓口の明確化
- 避難者、疎開者、自宅被災者等の把握

#### 1 避難者、疎開者、自宅被災者の把握

##### 1 避難者、疎開者、自宅被災者の把握

町は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所以外の場所（自宅、車中泊、テント泊等）で生活し、食事や物資のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。

###### （1）登録窓口の設置【町】

- 発災後、避難者の氏名、自宅住所、性別、年齢等について登録できるよう登録窓口を設置する。

###### （2）避難者等の調査の実施【町】

###### 1) 調査体制の整備

- 町は、救助法の適用、避難所の開設、食料・水・生活必需品等の供給、義援金の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選定等被災者に関する事項の調査を効率的に実施できるようあらかじめ調査体制を整備する。

#### 【調査体制】

- |              |  |
|--------------|--|
| ① 調査チームの編成   | 被災者状況、建物被害等を把握するため、関係部局の職員やボランティア等からなる調査チームを地域別に編成し、調査責任者を定め調査を行う。 |
| ② 調査・報告方法の確立 | 調査用紙、報告用紙を作成し、その周知徹底を図るとともに、調査方法、報告方法についてもあらかじめ定めておくものとする。         |

###### 2) 調査の実施

- 町は、1)に基づき調査を実施する。必要があれば、県に調査を要請する。

3) 調査結果の報告

○町は、調査結果を統括し、救助法の適用、避難所の開設、食料・水・生活必需品等の供給、義援金品の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選定について県に対し調査結果を報告する。

## 第2 避難生活の確保、健康管理

指定避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供及び維持ができるよう、指定避難所の開設及び健康管理等を推進していく。

### 【留意点】

- 使用可能施設・設備の把握
- 町民との協力体制
- 避難者の状態把握

- 1 指定避難所の開設・運営
- 2 指定避難所生活環境の整備
- 3 健康管理
- 4 精神保健、心のケア対策

### 1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設・運営

#### (1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設【町】

- 町は、被害状況により指定避難所を設置する必要があると認められる時は、次により指定避難所を開設する。
- さらに、町は、高齢者等避難行動要支援者に配慮して、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、被災地以外の地域にある施設を含め、ゴルフ場や旅館、ホテル等多様な施設の確保に努める。

##### 1) 基本事項

###### ① 対象者

- ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- イ 現に災害に遭遇(旅館の宿泊人、通行人等)した者
- ウ 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者

###### ② 設置場所

- ア 指定避難所としてあらかじめ指定している施設(資料編「指定避難所・指定緊急避難場所一覧」参照)
- イ 広域避難地等に設置する小屋、テント等の野外受入施設

###### ③ 救助法による設置費用の範囲及び限度額

- ア 費用の範囲
  - (ア) 賃金職員等雇上費
  - (イ) 消耗器材費
  - (ウ) 建物、器物等使用謝金
  - (エ) 燃料費
  - (オ) 仮設便所及び炊事場の設置費等
  - (カ) 衛生管理費
- イ 限度額
  - 基本額 避難所設置費 1人1日当たり320円以内

④ 設置期間

災害発生の日から7日以内とする。

ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、県知事の事前承認(厚生労働大臣の同意を含む。)を受ける。

2) 指定避難所開設の要請

○町は、指定避難所が不足する場合は、県に対し、指定避難所の開設及び野外受入施設の設置に必要な資材の調達への協力を要請する。県は、町から要請があった場合、又は町からの報告及び被害状況により必要だと認められる場合は、他市町村に対し指定避難所開設を指示するとともに、野外受入施設の設置に必要な資材の調達を行う。

3) 指定避難所開設の報告

○町は、指定避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

**【県への報告内容】**

- |              |             |            |
|--------------|-------------|------------|
| ① 指定避難所開設の目的 | ② 箇所数及び受入人員 | ③ 開設期間の見込み |
|--------------|-------------|------------|

**(2) 指定避難所の運営【町】**

○町は、指定避難所の開設に伴い、職員及び自主防災組織・ボランティアを各指定避難所に配置し、あらかじめ策定したマニュアルに基づいて指定避難所の運営を行う。その際、女性の参画を推進し、避難の長期化等必要に応じて男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるとともに、空屋等利用可能な既存住宅のあっせん等により指定避難所の早期解消に努める。さらに必要があれば、県、近隣市町に対しても協力を要請する。また、指定避難所の安全確保及び秩序の維持のため警察官の配置についても配慮する。

○町の要請があった場合、県は職員を派遣するとともに、他市町村に対し職員の派遣を指示する。

○指定避難所となる施設において、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。

○指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

○町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

**(3) 指定避難所における住民の心得【避難住民等】**

○指定避難所に避難した住民は、指定避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心掛ける。また、町は平常時から指定避難所における生活上の心得について、住民に周知を図る。

**【指定避難所における住民の心得】**

- 1) 自治組織の結成とリーダーへの協力
- 2) ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールの遵守
- 3) 避難行動要支援者への配慮
- 4) プライバシーの保護
- 5) その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

#### (4) 福祉避難所における支援【町】

##### 1) 福祉避難所の指定

○要配慮者は、心身の状態や障がいの種別によっては、避難所の生活に順応することが難しく、症状を悪化させたり、体調を崩しやすいので、町は、介護保険施設、障がい者支援施設等を福祉避難所として事前に指定し、必要な介護や情報提供等の支援を行う体制を整備する。

○その際、避難生活が長期にわたることも想定し、要配慮者が過ごしやすいような設備を整備されているもの等を指定する。

##### 2) 福祉避難所の周知

○町は、様々な媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を広く住民に対して周知する。特に、要配慮者やその家族、避難支援者に対しては、直接配布するなどして、周知を徹底する。

##### 3) 食料品・生活用品等の備蓄

○町は、食料品の備蓄に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障がい者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。

##### 4) 福祉避難所の開設

○町は、一般の避難所において福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、対応可能な福祉避難所を開設するものとする。

##### 5) 福祉避難所開設の報告

○町は、福祉避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

- ① 避難者名簿（名簿は隨時更新する）
- ② 福祉避難所開設の目的
- ③ 箇所名、各対象受入れ人員（高齢者、障がい者等）
- ④ 開設期間の見込み

## 2 指定避難所等における生活環境の整備

#### (1) 指定避難所等における生活環境の維持【町】

○町は、被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹼・うがい薬の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及び屎処理を行うとともに、入浴の提供を行う。

#### (2) 対象者に合わせた場所の確保【町】

○町は、指定避難所に部屋が複数ある場合には、乳幼児用や高齢者用、障がい者用、体調不良者用等対象別に割り当てる。体育館等の場合には安全のための通路の確保や着替えの場所等の確保を行う。なお、一般の指定避難所で対応が困難である場合は、必要に応じて町は福祉避難所を設置する。

#### (3) 感染症や食中毒の予防に必要な知識の普及【町】

○町は、インフルエンザ等の感染予防のため、手洗い、うがい、部屋の換気及びトイレ消毒等の保健指導や健康教育を行う。

### 3 健康管理

#### (1) 被災者の健康(身体・精神)状態の把握【町】

##### 【被災者の健康状態の把握】

- 1) 町は、避難所において、被災者の健康（身体・精神）状態の把握及び健康相談などの災害時保健活動を実施する。また、必要時は、医師及び保健師等で構成するチームを編成し、対応する。
- 2) 災害時保健活動については、「茨城県災害時保健活動マニュアル」に基づき健康ニーズの把握や継続治療、災害による生活不活発病等の二次的疾病の予防など、フェイズに応じた活動を実施する。
- 3) 活動で把握した内容や問題等は、災害時保健活動マニュアルに示す記録様式に記載し、その内容等は、チームカンファレンスにおいて、情報の共有と効果的な処遇検討ができるよう努める。

#### (2) 要配慮者の把握【町】

○町は、避難者の中から要配慮者を早期に把握し、処遇に十分配慮する。必要に応じて福祉避難所への移動、社会福祉施設への緊急入所、避難所内の個室利用等を行う。

#### (3) 関係機関との連携の強化【町】

○町は、支援を必要とする高齢者、障がい者等に必要なケアの実施やニーズに応じて介護・福祉サービス、ボランティア等の支援につなぐための連携や調整を行う。

### 4 精神保健、心のケア対策

#### (1) 心のケア活動の実施【町、県】

##### 1) 相談窓口

①県は、精神保健福祉センター（以下「センター」という。）及び保健所に開設された心の健康相談窓口について、各種広報媒体を活用し、広報を図ることとしている。

②センターは、心のケアに対する正しい知識の普及を図るため、災害時の心のケアや心的外傷後ストレス障害（P T S D）に関するパンフレット等を作成し、保健所及び町を通じ被災者に配布する。

##### 2) 精神保健医療体制

①県及びセンターは、D P A T調整本部を障害福祉課に設置し、原則として、精神科医療機関の現状、保健所や町が行う心のケア活動の情報収集、関係者への情報提供（FAX等）を一元的に行う。また、県及びセンターは、D P A Tと連絡・調整を行い、被災地の保健・医療の現況等に応じた心のケア活動の方針等を示す。D P A Tは、保健所、町、日赤心のケアチーム、その他の関係機関との連携を図りながら、精神保健医療の支援にあたる。

②保健所及び町は、連携して次のことを実施する。

ア フェイズ1～2 心の健康相談、D P A Tによる避難所への巡回診療のサポート及び必要時D P A Tとの同行訪問

イ フェイズ3（近隣の精神科医療機関による診療再開）

・継続的な対応が必要なケースの把握、対応、D P A Tへの情報提供

ウ フェイズ4

・仮設住宅入居者及び帰宅者等への巡回診療、訪問活動（必要時同行訪問）

・P T S D（心的外傷後ストレス障害）への対応

③保健所及び町は、特に、心理的サポートが必要となる遺族、安否不明者の家族、高齢者、子ども、障がい者、外国人に対しては十分に配慮するとともに、適切なケアを行う。

3) D P A T の派遣要請

県は町の要請若しくは必要に応じ、国や関係団体へD P A T の派遣を要請する。D P A T は、保健師派遣チーム等と連携し、精神科医療が必要な者への治療にあたるとともに、相談、カウンセリング等適切な対応を行う。さらに、被災者のケアを行っている職員の精神的ケアを行う。

**(2) 精神科救急医療の確保【県】**

○県は、治療の中止（薬切れ等）や環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障がい者に対して、県精神科病院協会、精神科医療機関の協力を得ながら、受入可能な医療機関の確認、オーバーベッドの許可、搬送の手続など、入院できるための体制を確保するものとする。

○こうした病状の悪化した精神障がい者を受け入れる病床の確保については、各医療機関と調整を行い、保健所、センター等に情報の提供を行う。

**(3) 災害時のこころのケアへの対応【町】**

○災害後の一過性ストレス反応（急性ストレス障害、A S D）や心的外傷後ストレス障害（P T S D）の情報や災害時の心的反応プロセスを、被災者や関係者に周知する。相談機関や相談窓口を明示し、必要な支援が得られるようにする。

○ハイリスク者の把握災害直後から、見守りの必要があると思われる町民に対して、こころのチェックリスト等（様式13）を用いてスクリーニングを行う。

参考：（財）東京都医学総合研究所のホームページ I E S - R 改定出来事インパクト尺度  
日本語版 [www.ncnp.go.jp/pdf/mental\\_info\\_check.pdf](http://www.ncnp.go.jp/pdf/mental_info_check.pdf)

○ハイリスク者の対応医療が必要と判断される場合は、避難所を巡回しているD P A T の医師等に相談する。また、かかりつけ（精神科）医療機関がある場合は、その精神科医療機関の受診につなげる。その後も継続して支援する。

### 第3 ボランティア活動の支援

大規模な地震災害が発生した場合、震災応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、県、町及び防災関係機関だけでは、十分に対応できないことが予想される。

このため、県及び町は、被災者の生活支援のため、ボランティアの協力を得ることにより被害拡大の防止を図る。

#### 【留意点】

- 被災者ニーズの把握
- 行政内部の調整

- |                         |
|-------------------------|
| 1 ボランティア「受け入れ窓口」の設置・運営  |
| 2 ボランティア「受け入れ窓口」との連携・協力 |

#### 1 ボランティア「受け入れ窓口」の設置・運営

○次に記載するボランティアは、一般ボランティアに関する内容である。

##### (1) 受入体制の確保【町、町社会福祉協議会】

○災害発生後直ちに町社会福祉協議会に現地本部を設置するとともに、県社会福祉協議会に支援本部を設置して、ボランティアの受入体制を確保する。

##### (2) 「受け入れ窓口」の運営【町、町社会福祉協議会】

###### 1) ボランティア現地本部における活動内容

○町社会福祉協議会が運営するボランティア現地本部における主な活動内容は、次に示すとおりである。

#### 【ボランティア現地本部における主な活動内容】

- |                              |
|------------------------------|
| ① 町及び関係機関からの情報収集             |
| ② 被災者からのボランティアニーズの把握         |
| ③ ボランティア活動用資機材、物資等の確保        |
| ④ ボランティアの受付                  |
| ⑤ ボランティアの調整及び割り振り            |
| ⑥ 関係機関へのボランティア活動の情報提供        |
| ⑦ 必要に応じて、ボランティアコーディネーターの応援要請 |
| ⑧ ボランティア保険加入事務               |
| ⑨ 関係機関とのボランティア連絡会議の開催        |
| ⑩ その他被災者の生活支援に必要な活動          |

#### 2 ボランティア「受け入れ窓口」との連携・協力

##### (1) ボランティア現地本部との連携【町、町社会福祉協議会】

○町は、災害発生後、ボランティア「担当窓口」の開設時に、コーディネーターを担当する職員を配置し町とボランティア現地本部との連絡調整、情報収集・提供活動等を行う。

##### (2) ボランティアに協力依頼する活動内容【町】

○ボランティアに協力依頼する活動内容は、主として次のとおりとする。

**【ボランティアに協力依頼する活動内容】**

- 1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2) 避難生活者の支援（水くみ、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の介助等）
- 3) 在宅者の支援（高齢者等の安否確認・介助、食事・飲料水の提供等）
- 4) 配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配布、配達等）
- 5) その他被災者の生活支援に必要な活動

**(3) 活動拠点の提供【町】**

○町は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、その支援に努める。

**(4) ボランティア保険の加入促進【町】**

○町は、ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険についての広報を実施するなど、ボランティア保険への加入を促進するとともに、ボランティア保険の広報、助成に努める。

#### 第4 ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供

地震後に被災者が余儀なくされる、不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立をうながしていくためには、きめこまやかで適切な情報提供を行う。

また、被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置するものとする。

##### 【留意点】

- 避難行動要支援者への配慮
- 関係機関・団体との連携
- 的確な情報窓口への振り分け

- 1 ニーズの把握
- 2 相談窓口の設置
- 3 生活情報の提供

#### 1 ニーズの把握

##### (1) 被災者のニーズの把握【町】

○町は、被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生委員、ボランティア等との連携により、ニーズを集約する。

○さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数カ所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握にあたる。

##### 【予測されるニーズの内容】

- 1) 家族、縁故者等の安否
- 2) 不足している生活物資の補給
- 3) 避難所等の衛生管理(入浴、洗濯、トイレ、ゴミ処理等)
- 4) メンタルケア
- 5) 介護サービス
- 6) 家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し(荷物の搬入・搬出)

##### (2) 高齢者等避難行動要支援者のニーズの把握【町】

○自力で生活することが困難な高齢者(寝たきり、独居)、障がい者等のケアニーズの把握については、町職員、民生委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムチーム員等の巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図るとともに、円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても、語学ボランティアの活用等により、ニーズ把握に努める。

##### 【予測されるニーズの内容】

- 1) 介護サービス(食事、入浴、洗濯等)
- 2) 病院通院介助
- 3) 話相手
- 4) 応急仮設住宅への入居募集
- 5) 縁故者への連絡

## 2 相談窓口の設置（町、関係団体）

### （1）総合窓口の設置

- 町は、(2)に示す各種の相談窓口を代表する総合窓口を速やかに設置し、町、防災関係機関、その他団体の設置する窓口業務を把握しておき、様々な形で寄せられる問合せに対して、適切な相談窓口を紹介する。
- この総合窓口は、震災被害の程度及び原子力事故等の複合災害の状況に応じて開設時間を見延長するなど、弾力的な運営を行う。

### （2）各種相談窓口の設置

- 町は、被災者のニーズに応じて相談窓口を設置する。
- 相談窓口は、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て準備、開設及び運営を実施する。
- また、災害の長期化に対応できるよう適宜相談組織の再編を行う。予想される相談内容については、資料編「予想される相談内容」を参照。

## 3 生活情報の提供

- 各機関は、被災者の生活向上と早期自立のために有意義な情報を各種媒体を活用して積極的に提供する。

### （1）テレビ、ラジオの活用【町】

- テレビ、ラジオ局、CATV局の協力を得て、定期的に被災者に対する放送を行い、生活情報の提供を行う。なお、聴覚障がい者のために文字放送による情報の提供に努める。

### （2）インターネットメールの活用【町】

- インターネットポータル会社の協力を得て、災害情報サービスの提供入手が可能となる場を設けるとともに、防災関係機関は情報の提供に努める。

### （3）インターネットの活用【町】

- ホームページやソーシャル・ネットワーキング・サービス等を活用して、被災者に不可欠な生活情報の提供を行う。

### （4）ファクシミリの活用【町】

- 避難所に対する文書情報の同時提供のため、NTT、電器メーカー等の協力を得て、ファクシミリを活用した、定期的な生活情報の提供を行う。

### （5）震災ニュースの発行【町】

- 様々な生活情報を集約して、新聞紙面を借り切るなどの措置を講じ、震災ニュースとして、避難所、各関係機関等に広く配布する。

### （6）臨時FM局の設置、運営【町】

- 阪神・淡路大震災時に設地されたような臨時FM局を設置し、災害復興・被災者支援の専門局として位置づけて運営する方法も考えられる。
- 設置に当たっては、NHK他の技術的協力及びボランティアの企画運営協力を得るものとする。

## 第5 生活救援物資の供給

災害により生活を維持していくために必要な物資の確保が困難になった場合においても、住民の基本的な生活は確保されなければならない。このため、食料、生活必需品、飲料水等の生活救援物資について迅速な供給活動を行うものとする。

### 【留意点】

- 発災時間及びライフライン機能の被害と供給品目との対応
- 避難所等における被災者数及び被災者の状況の把握
- 協力体制の確保
- 通信途絶を想定した調達・供給体制の確保
- 災害時支援物資提供体制の構築

- |               |
|---------------|
| 1 食料、生活必需品の供給 |
| 2 応急給水の実施     |

### 1 食料、生活必需品の供給

#### (1) 食料、生活必需品等の給与【町、県、近隣市町】

- 1) 炊き出しの実施及び食品、生活必需品等の配分
  - 町は、あらかじめ定めた供給計画に基づき、被災者等に対する食料等の供給を行う。
- 2) 県、近隣市町への協力要請
  - 町は、多大な被害を受けたことにより、町において炊き出し等による食料、生活必需品の給与の実施が困難と認めたときは、県及び災害時相互応援に関する協定に基づき、近隣市町に炊き出し等について協力を要請する。県は、町から食料の給与要請を受けたときは、次により措置を講ずる。

#### 【県への協力要請】

- |                   |
|-------------------|
| ①日赤奉仕団、自衛隊等への応援要請 |
| ②集団給食施設への炊飯委託     |
| ③調理不要なパン、おかゆ等の供給  |

#### 3) 品目

##### ア 食料

○米穀（米飯を含む）、パン及びおかゆ等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食味噌、醤油及び食塩等の調味料についても給与するよう配慮する。なお、乳児に対する給与は、原則として粉ミルクとする。

##### イ 生活必需品等

- ① 寝具（毛布等）
- ② 日用品雑貨（石鹼、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、紙おむつ等）
- ③ 衣料品（作業着、下着、靴下、運動靴等）
- ④ 炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等）

- ⑤ 食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳瓶等）
- ⑥ 光熱材料（ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPGガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等）
- ⑦ その他（ビニールシート等）

## （2）食料集積地の指定及び管理【町】

### 1) 食料集積地の指定

○町は、あらかじめ定めた食料の集積地を活用し、調達した物資の集配を行う。

### 2) 集積地の管理

○町は、物資の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、食品管理の万全を期す。また、効率的な管理を行うため、トラック協会等との災害時応援協定に基づき、フォークリフト、パレット等の資機材や物流専門家等必要な人材を確保するとともに、積込みに際しては、ボランティア等の活用を図る。

## 2 応急給水の実施【町】

○町は、給水状況や町民の被害状況など必要な情報を把握し、次に示す応急給水の行動指針に基づき応急給水を実施する。

### 【応急給水の行動指針】

- ・被災者が求める給水量は、経時に増加するので、それに応じた供給目標水量を設定すること
- ・保管上の注意事項の広報等、応急給水された水の衛生の確保の方策を盛り込むこと
- ・町（水道事業者等）が果たす役割、他の公共機関が果たす役割、自治会等による住民相互の協力やボランティア活動に期待する役割を定めること
- ・高齢者等の避難行動要支援者や中高層住宅の住人等が行う水の運搬への支援方策を盛り込むこと
- ・継続して多量の給水を必要とする救急病院等の施設を明らかにすること
- ・応急給水実施時に行うべき広報について、給水の場所や時間等の内容及び文字情報等の迅速かつ確実に伝達できる方法を明らかにすること

## （1）応急給水資機材の調達

○町（水道事業者等）は、あらかじめ定めた給水計画に基づき、必要となる応急給水資機材等の調達を実施する。被害状況により必要と認められる場合は、県に調達を要請する。

## （2）応急給水活動の実施

### 1) 活動内容

○町（水道事業者等）は、給水拠点において応急給水を実施する。給水拠点からの輸送は、水道事業者の保有車及び調達車両等によって行うものとする。

○また、町（水道事業者等）は、配水池や飲料水兼用耐震貯水槽の水を有効利用し、給水車等により応急給水を実施する。

○県は、町から要請があった場合又は県が必要と認める場合は、関係機関に支援を要請する。

## 2) 給水基準

1人1日3リットル

### 【応急給水の目標】

地震発生からの期間	目標水量	町民の水の運搬距離	主な給水方法
～3日	3ℓ/人・日	概ね1km以内	耐震貯水槽、タンク車
～10日	20ℓ/人・日	概ね250m以内	配水幹線付近の仮設給水栓
～15日	100ℓ/人・日	概ね100m以内	配水支線上の仮設給水栓
～21日	被災前給水量 250ℓ/人・日	概ね10m以内	仮配管からの各戸給水共用栓

(注) 医療施設、避難所、災害対策本部拠点等の重要施設への給水は、地震発生直後から確保する。

## 3) 給水拠点及び給水能力

○町の給水拠点は八千代町浄水場(八千代町大字菅谷725 Tel0296-48-2037)である。

### (3) 検査の実施【町、県】

○町（水道事業者等）は、車両輸送が困難な場合や配水管の破損等による一時的な断水が生じた場合など、井戸水等を飲用しなければならない場合は、飲用の適否を調べるための検査を行う。検査を行うことができない場合は、県に検査の実施を要請することができる。

○県は、町から要請があった場合又は県が必要と認める場合は、衛生研究所において検査を実施する。

## 3 災害時支援物資提供体制の構築

これらの生活救援物資供給の課題を踏まえ、災害時に、各指定避難所における避難者等のニーズを迅速に把握し、適時的確に物資を供給するための仕組みを構築する。

## 第6 避難行動要支援者安全確保対策

地震災害時には、避難行動要支援者は自力では避難できることや、視聴覚や音声・言語機能の障害からの的確な避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難になること等により、非常に危険な、あるいは不安な状態に置かれることとなる。

このため、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等あらゆる段階で避難行動要支援者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を図るとともに、必要な救助を行う。

### 【留意点】

- 状況把握の早期実施
- 行政と地域住民及びボランティア等との協力体制の確保

- |                         |
|-------------------------|
| 1 社会福祉施設等入居者等に対する安全確保対策 |
| 2 在宅避難行動要支援者に対する安全確保対策  |
| 3 外国人に対する安全確保対策         |

### 1 社会福祉施設等入居者等に対する安全確保対策

#### (1) 救助及び避難誘導【町、社会福祉施設等管理者】

- 施設等管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者等を安全かつ速やかに救助及び避難誘導を実施する。
- 町は、施設等管理者の要請に基づき、必要な援助の内容を把握し、速やかに援助のために必要な連絡調整を行う。また、援助可能な社会福祉施設及びボランティア組織等にも協力を要請する。

#### (2) 搬送及び受け入れ先の確保【町、社会福祉施設等管理者】

- 施設等管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先の確保を図る。
- 町は、施設等管理者の要請に基づき、関係機関と連携し、安全に搬送するための救急自動車等を確保するとともに、病院等の医療施設及び他の社会福祉施設等受入れ先を確保する。

#### (3) 食料、飲料水及び生活必需品等の調達【町、社会福祉施設等管理者】

- 施設等管理者は、食料、飲料水、生活必需品等についての必要数量を把握し供給するとともに、不足が生じた時は、町に対し応援を要請する。
- 町は、施設等管理者の要請に基づき、食料、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。

#### (4) 介護職員等の確保【町、社会福祉施設等管理者】

- 施設等管理者は、介護職員等を確保するため、施設間の応援協定に基づき、他の社会福祉施設及び町等に対し応援を要請する。
- 町は、施設等管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の社会福祉施設やボランティア等へ協力を要請する。

#### (5) 巡回相談の実施【町、社会福祉施設等管理者】

- 町は、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者等に対して、近隣住民(自主防災組織)、ボランティア等の協力により巡回相談を行い、避難行動要支援者の状況やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供する。

(6) ライフライン優先復旧【町、東京電力株式会社、ガス事業者】

○電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、優先復旧に努める。

2 在宅避難行動要支援者に対する安全確保対策

(1) 安否確認、救助活動【町】

○町は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、民生委員、近隣住民(自主防災組織)、福祉団体(社協、老人クラブ等)、ボランティア組織等の協力を得て、居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認、救助活動を実施する。

○あらかじめ定める避難の情報に関する伝達マニュアルや避難支援計画、各要支援者に関する個別計画に基づく適切な避難支援を実施する。

(2) 搬送体制の確保【町】

○町は、避難行動要支援者の搬送手段として、近隣住民(自主防災組織)等の協力を得るとともに、救急自動車や社会福祉施設所有の自動車により行う。また、これらが確保できない場合、県等が確保した輸送車両により、避難行動要支援者の搬送活動を行う。

(3) 要配慮者の状況調査及び情報の提供【町】

○町は、民生委員、ホームヘルパー、点訳・朗読・手話・要約筆記の奉仕員等及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、在宅や避難所等で生活する避難行動要支援者に対するニーズ把握など、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を隨時提供する。

(4) 食料、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の避難行動要支援者への配慮【町】

○町は、避難行動要支援者に配慮した食料、飲料水、生活必需品等を確保する。なお、町は、福祉避難所の食料品の備蓄に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障がい者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。また、配布場所や配布時間を別に設けるなど避難行動要支援者に配慮した配布を行う。

(5) 保健・医療・福祉巡回サービス【町】

○町は、医師、民生委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムの在宅ケアチーム員等によりチームを編成し、在宅や避難所等で生活する避難行動要支援者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケアなど各種保健・医療・福祉サービスを実施する。

(6) 保健・医療・福祉相談窓口の開設【町】

○町は、災害発生後、直ちに保健・医療・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

3 外国人に対する安全確保対策

(1) 外国人の避難誘導【県、県国際交流協会、町】

○県及び県国際交流協会は、町の要請に基づき、語学ボランティアに協力を要請する。

○町は、語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災無線などを活用して、外国語による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

(2) 安否確認、救助活動【町、県国際交流協会】

○町は、警察、近隣住民(自主防災組織)、語学ボランティア等の協力を得て、住民登録等に基づき外国人の安否の確認や救助活動を行う。

(3) 情報の提供【町、県国際交流協会】

- ①町及び県国際交流協会は、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、地域国際化協会連絡協議会等や、語学ボランティアの協力による災害多言語支援センター設置により、外国人に配慮した継続的な生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行う。
- ②町は、外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供に努める。
- ③県国際交流協会は、外国人旅行者に対して、災害時に速やかに防災情報が提供できるよう、国の示す災害時におけるガイドラインの周知や災害情報を提供するアプリケーションの利用の促進など、市町村や観光施設・宿泊施設などと連携を図る。

(4) 外国人相談窓口の開設【町、県国際交流協会】

- 県は、県国際交流協会と連携し、語学ボランティアの協力を得て、災害に関する外国人の「相談窓口」を協会内に開設し、総合的な相談に応じることになっており、町は、速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じる。また、町は県や他市町村との間で「相談窓口」のネットワーク化を図り、外国人の生活相談に係る情報の共有化に努める。

## 第7 応急教育

災害のため、平常の学校教育の実施が困難となった場合、町及び町教育委員会は関係機関の協力を得て児童生徒等の安全及び教育を確保する。

### 【留意点】

- 発災時間と応急対策との関連
- 想定される地震の種類と対策の対応
- 避難所との共存

- |                 |
|-----------------|
| 1 児童生徒の安全確保     |
| 2 応急教育          |
| 3 学校以外の教育機関等の対策 |

### 1 児童生徒の安全確保

#### (1) 情報の収集、伝達【町、各学校】

- ①町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町教育委員会を通じて各学校長等に對し災害に関する情報を迅速、的確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。
- ②学校長等は、関係機関から災害に関する情報を受けた場合、教職員に対し速やかに伝達するとともに、自らテレビ、ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。  
なお、児童生徒への伝達に当たっては、混乱を防止するよう配慮することとする。
- ③学校長等は、児童生徒及び学校施設に被害を受け、又はおそれがある場合は、直ちにその状況を教育委員会に報告する。
- ④県、町、各学校は、停電等により校内放送設備等が使用できない場合を想定し、電池式可搬型拡声器等の整備に努めるとともに、情報の連絡方法や伝達方法を定めておくものとする。

#### (2) 児童生徒の避難等【町、各学校】

##### ①避難の指示

学校長等は、災害の状況を的確に判断し、屋外への避難の要否、避難場所等を的確に指示する。なお、状況によっては、教職員が個々に指示を行う。

##### ②避難の誘導

学校長等及び教職員は、児童生徒の安全を確保するため、あらかじめ定めた計画に基づき避難誘導を行う。

なお、状況により校外への避難が必要な場合は、町教育委員会その他関係機関の指示及び協力を得て行う。

##### ③下校時の危険防止

学校長等は、下校途中における危険を防止するため、児童生徒に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ通学区域毎の集団下校、又は教職員による引率等の措置を講じる。

なお、通学路の安全について、日頃から点検に努めるものとする。

##### ④校内保護

学校長等は、災害の状況により、児童生徒を下校させることが危険であると判断した場合は、校内に保護し、保護者への連絡を行う。

この場合、速やかに町教育委員会に対し児童生徒数その他必要な事項を報告する。また、保護者との連絡がとれない場合は、保護者への引き渡しができるまで校内での保護を継続するものとする。

なお、通信網の遮断等を想定し、児童生徒等の引き渡し方法等について、日頃から保護者と連携を図り、共通理解に努めるものとする。

#### ⑤保健衛生

町、各学校は、帰宅できず校内で保護する児童生徒等のため、日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄に努めるものとする。

また、学校長等は、災害時において建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童生徒の保健衛生について必要な措置を講じる。

## 2 応急教育

### (1) 教育施設及び授業【町】

○県及び町教育委員会は、相互に協力し教育施設等を確保するため、次の措置を講じる。

- ①校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。
- ②校舎の被害が相当大きいが、一部校舎の使用が可能な場合は、残っている安全な校舎で合同授業等を実施する。
- ③学校施設が使用不可能又は通学が不能な状態にあるが、短期間に復旧できる場合は臨時休校し、家庭学習等の適切な指導を行う。
- ④校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要する場合は、公民館、体育館等の公共施設の一時利用、軽被害の近隣学校の一部使用、応急仮設校舎の設置により授業を行うものとする。
- ⑤施設・設備の損壊の状態、避難所として使用中の施設の状況等を勘案し、必要があれば仮校舎を設営する。
- ⑥校舎の被害状況を速やかにかつ安全に確認する体制を日頃から整備するよう努める。

### (2) 教職員の確保【町】

○町教育委員会は、災害発生時における教職員の確保のため、次の措置を講じる。

- ①災害の規模、程度に応じた教職員の参集体制を整備する。
- ②教職員の不足により、応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援、教職員の臨時採用等必要な教職員の確保を図る。

### (3) 教科書、学用品等の給与【町、県】

- ①町は、災害により教科書、学用品等（以下「学用品等」という。）を喪失又は損傷し、就学上支障をきたしている小、中学校及び特別支援学校の児童、生徒に対して学用品等を給与する。
- ②町は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合は、県へ学用品等の給与の実施、調達について応援を要請する。

(4) 避難所との共存【町、各学校】

○学校が教育の場としての機能と、避難所としての機能を有するために、災害応急対策を行う消防交通課、町教育委員会、学校は事前に次の措置を講ずる。

【消防交通課、教育委員会、学校の事前措置内容】

- ①町は、学校を避難所に指定する場合、教育機能維持の視点から使用施設について、優先順位を教育委員会と協議する。
- ②町は、避難所に指定する学校の担当職員を決め、教育委員会、学校、自主防災組織等と災害時の対応を協議し、それぞれの役割分担を明確にする。
- ③避難所に指定された学校は、あらかじめ教職員の役割を明確にし、教職員間で共通理解しておくとともに、マニュアル等を整備する。
- ④学校は、帰宅できず校内で保護している自校の児童生徒等への対応と、避難してきた地域住民等への対応の双方に留意する。
- ⑤避難所に指定されていない学校においても、災害時には地域住民等が避難してくることを想定し、避難所と同様の対応ができるよう努める。

3 学校以外の教育機関等の対策【各機関】

○町内にある学校以外の教育機関（こども園等）の長は、上記1に準じて安全を図る措置を講じる。

## 第8 帰宅困難者対策

地震発生直後においては、救助・救援活動、消火活動、緊急輸送道路の応急活動を迅速・円滑に行う必要があり、帰宅困難者等の発生による混乱等を防止するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な備蓄等を促す必要がある。

### 【留意点】

- 自助・共助・公助による対応

#### 1 各機関の取組

##### 1 各機関の取組

###### (1) 町の取組【町】

###### 1) 普及啓発

○企業等における一斉帰宅抑制が実行性あるものとなるよう、安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに、各企業等に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を行う。

###### 2) 備蓄の確保

○町は、帰宅できず会社等に滞留する通勤者や観光客等帰宅困難者のために、日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄に努めるものとする。

###### 3) 情報提供

○町は、交通事業者等との連携を図り、鉄道の復旧見込みや路線バス等の運行状況を把握し、関係者等への情報提供に努める。

###### 4) 交通事業者との連携体制の整備

○町は、帰宅困難者の発生が予想される公共交通機関等がある場合には、交通事業者と災害時の対応や備蓄等について、地域も含め、体制を構築しておく必要がある。

###### (2) 企業等の取組【企業】

###### 1) 従業員の待機

○企業等は、交通機関が運行停止となり、見通しが立たない場合には、建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間留めるよう努めるものとする。

###### 2) 備蓄の確保

○企業等は、従業員が事業所内に待機できるよう、3日分の必要な水、食料、毛布などの物資の備蓄に努めるものとする。

###### 3) 環境整備

○企業等は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、事業所建物の耐震化、家具類の転倒・落下・移動防止、ガラスの飛散防止など、従業員等が安全に待機できる環境整備に努めるものとする。

###### 4) 事業継続計画等への位置づけ

○企業等は、BCP（事業継続計画）等において、大規模災害発生時における従業員等の待機及び帰宅の方針をあらかじめ定めておき、従業員に周知しておくものとする。

5) 安否確認方法の周知

○企業等は、大規模災害時には、電話が混雑し通話不能になることを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族においても災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル171、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段を利用するよう周知しておくものとする。

6) 町、自主防災組織等との連携

○企業等は、町や自主防災組織等と、大規模地震発生時の対応を事前にとり決めておくなど日頃からの連携に努めるものとする。

(3) 各学校の取組【各学校】

1) 帰宅困難者への情報提供

○あらゆる災害を想定しながら、情報を入手する体制の整備や、情報の提供方法の構築に努める。

2) 飲料水等の備蓄

○飲料水等の備蓄を行う。

## 第9 義援物資対策

大規模災害時には、全国から提供される多くの義援物資を受け入れ、迅速・的確に被災者へ配送しなければならない。このため、被災者が必要としているものを的確に把握し、効率的に配分することが必要となる。

### 【留意点】

- 被災地ニーズの把握
- 被災地情報の発信
- 民間力の活用

#### 1 義援物資の調査、配分

##### 1 義援物資の調査、配分【町】

- 町は、各避難所等における必要な物資・数量を集約し、不足する場合には、県に対し、要請を行う。
- 町は、各避難所等のニーズ及び受入れ方針等を、町ホームページ等を通じて情報発信する。

## 第10 愛玩動物の保護対策

災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため、動物愛護の観点から、町は県や関係機関、県獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。

### 【留意点】

- 愛玩動物の保護及び適正飼養

#### 1 避難所における動物の適正飼養に係る措置

##### 1 避難所における動物の適正飼養に係る措置【町】

- 町は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮するとともに、県は、関係機関等と協働して適正飼養の支援に努める。

## 第6節 災害救助法の適用

町の被害が一定基準以上であり、かつ応急的な救助を必要とする場合、災害救助法(以下「救助法」という。)の適用による救助を行うことにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図るものとする。

### 【留意点】

- 被災情報の迅速な収集及び伝達体制の整備
- 救助の実施に必要な関係帳票の整備

- 1 被害状況の把握及び認定
- 2 救助法の適用基準
- 3 救助法の適用手続き
- 4 救助法による救助
- 5 郵便事業に係る特別取扱い

### 1 被害状況の把握及び認定【町、県】

○救助法の適用に当たっては、町が被害状況の把握及び認定を、次の基準で行う。

#### (1) 被災世帯の算定

##### 【被災世帯の算定】

- 1) 住家が全壊、全焼、流失等により滅失した世帯については1世帯
- 2) 住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については1/2世帯
- 3) 床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯については1/3世帯

#### (2) 住家の滅失等の算定

##### 【住家の滅失等の算定】

- 1) 住家の全壊、全焼、流失  
住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。
- 2) 住家の半壊、半焼  
住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の20%以上70%未満のもの、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。
- 3) 住家の床上浸水  
1)及び2)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は、土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

### (3) 住家及び世帯の単位

#### 【住家及び世帯の単位】

##### 1) 住家

現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取り扱う。

##### 2) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

## 2 救助法の適用基準

○救助法の適用基準は、救助法施行令第1条に定めるところによるが、災害による被害が、次に掲げる基準に該当し、県知事が救助を必要と認めたとき、市町村単位にその適用地域を指定し実施する。

(1) 町における全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数がそれぞれ次の表に示す世帯以上に達したとき。(救助法施行令第1条第1項第1号)

表 施行令別表第1

市町村の人口	住家滅失世帯数
5,000人未満	30世帯
5,000人以上	15,000 ヶ
15,000 ヶ	40 ヶ
30,000 ヶ	50 ヶ
50,000 ヶ	60 ヶ
50,000 ヶ	80 ヶ
100,000 ヶ	100 ヶ
300,000 ヶ	150 ヶ

(2) 町の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ、それぞれ次の表第2に示す数以上であって、町の区域内の被害世帯数がその人口に応じ、次の表第3以上であること。(救助法施行令第1条第1項第2号)

表 施行令別表第2

都道府県の区域内人口	住家滅失世帯数
1,000,000人未満	1,000世帯
1,000,000人以上	2,000,000 ヶ
2,000,000 ヶ	1,500 ヶ
3,000,000 ヶ	2,000 ヶ
3,000,000 ヶ	2,500 ヶ

表 施行令別表第3

市町村の人口	住家滅失世帯数
5,000人未満	15世帯
5,000人以上	15,000 ヶ
15,000 ヶ	20 ヶ
30,000 ヶ	30 ヶ
50,000 ヶ	40 ヶ
100,000 ヶ	50 ヶ
300,000 ヶ	75 ヶ

(3) 町の区域を包括する都道府県の被害世帯数が、その人口に応じ次の表に示す数以上であつて、町の区域内の被害世帯数が多数あること。(救助法施行令第1条第1項第3号)

表 施行令別表第4

都道府県の区域内の人口	住家滅失世帯数
1,000,000人未満	5,000世帯
1,000,000人以上	2,000,000 " 7,000 "
2,000,000 " 3,000,000 "	9,000 "
3,000,000 "	12,000 "

(4) 町の被害が(1)(2)及び(3)に該当しないが、災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の住家が滅失した場合、又は多数の者が生命、身体に危害を受け、あるいは受けるおそれが生じた場合であつて、厚生労働省令で定める基準に該当したとき。(救助法施行令第1条第1項第3号、第4号)

### 3 救助法の適用手続き

#### (1) 町の被害状況報告【町、県】

○町長は、町域内の被災状況、救助の措置に関する情報を収集し、資料編「茨城県災害情報等報告要領（様式）」を用いて、県知事に対して報告する。

#### (2) 県の被害状況報告及び救助法の適用【県】

○県知事は、町長の報告により、救助法を適用する必要があると認めるときは、同法に基づく救助の実施について、町長及び県各部局に指示するとともに、厚生労働大臣に報告する。なお、救助法を適用したときは、速やかに告示するものとする。

### 4 救助法による救助

○町は、地域防災計画に基づき速やかに救助を実施する。

#### (1) 救助の実施機関【町、県、国】

○救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施に関する事務は、県の法定受託事務となっている。

○ただし、救助活動を迅速に実施するため必要なときは、救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととする。この場合、県は、事務の内容及び期間を町長に通知する。

○なお、町長は、救助を実施したときは、速やかにその内容を県知事に報告することとする。

#### (2) 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等【町、県】

○救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等については、資料編「災害救助法による救助の内容」のとおりである。

## 5 郵便事業に係る特別取扱い【郵便事業株式会社】

### (1) 郵便関係

#### 【郵便関係の特別取扱い】

##### 1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害救助法が発動された場合、被災1世帯あたり、郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。

##### 2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物(速達郵便及び電子郵便を含む)の料金免除を実施する。

なお、取り扱いは郵便事業株式会社が指定した支店及び郵便局とする。

##### 3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除

郵便事業株式会社が、公示して、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受場所は全ての支店及び郵便局(簡易郵便局を含む)とする。

##### 4) 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の伝達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

##### 5) 郵便局窓口業務関係

災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局において、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を構てる。

## 第7節 応急復旧・事後処理

### 第1 建築物の応急復旧

地震の発生により破損したり、耐震性が低下した建築物が、余震等に対して引き続き安全に使用できるか否かの判定(以下「応急危険度判定」という。)を行い、被災建築物による二次災害を防止していくものとする。

また、災害のために住家が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保できない者に対しては応急仮設住宅を提供し、又は災害のため住宅が半壊又は半焼した者に対しては応急仮設住宅の提供又は応急修理を行い保護していくものとする。

#### 【留意点】

- 想定される地震の種類と対策の対応
- 避難行動要支援者に配慮した応急仮設住宅の建設

- 1 応急危険度判定
- 2 住宅の応急修理
- 3 応急仮設住宅の建設
- 4 建築物の応急復旧への支援

#### 1 応急危険度判定

##### (1) 判定士等の派遣【町、県】

- 1) 町は、余震等による二次被害を防止するため、判定士及び被災宅地判定士(以下「判定士」という。)の派遣を県に要請するとともに、町内の判定士に活動を依頼する。
- 2) 県は町の要請を受け、必要と判断した場合は直ちに判定士の派遣を行うとともに、関係団体と判定士等の派遣について協議する。

##### (2) 応急危険度判定活動【町】

- 1) 判定の基本的事項

#### 【判定の基本的事項】

- ①判定対象建築物は、町が定める判定街区の建築物とする。
- ②判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、原則として1人の判定士は3日間を限度に判定作業を行う。
- ③判定結果の責任については、町が負う。

- 2) 判定の関係機関

#### 【判定の関係機関】

- ①町は、判定の実施主体として判定作業に携わる判定士の指揮、監督を行う。
- ②県は、判定士の派遣計画や判定の後方支援を行う。

### 3) 判定作業概要

#### 【判定作業の概要】

- ①判定作業は、町の指示に従い実施する。
- ②応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」((財)日本建築防災協会発行)の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別ごとに行う。
- ③判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行う。
- ④判定調査票を用い、項目にしたがって調査のうえ判定を行う。
- ⑤判定は、原則として「目視」により行う。
- ⑥判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。

#### (3) 被災宅地危険度判定活動【町、県】

##### 1) 判定の基本的事項

###### 【判定の基本的事項】

- ①被災宅地危険度判定は、町長が行う。
- ②県は、町の要請により、町の区域内における被災宅地の危険度判定活動を支援する。
- ③判定結果の責任については、町長が負う。

##### 2) 判定の関係機関

###### 【判定の関係機関】

- ①町は、判定の実施主体として判定作業に携わる被災宅地判定士の指揮、監督を行う。
- ②県は、被災宅地判定士の派遣計画や後方支援を行う。

##### 3) 判定作業概要

###### 【判定作業の概要】

- ①判定作業は、町長の指示に従い実施する。
- ②危険度の判定は、「被災宅地調査・危険度判定マニュアル（被災宅地危険度判定連絡協議会発行）」により行う。
- ③判定の結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」に区分し、表示を行う。
- ④判定調査票を用い、項目にしたがって調査の上判定を行う。

## 2 住宅の応急修理【町】

### (1) 修理対象世帯

○応急修理は、災害のため住宅が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理ができない世帯に対して行う。

### (2) 修理の範囲

○応急修理は、災害に直接起因する損壊のうち居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限の部分に対して行う。

### (3) 修理時期

○応急修理は、災害発生の日から1か月以内に完了するものとする。

### (4) 資材調達

○町において資材が不足した場合は、県（土木部）に要請し、調達の協力を求めるものとする。

### 3 応急仮設住宅の建設

#### (1) 基本事項

○応急仮設住宅の建設に関する基本事項は、以下のとおりである。

#### 【応急仮設住宅の建設に関する基本事項】

災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その供与期間は完成の日から2年以内とする。設置に当たってはリース方式や民間賃貸住宅などの借り上げによる方法も検討し、設置方法を決定する。

#### (2) 設置基準

○応急仮設住宅は、住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない世帯であって、自らの資力では住宅を得ることができない世帯を対象に設置する。

#### (3) 設置計画の作成等【県、町】

○町は被災状況等を基に必要となる応急仮設住宅の戸数を県へ報告する。県は町からの報告を基に全体計画を作成する。

#### (4) 設置場所【町、国、県】

①国及び茨城県は、応急仮設住宅設置計画に応じて国及び県の公有地を提供する。

②設置予定場所は、国、県又は町公有地とするが、私有地の場合は所有者と町との間に賃貸契約を締結するものとする。なお、その場所の選定に当たっては災害に対する安全性や洪水の危険性に配慮するとともに、飲料水が得やすく保健衛生上適当な場所とする。

③学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

#### (5) 建築資材の調達【町】

○応急仮設住宅の建設は、町（救助法適用の場合は県）が一般社団法人プレハブ建築協会等と協定を締結し、その協力を得て建設する。

#### (6) 応急仮設住宅の借り上げ等

○県は、借り上げる民間賃貸住宅の仕様基準や標準契約書、借り上げ可能な民間賃貸住宅の情報をなどを町に提供する。

#### (7) 入居者の選定等【町、県】

○県が、町の協力を得て被災者の状況を調査の上、次の基準に基づき決定する。

①住家が全焼、全壊、又は流失した者であること

②居住する住家がない者であること

③自らの資力をもってしては、住家を確保することのできない者であること

ア 生活保護法の被保護者並びに要保護者

イ 特定の資産のない失業者

ウ 特定の資産のない未亡人、母子世帯、老人世帯、身体障がい者世帯、病弱者等

エ 特定の資産のない勤労者、中小企業者

オ 前各号に準ずる経済的弱者

○玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、避難行動要支援者に配慮した仮設住宅を建設するとともに、避難行動要支援者の優先入居に努める。

#### (8) 応急仮設住宅の管理【町、県】

○応急仮設住宅の管理は、町の協力を求めて県が行う。ただし、状況に応じ町に委任することができる。

#### 4 建築物の応急復旧への支援

##### (1) 災害復旧用材（国有林材）の供給【町、県、国】

○農林水産省（林野庁）は被災者の救助、災害の復旧及び木材需給の安定のため国有林材の供給を行うこととしている。なお、関東森林管理局への災害復旧用材供給の要請は県が行う。町は、県に対して災害復旧用材供給要請を願い出る。

## 第2 公共施設の応急対策

地震発生時の避難、救護及びその他応急対策活動上重要な公共施設をはじめ、道路等の交通施設、河川及びその他の公共土木施設は、町民の日常生活及び社会、経済活動、また、地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たす。

このため、これらの施設については、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。

### 【留意点】

- 被害情報の収集・伝達体制の整備
- 地域間及び事業者間の協力体制の整備

- |                 |
|-----------------|
| 1 道路の応急復旧       |
| 2 その他の土木施設の応急復旧 |

### 1 道路の応急復旧

#### (1) 応急処置【町、県、国】

機関名	応急措置
県土木部、町	被害を受けた道路、橋梁及び交通状況を速やかに把握するため、各工事事務所においてはパトロールカーにより巡回を実施する。また、市町村及び町民等からの道路情報の収集に努める。 情報収集に基づき、道路、橋梁に関する被害状況を把握し、交通規制及び広報等の対策と、必要に応じて迂回路の選定を行い交通路の確保に努める。
関東地方整備局	被害状況を速やかに把握するため、工事事務所、出張所においてはパトロールカーによる巡回を実施する。また、道路情報モニター等からの情報の収集に努める。これらの情報を基に、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の応急処置を行い交通路の確保に努める。

#### (2) 応急復旧対策【町、県、国】

機関名	応急復旧措置
県土木部、町	被害を受けた道路は速やかに復旧し、交通の確保に努める。特に緊急輸送道路を最優先に復旧作業を行う。
関東地方整備局	パトロール等による調査結果等を基に、被害状況を把握し、速やかに応急復旧工事を行い、道路の機能確保に努める。

### 2 その他の土木施設の応急復旧

#### (1) 河川、砂防及び治山施設の応急復旧【河川施設管理者】

- 地震により河川施設が、破壊、崩壊等の被害を受けた場合には施設の応急復旧に努め、被害が拡大しない措置を講ずる。

【河川施設の応急復旧】

堤防及び護岸の破壊等については、クラック等からの雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。また、水門及び排水機等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

(2) 農地・農業用施設の応急復旧【町、土地改良区、農業従事者】

○地震により農地・農業用施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧に努める。

【農地・農業用施設の応急復旧】

1) 点検

農地、農業用ため池、農業用用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設については受益土地改良区が点検を行う。農道については町において通行の危険等の確認、点検を行う。

2) 用水の確保

農業用ため池、用水施設、幹線管水路については、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼす恐れの高いと判断されるものを優先に補修を行う。

3) 排水の確保

排水機による常時排水地帯については、過搬ポンプを確保し、優先的に排水を行う。

4) 農道の交通確保

町は、路面に崩落した土砂の取り除き等を行い交通の確保を図る。

### 第3 ライフライン施設の復旧計画

上下水道、電力及び電話等のライフライン施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動、また、地震発生時における被災者の生活確保などの応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

これらの施設が震災により被害を受け、その復旧に長期間要した場合、都市生活機能は著しく低下し、まひ状態も予想される。

このため、それぞれの事業者は、復旧時までの間の代替措置を講じるとともに、応急体制を整備する。また、町及び各事業者は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ円滑な対応を図る。

#### 【留意点】

- 被害状況の把握
- 事業者間の協力体制の整備

- |              |
|--------------|
| 1 上水道施設の応急復旧 |
| 2 下水道施設の応急復旧 |
| 3 電力施設の応急復旧  |
| 4 電話施設の応急復旧  |

#### 1 上水道施設の応急復旧

##### (1) 応急復旧の実施【町（水道事業所）】

###### 1) 作業体制の確保

○町（水道事業所）は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、当該水道事業者等のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

###### 2) 応急復旧作業の実施

○町（水道事業所）は、次に示す応急復旧の行動指針に基づき応急復旧作業を実施する。その際、医療施設、避難場所、福祉施設、老人施設等の施設については、優先的に作業を行う。

#### 【応急復旧の行動指針】

- ・施設復旧の完了の目標を明らかにすること。
- ・施設復旧の手順及び方法を明らかにすること。特に、応急復旧を急ぐ必要がある基幹施設や避難所等への配管経路を明らかにすること。
- ・施設復旧にあたる班編成(人員・資機材)の方針を明らかにすること。その際、被災して集合できない職員があることを想定すること。
- ・被災状況の調査、把握方法を明らかにすること。
- ・応急復旧の資機材の調達方法を明らかにすること。
- ・応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定期限の広報等、応急復旧実施時に行うべき広報の内容及び方法を明らかにすること。

①配管設備破損の場合

○配水管の破損が小規模な場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網から給水を行う。また、配水管の破損が大規模な場合は、復旧が困難な地区に対して路上又は浅い土被りによる応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。

②水源施設破壊の場合

○取水施設が破壊され復旧困難な場合は、河川水路の最寄り地点に応急的ポンプ設備を設けて、仮設配管によって導水路へ連絡する。

③水道水の衛生保持

○上水道施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないよう処理するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入する恐れがある場合は、水道の使用を一時停止するよう住民に周知する。

3) 応急復旧資機材の確保

○町（水道事業所）は、削岩機、堀削機等の応急復旧用資機材が不足する場合は、県に対し調達を要請する。

○県は、町からの要請があった場合は、他の関係機関に対し、協力を要請するなど資機材の確保に努める。

4) 住民への広報

○町（水道事業所）は、断滅水の状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

5) 災害対策マニュアルの作成

○町（水道事業所）は、被災施設の被害の最小化と迅速な復旧を図るため、「災害対策マニュアル」を整備し、災害対応体制や関係機関との連絡方法、応急復旧の具体的方針を定める。

○また、発災直後の巡視や応急工事実施を円滑に行うため、あらかじめ建設業者等と協定を締結し体制を確保する。

①作業体制の確保

○災害時は直ちに災害対策本部を設置するとともに、受水団体や関係機関との連携により、速やかな応急復旧を図るための体制を確保する。

②災害復旧資機材の備蓄

ア 資材

応急復旧用の資材は水道用水供給事業者の備蓄品を利用するが、不足がある場合はメーカーや各工事会社等の貯蔵品で対応する。

イ 車両、その他機材

緊急工事の協定業者から動員する。

## 2 下水道施設の応急復旧【町】

### (1) 下水道停止時の代替措置

#### 【下水道停止時の代替措置】

1) 緊急汲取りの実施

町は、便槽等が使用不能となった地域に対し、応急的に部分汲取りを実施する。

2) 仮設トイレの設置

町は、避難場所、避難所等に仮設トイレを設置する。

## (2) 応急復旧の実施

### 1) 作業体制の確保

○町は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、町のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

### 2) 応急復旧作業の実施

○町は、次のとおり応急復旧作業を実施する。

#### 【応急復旧作業】

##### ① 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。

##### ② ポンプ場、終末処理場

停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、自家発電により運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。また、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるよう努める。

終末処理場が被害を受け、排水機能や処理機能に影響が出た場合は、まず、市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限に止めるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や塩素消毒液に転用することにより簡易処理を行うとともに、早急に高度処理機能の回復に努める。

##### ③ 住民への広報

町は、被害状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

## 3 電力施設の応急復旧【東京電力株式会社】

### (1) 応急復旧の実施

#### 1) 通報、連絡

○通報、連絡は、通信連絡施設及び加入電話等を利用して行う。

#### 2) 災害時における情報の収集、連絡

##### ① 情報の収集、報告

○災害が発生した場合は、支店及び第一線機関等の本（支）部長は、次に掲げる情報を迅速、的確に把握し、速やかに上級本（支）部に報告する。

【情報の収集・報告内容】

ア 一般情報

(ア) 気象、地象情報

(イ) 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等公共の用に供する施設をはじめとする当該受持区域内全般の被害情報

(ウ) 対外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への応対状況）

(エ) その他災害に関する情報（交通状況等）

イ 当社被害情報

(ア) 電力施設等の被害状況及び復旧状況

(イ) 停電による主な影響状況

(ウ) 復旧機材、応援隊、食糧等に関する事項

(エ) 従業員の被害状況

(オ) その他災害に関する情報

② 情報の集約

○上級本(支)部は、下級本(支)部からの被害情報等の報告及び独自に地方公共団体から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

③ 通話制限

【通話制限】

ア 災害時の保安通信を確保するため、本(支)部は、必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講じる。

イ 非常体制の発令前であっても、保安通信を確保するうえで必要と認めたときは、支店及び第一線機関等にあってはその長の判断により通話制限その他必要な措置を講じる。

### 3) 災害時における広報

#### 【広報】

##### ① 広報活動

災害の発生が予想される場合、又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

また、災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や通電による火災を未然に防止するため、一般公衆に対し次の事項を中心に広報活動を行う。

- ア 無断昇柱、無断工事はしないこと。
- イ 電柱の倒壊・折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること。
- ウ 断線、垂下している電線には絶対に触らないこと。
- エ 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。
- オ 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- カ その他事故防止のため留意すべき事項。

##### ② 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

### 4) 対策要員の確保

#### 【対策要員の確保】

##### ① 対策要員の確保

ア 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、非常体制の発令に備える。

イ 非常体制が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する本(支)部に出動する。

ウ 交通途絶等により所属する本(支)部に出動できない対策要員は、最寄りの事業所に出動し、所属する本(支)部に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。

##### ② 対策要員の広域運営

復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、又は発生したときは応援の要請を行う。

5) 災害時における復旧資材の確保

【復旧資材の確保】

① 調達

本(支)部は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達が必要となる資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

ア 現地調達

イ 本(支)部相互の流用

② 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、舟艇等により行う。

③ 復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

6) 災害時における危険予防措置

○電力需要の実態に鑑み、災害時において原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、本(支)部は送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

7) 災害時における基本方針

【災害時における基本方針】

① 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連ならびに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

② 応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

ア 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮復旧の標準工法に基づき、迅速に行う。

イ 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

ウ 配電設備

非常災害仮復旧標準工法により迅速、適切な復旧を行う。

エ 通信設備

可搬型電源、車載型衛星通信地球局、移動無線機等の活用による通信を確保する。

8) 復旧計画

【復旧計画】

- ① 本(支)部は、設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画をたてると同時に、上級本(支)部に速やかに報告する。
- ア 復旧応援要員の必要の有無  
イ 復旧要員の配置状況  
ウ 復旧資材の調達  
エ 電力系統の復旧方法  
オ 復旧作業の日程  
カ 仮復旧の完了見込  
キ 宿泊施設、食糧等の手配  
ク その他必要な対策
- ② 上級本(支)部は、前項の報告に基づき下級本(支)部に対し、復旧対策について必要な指示を行う。

9) 復旧順位

○復旧計画の策定及び実施に当たっては、次表に定める各設備の復旧順位によるることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

設備名	復 旧 順 位
送電設備	① 全回線送電不能の主要線路 ② 全回線送電不能のその他の線路 ③ 一部回線送電不能の重要線路 ④ 一部回線送電不能のその他の線路
変電設備	① 主要幹線の復旧に関する送電用変電所 ② 都心部に送配電する送電系統の中間変電所 ③ 重要施設に配電する配電用変電所(この場合重要施設とは、配電設備に記載されている施設をいう。)
配電設備	① 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要設備への供給回線 ② その他の回線
通信設備	① 給電指令回線(制御・監視及び保護回線) ② 災害復旧に使用する保安回線 ③ その他保安回線

#### 4 電話施設の応急復旧

##### (1) 東日本電信電話株式会社【東日本電信電話株式会社】

###### 1) 電話停止時の代替措置

###### 【電話停止時の代替措置】

###### ① 臨時回線の設置

部内打合せ線、政府機関、地方行政機関及び情報連絡、救護復旧活動を担当する公共機関等の通信を確保するため設置する。

###### ② 臨時電話・電報受付所の設置

当該地域を受け持つNTT東日本の窓口、避難所、救護所等に臨時電報、電話受付所を設置する。

###### ③ 災害用特設公衆電話（災害時用公衆電話）の設置

孤立化する地域をなくすため、避難場所及び地域の主要場所に災害用特設公衆電話（災害時用公衆電話）を設置する。

###### ④ 通信の利用制限

震災等により、通信の疎通が著しく困難となった場合は、電気通信事業法の規定に基づき規制措置を行い、利用制限を行う。

###### ⑤ 電話の幅そう対策

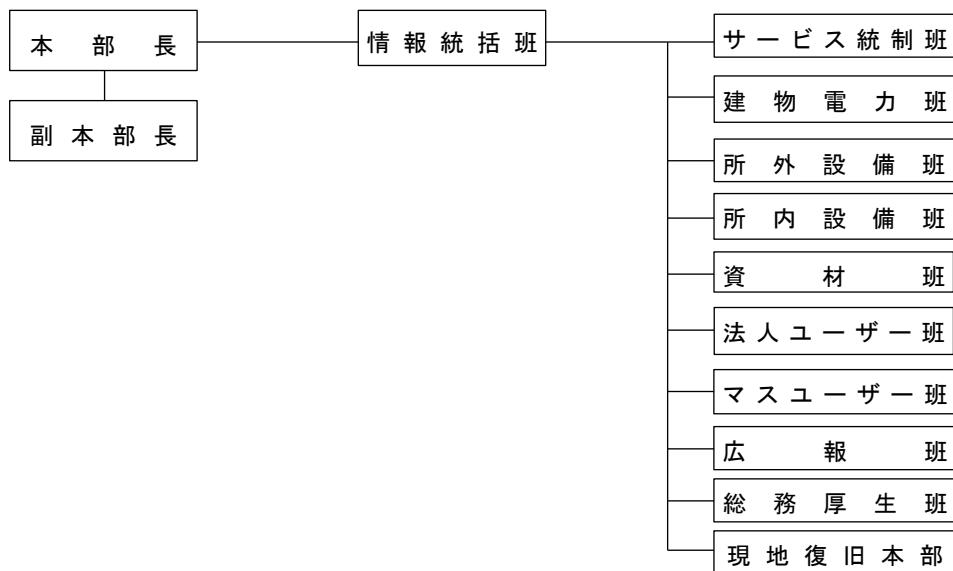
大規模災害時における電話の幅そうに対応するため、町民の安否の登録、取り出しを可能とする、災害用伝言ダイヤル“171”を提供する。

###### 2) 応急復旧の実施

###### ① 災害対策本部の設置

地震による災害が発生した場合は、茨城支店災害対策実施要領の定めるところにより、それぞれ災害対策本部を設置する。

株式会社NTTドコモ茨城支店災害対策本部組織図



## ② 動員

### ア 部内復旧要員の確保

- ・ NTT東日本茨城支店の社員を派遣し復旧に充てる。
- ・ 前記の措置によっても復旧要員が不足する場合は、他支店さらに本社から社員の派遣を受ける。

### イ 部外復旧要員

被害が甚大で、東日本電信電話株式会社(本社・茨城支店・被災地支店)の社員のみで復旧が困難な場合は、通信建設会社に応援を要請する。

## ③ 情報の収集・伝達

災害に関する情報を各支店より収集し、本社に伝達する。なお、町及び関係機関等とも連絡を密にし、復旧作業の円滑かつ効率的な実施を図る。

## ④ 復旧工事の順位

### 【電気通信サービスの復旧順位】

順位	復　　旧　　回　　線		
第 1 順 位	電　　話　　サ　　ー　　ビ　　ス		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要通信を確保する機関(第1順位)の加入電話回線各1回線以上</li> <li>・交換局所前(無人局を含む)に公衆電話1個以上</li> <li>・ZC以下の基幹回線の10%以上</li> </ul>		
	総　　合　　デ　　ィ　　ジ　　タ　　ル 通　　信　　サ　　ー　　ビ　　ス		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要通信を確保する機関(第1順位)の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。なお、システム利用のユーザ回線については各事業所毎に1契約回線以上</li> <li>・ZC以下の基幹回線の10%以上</li> </ul>		
	電　　報　　サ　　ー　　ビ　　ス		
	専用サービス等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電報中継回線の1回線以上</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要通信を確保する機関(第1順位)の専用回線各1回線以上</li> <li>・テレビジョン放送中継回線1回線(片方向)以上</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際通信事業者回線</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・対地別専用線の10%以上</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内通信事業者回線</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対地別専用線の10%以上</li> </ul>		
	社　　内　　專　　用　　線		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1順位復旧対象回線の復旧に必要な社内専用線</li> </ul>		
第 2 順 位	パケット交換サービス		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要通信を確保する機関(第1順位)の当該回線各1回線以上</li> <li>・第1順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数</li> </ul>		
	電　　話　　サ　　ー　　ビ　　ス		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要通信を確保する機関(第2順位)の加入電話回線各1回線以上</li> <li>・人口1千人当たり公衆電話1個以上</li> </ul>		
	総　　合　　デ　　ィ　　ジ　　タ　　ル 通　　信　　サ　　ー　　ビ　　ス		
順 位 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要通信を確保する機関(第2順位)の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。なお、システム利用のユーザ回線については各事業所毎に1契約回線以上</li> </ul>		
	専用線サービス等		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要通信を確保する機関(第2順位)の当該回線各1回線以上</li> </ul>		
	パケット交換サービス		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要通信を確保する機関(第2順位)の当該回線各1回線以上</li> <li>・第2順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数</li> </ul>		
順位 3	第1順位、第2順位に該当しないもの		

(注) その他新規のサービスについては、別途定める。

- (1) この復旧順位表は、通信途絶の解消及び重要通信の確保の上で必要な最小限の回線を示すものであって、具体的な回線数の決定、次順位回線への復旧移行時期、その他特に定めない事項については、被害の状況、通信を通状況、回線構成、災害時優先電話の有無等の実情を考慮し、社内関係機関及び関係会社と協議の上、事業部門の長が判断する。
- (2) お客様が複数の回線を契約している場合、同一設置場所にある電話、I S D N、専用線等の同時復旧が困難なときには、これらのうち最低1回線以上のそ通を確保する。
- (3) 公共の利益のために特に必要があると認めたときは、後順位の回線であっても繰り上げて復旧できるものとする。
- (4) 対地別の復旧順位はネットワーク構成の上位局相互間の回線を優先する。
- (5) 端末回線、中継回線、市外回線が同時に被災した場合、そ通状況を考慮し、均衡を図って復旧する。

**【契約約款に基づき重要通信を確保する機関】**

順 位	復 旧 回 線
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

**⑤復旧工事**

○復旧工事は、前記の復旧順位に基づき、次の方法により順次仮復旧する。

○なお、復旧活動の進展にともない、本復旧を実施する。

**【復旧順位】**

- ア 可搬無線機及び移動無線車等の災害対策機器による通信の確保
- イ 臨時回線の設置
- ウ 回線の分断若しくは延長又は中継順路の変更
- エ 特設公衆電話（災害時用公衆電話）の設置
- オ その他

**⑥機器・資材の確保**

○茨城支店が保有する災害対策機器等を運用するが、各種復旧用機器・資材等が不足する恐れがある場合は、各県支店の支援で対応する。

**(2) 株式会社NTTドコモ【株式会社NTTドコモ】**

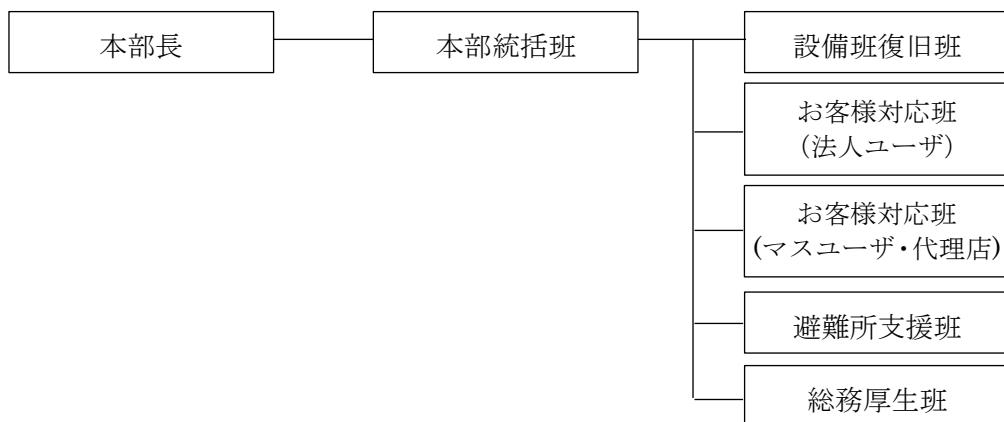
1) NTTドコモ茨城支店災害対策本部の設置

震災等による災害が発生した場合は、災害対策本部を設置し、当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置を行う。

2) NTT ドコモ茨城支店災害対策本部の各班の役割

震災等による災害が発生した場合、災害対策本部各班は、下記役割に基づいて行動する。

株式会社NTT ドコモ茨城支店災害対策本部組織図



株式会社NTT ドコモ茨城支店災害対策本部 各班の役割

《班／主な役割》

本部長／支店全体の基本方針決定、総指揮・判断の実施

本部統括班／災害対策本部の運営・調整、各班の取りまとめ業務

設備復旧班／設備の復旧・応急復旧に関する業務

お客様対応班（法人ユーザ）／重要法人・自治体・代理店法人等の支援に関する業務

お客様対応班（マスユーザ・代理店）／ドコモショップの運営に関する業務

避難所支援班／避難所等での避難者支援業務

総務厚生班／社員等の安否/服務/経理、報道機関等に関する業務

## 第4 災害廃棄物の処理・防疫・障害物除去

災害による大量の廃棄物(粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等)や倒壊物・落下物等による障害物の発生、並びに感染症等の発生は、町民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、災害時の特に処理施設の被害、通信、交通の混雑や混乱等を十分考慮した上で、同時に大量の廃棄物処理、防疫、解体・がれき処理等の活動を迅速に行い、地域町民の保健衛生及び環境の保全を積極的に図っていくものとする。

### 【留意点】

- 災害時の災害廃棄物及びし尿発生量の推計
- 広域処理体制の整備
- 防疫措置体制の整備
- 被災住宅、避難所及び仮設住宅における衛生確保
- 食品の安全確保

1 清掃対策

2 防疫対策

3 障害物の除去

### 1 災害廃棄物の処理対策【町】

#### (1) 災害時の災害廃棄物及びし尿発生量の推計

##### 1) 災害廃棄物発生の量の推計

○町は、被害状況を把握し、被害棟数の情報と発生原単位を用いて災害廃棄物の発生量を推計する。また、仮置場内の測量等による実績値を用いて、発生量を見直す。

##### 2) 作業体制の確保

○町は、災害廃棄物の処理の主体として、組織体制及び指揮系統を定めるとともに、業務委託等による作業員の確保について検討する。また、災害時に備え、県や近隣市町、災害廃棄物処理業者、土木・運送業者等と連携体制を構築する。

##### 3) 処理対策

#### 【処理対策】

##### ① 状況把握

町は、職員による巡視、住民の電話等による要請等により迅速に被災地域の状況把握に努める。

##### ② 住民への広報

町は、速やかに災害廃棄物の分別方法や収集方法、仮置場の利用方法等について住民に広報する。

##### ③ 処理の実施

町は、人材、資機材、廃棄物処理施設等を最大限に活用し、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理する。また、必要に応じて、近隣市町等と広域的な相互協力体制による処理を行う。

4) 仮置場の設置、分別の徹底、収集運搬

○町は、速やかに仮置場を設置し災害廃棄物を適正に管理するとともに、災害廃棄物を可能な限り再生利用するため分別を徹底する。また、収集運搬車両を確保し、災害廃棄物の収集運搬を効率的に行う。

(2) し尿処理【町】

1) し尿処理排出量の推計

○町は、倒壊家屋、焼失家屋等の汲取り式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日からできるかぎり早急に収集処理を行うことが必要である。このため、町は各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取り式便槽のし尿排出量を推計するとともに、作業計画を策定する。

2) 作業体制の確保

○町は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、また、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、近隣市町へ収集、処理の応援要請を行う。

3) 処理対策

【処理対策】

① 状況把握

町は、職員による巡回、住民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努める。

② 住民への指導

水洗トイレを使用している世帯に対しては、使用水の断水に対処するため、水の汲み置き、生活用水の確保等を指導する。

③ 処理の実施

町は、必要に応じて避難所、又は地区毎に仮設トイレを設置する。また、必要があれば、県、近隣市町、民間のし尿処理関連業者等に応援を要請する。

4) し尿処理の広域応援態勢

○町は、一般廃棄物処理事業を行う市町村及び一部事務組合で構成される「茨城県清掃協議会」の協議等を通して、災害時のし尿処理に関する相互応援協力について推進し、災害時のし尿処理に関する広域連携体制の構築を図る。

## 2 防疫対策

(1) 防疫組織の設置【町】

○町は、それぞれ防疫関係の組織をつくるとともに、必要な教育訓練を行う。

(2) 防疫措置情報の収集・報告【町、県、医療関連機関】

○町は、災害の発生後において、気象庁、警察及び消防等との連絡をとり、その被害の状況などの情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域又は場所などを把握し、相互に情報の伝達を行う。

○また、医療機関においても、被災者にかかる感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合又は疑いのある場合など、保健所への通報連絡を迅速に行う。

○なお、適切な防疫措置を講じるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密にするとともに、避難所感染症サーベイランスシステムを活用し、定期的な状況の把握に努める。

(3) 防疫計画及び対応策【町】

○町は、地理的環境的諸条件や被害の状況などを勘案し災害予想図を作成するとともに、できるだけ詳しい防疫計画を樹立しておく。

○災害発生後においては、防疫計画に基づき、当該災害の被害状況に応じた防疫対応策を講じる。

(4) 消毒薬品・器具機材等の調達【町、県、薬業団体】

○町は、災害時の防疫措置に必要な消毒薬等を迅速に調達する。また、必要に応じ、薬業団体及び県、近隣市町などの協力を求める。

(5) 防疫措置等の実施【町】

○町は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく県の指示によるほか、必要な防疫措置等を行うものとする。

(6) 食品衛生指導及び検査の実施【町、県】

○保健所の食品衛生監視員は、被災地の炊き出し場所、避難所及び仮設住宅などにおける食品の衛生指導や弁当調製所及び被災地等における食品営業施設の監視指導を実施するとともに、必要に応じ、弁当等の検査を行う。

○なお、衛生指導に当たっては、必要に応じ消毒薬及び衛生手袋の配布を行う。

○町は必要に応じてその補佐を務める。

(7) 予防教育及び広報活動の実施【町】

○町は、平常時から、災害時の感染症や食中毒予防等に関する教育を行う。また、災害発生地域や避難所において同様の教育を行うとともにパンフレット、広報車及び報道機関等を活用して広報活動を実施する。

(8) 記録の整備及び状況等の報告【町、西南広域消防本部、下妻警察署、県(保健所)】

○町は、警察、消防等の関係機関や関係団体等の協力を得て被害状況を把握し、その状況や防疫活動状況等を管轄保健所長に報告する。

○保健所長は町からの報告をとりまとめ、厚生労働省に報告する。なお、報告する内容は次のとおりである。

【処理対策】

- 1) 被害状況
- 2) 防疫活動状況
- 3) 防疫活動に必要な物品及び経費
- 4) 防疫活動の終息と事務処理の結果等

(9) 医療ボランティア【町、薬剤師会等】

○町は必要に応じて薬剤師会等関係団体に医療ボランティアの確保を依頼し、消毒の指導等について協力をあおぐ。

### 3 障害物の除去

#### (1) 建築関係障害物の除去【町、県】

○町は、災害によって建物又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について、被災地における状況を把握し、必要だと認められる場合は除去する。

○また、町のみでは処理が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

#### (2) 道路関係障害物の除去【町、道路管理者】

○道路管理者は、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。その際、あらかじめ指定された緊急輸送道路を最優先とし、各道路管理者間の情報交換は緊密に行う。

#### (3) 河川関係障害物の除去【町、河川管理者】

○河川管理者は、所管する河川内の航路等について沈船、漂流物等障害物の状況を把握し船舶の航行が危険と認められる場合は除去を実施する。

## 第5 行方不明者の搜索及び遺体の処理

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等を搜索し、又は災害の際に死亡した者について死体識別等の処理を行い、かつ死体の埋葬を実施する。

### 【留意点】

- 医師会、歯科医師会等との協力体制
- 周辺自治体との協力
- 衛生状態への配慮
- 死者の人格の尊重

- 1 行方不明者等の搜索
- 2 遺体の処理
- 3 遺体の収容（安置）、一時保存
- 4 遺体の火葬

### 1 行方不明者等の搜索【町、西南広域消防本部、県、自主防災組織等】

- 町は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等を、消防機関、消防団員、自主防災組織をはじめとする地元のボランティア等と協力して搜索する。
- 町だけでは十分な対応ができない場合、県及び周辺市町、自衛隊等に対し応援の要請を行い、これらの機関の応援を得て実施するものとする。応援要請の手続きは、第2編 第3章 第3節 第2「自衛隊派遣要請」を参照のこと。
- 発見した遺体については、国家公安委員会規則に基づき、県警察が検視等所用の措置を講ずる。

### 2 遺体の処理【町、県】

- 遺体の処理は町が実施するものとする。ただし、救助法を適用したときには県及びその委任を受けた市町村が行う。
- 遺体が多数にのぼる等、町で対応が困難な場合には、県は町からの要請に基づき、周辺市町に応援を要請するものとする。
- 県内での対応が困難な場合は、県は近県に応援の要請を行うものとする。
- また、県が行う遺体の処理は、日本赤十字社茨城県支部と締結した委託契約に基づき、日本赤十字社茨城県支部が組織する救護班及び県が組織する救護班により実施し、必要に応じて国立病院等の医療関係機関の協力を得て実施する。
- 上記での対応が困難な場合は、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

### 3 遺体の収容(安置)、一時保存【町、県】

○検視、検案を終えた遺体は、町の設置する遺体収容所に収容する。

#### 【遺体の収容(安置)、一時保存】

##### 1) 遺体収容所(安置所)の設置

町は被害地域の周辺の適切な場所(寺院、公共建物、公園等)に遺体の収容所(安置所)を設置する。

被害が集中した場合には遺体の収容、収容所の設営が困難な場合も考えられるため、必要に応じて周辺市町は、設置、運営に協力する。

##### 2) 棺の確保

町は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。

県は必要に応じ、全国靈柩自動車協会との災害時応援協定に基づき、搬送車両、棺、ドライアイス、遺体収納袋等を確保するとともに、製氷業者等との協力体制の確保に努める。

##### 3) 身元不明遺体の集中安置

町は、延焼火災等の発生により身元不明遺体が多数発生した場合には、遺骨、遺品共に少なく、身元確認に長期間を有する場合も考えられることから、寺院等に集中安置場所を設定し、身元不明遺体を集中安置する。

##### 4) 身元確認

町は、警察の協力を得て、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上納官する。また、埋火葬許可証を発行する。

### 4 遺体の火葬【町、県】

○遺体を葬る方法は、原則として火葬とし、町が実施する。ただし、救助法適用時に県が自らを行うことを妨げない。

○県は火葬場の状況等情報を収集し、町の火葬能力を超える遺体が発生した場合は、周辺市町に対して遺体の火葬受入を要請する。県内の火葬能力を超える場合は、近隣県に応援の要請を行うものとする。

○身元の判明しない遺骨は、公営墓地又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。

## 第4章 震災復旧・復興計画

### 第1節 被災者の生活の安定化

#### 第1 罹災証明書の発行

町は、被災者に対し、速やかに適切な生活安定のための措置が受けられるよう「罹災証明書」を発行する。

- 1 罹災証明書の発行
- 2 証明の範囲

##### 1 罹災証明書の発行【町】

- 各種支援措置の実施に資するため、災害時早期に罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。
- 災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。
- 効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

###### (1) 罹災台帳の作成

- 罹災台帳は、被害状況調査結果をもとに作成する。

###### (2) 罹災証明書の発行

- ①罹災台帳に記載されているものについては、被災者の申請に基づき、台帳を確認のうえ発行する。
- ②罹災台帳に記載がなく、かつ本部において被害状況を確認できないものについては、申請に基づき調査を行い、確認後に発行する。

###### (3) 証明手数料

- この計画に基づく「罹災証明書」の発行については、無料とする。

##### 2 証明の範囲【町】

- 罹災証明書は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の種類の被害のとき発行する。

###### (1) 人的被害（死亡者、行方不明者、負傷者の人数）

###### (2) 物的被害

- ①全壊（焼）
- ②流失
- ③半壊（焼）
- ④床上浸水
- ⑤床下浸水
- ⑥その他の物的被害

## 第2 義援金の募集及び配分

町は、災害時における被災者の自立的生活再編を支援するため、被災者に対する義援金品の募集及び配分等の措置を講じる。

### 【留意点】

- 義援金の公平かつ適正な配分
- 手続きの迅速化

- 1 義援金の募集及び受付
- 2 委員会の設置
- 3 義援金の保管
- 4 義援金の配分

### 1 義援金の募集及び受付【町】

- 町民への義援金の募集が必要と認められる災害が発生した場合、町は直ちに義援金の受付窓口を設置し、義援金の募集及び受付を実施する。また、募集に当たっては、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関と協力し、義援金の受付方法等について広報・周知を図る。
- なお、義援金品とは、被災者全体への支援であり、特定の個人、施設、団体等への配分を指定する見舞金、寄付金等は含まない。

### 2 委員会の設置【町】

#### (1) 委員会の設置

- 被災者あてに寄託された義援金を、被災者に公平かつ適正に配分することを目的として委員会を設置する。

#### (2) 委員会の構成

- 委員会は、次の関係機関をもって構成するが、被害の状況によりその他の関係機関、団体等を構成員に加えることができる。

- 1) 町
- 2) 町議会
- 3) 町社会福祉協議会

### 3 義援金の保管【町】

- 住民及び他市町村民等から寄託された被災者に対する義援金については、各受付機関において適正に保管する。

- なお、委員会が設置された場合は、委員会が各受付機関より義援金の引継ぎを受け、町を通じて被災者に配分するまでの間、適正に保管する。

### 4 義援金の配分【町】

#### (1) 配分方法の決定

- 委員会は、各受付機関で受け付けた義援金の被災者に対する配分方法（対象、基準、時期並びにその他必要な事項）について、協議の上決定する。

#### (2) 配分の実施

- 委員会において決定された義援金の配分方法に基づき、町は、被災者に対し、迅速かつ適正に義援金を配分する。

(3) 配分の公表

○町は、被災者に対する義援金の配分結果について、報道機関等を通じて公表する。

### 第3 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付

大規模な震災時には、多くの人々が生命又は身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。そこで、県、町及び町社会福祉協議会は、震災時における被災者の自立的生活再建を支援するため、関係機関、団体等と協力し、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付等の措置を講ずるものとする。

#### 【留意点】

- 被災者への広報及び相談窓口の設置
- 事務処理の迅速化

- |               |
|---------------|
| 1 災害弔慰金等の支給   |
| 2 その他の復旧・復興資金 |

#### 1 災害弔慰金等の支給【町】

##### (1) 災害弔慰金及び災害障害見舞金

○町は、災害により家族を失い、精神的又は身体に著しい障害を受け、又は住居や家財を失った被災者を救済するため、「八千代町災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給する。

##### (2) 災害援護資金の貸付

○町は、「八千代町災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、自然災害によって被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸し付ける。

#### 2 その他の復旧・復興資金【町】

○町は、災害により被害を受けた者及び団体等に対し、以下の事業を周知及び実施する。

##### (1) 農林漁業復旧資金

- ①天災融資法に基づく資金融資
- ②茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく資金融資
- ③農林漁業金融公庫による資金融資

##### (2) 中小企業復興資金

- ①金融機関が行う金融の特別措置

##### (3) 住宅復興資金

- ①住宅金融公庫による災害復興住宅資金の貸付

##### (4) 生活福祉資金

- ①「社会福祉法人茨城県社会福祉協議会生活福祉資金貸付規定」に基づく資金の貸付

##### (5) 母子寡婦福祉資金

- ①「母子及び寡婦福祉法」に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子寡婦福祉資金の貸付

## 第4 租税及び公共料金等の特例措置

地震により被害を受けた町民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等の対策を積極的に推進していくものとする。

### 【留意点】

- 広報の徹底
- 手続きの簡素化及び迅速化

- |                 |
|-----------------|
| 1 租税の徴収猶予及び減免措置 |
| 2 その他公共料金の特例措置  |

### 1 租税の徴収猶予及び減免措置【町】

○町は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税地方税(延滞金等を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の程度に応じて実施する。

### 2 その他公共料金の特例措置【各事業者】

#### 【公共料金の特例措置】

郵便事業株式会社	1) 被災者に対する郵便葉書などの無償交付 救助法が発動された場合、被災1世帯あたり郵便葉書5枚及び郵政書簡1枚の範囲内で無償交付する。 交付場所は、郵便事業株式会社が指定した支店及び郵便局。
	2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 被災者の差し出す郵便物(速達郵便及び電子郵便郵便を含む)の料金免除を実施する。 取扱場所は、郵便事業株式会社が指定した支店及び郵便局。
	3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除 郵便事業株式会社が公示して、被災者の救助などを行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会、又は共同募金連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。 引受場所は、全ての支店及び郵便局(簡易郵便局を含む)とする。
東日本電信電話株式会社(茨城支店)	「電話サービス契約約款通則15」に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、臨時に料金又は工事に関する費用を減免することがある。
株式会社NTTドコモ	NTTドコモの各種サービスの契約約款に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、臨時にその料金又は工事費を減免することがある。
東京電力株式会社(茨城支店)	救助法適用地域の被災者に対し、経済産業大臣の許可を得て電気料金免除等の特別措置を行うことがある。

## 第5 住宅建設の促進

自力で住宅建設できない被災者に対する恒久的な住宅確保のため、自力で住宅を建設する被災者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構による住宅資金の貸付に対する情報の提供と指導を行う。

### 【留意点】

- 情報提供の徹底

- |             |
|-------------|
| 1 住宅建設の促進   |
| 2 災害公営住宅の整備 |

#### 1 住宅建設の促進【町、独立行政法人住宅金融支援機構】

- 町は、自力で住宅を建設する被災者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構による住宅資金の貸付に対する情報の提供と指導を行う。
- 独立行政法人住宅金融支援機構は、住宅に災害を受けた者に対して住宅資金の融通を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

#### 2 災害公営住宅の整備【町】

##### (1) 災害公営住宅の建設

- 町は、自力で住宅建設のできない被災者に対する恒久的な住宅確保のため、公営住宅法に基づき、県の指導により災害公営住宅の建設を行う。
- なお、町で対応が困難な場合は、県が災害公営住宅の建設を行うものとする。

##### (2) 入居者の選定

- 町は、住宅被害の実態を把握し、住宅災害確定報告書、罹災者名簿、滅失住宅名簿等を作成したうえで、県の指導により特定入居を行うときの選定基準を作成して入居者を選定する。

## 第6 雇用対策

地震により、離職を余儀なくされた罹災者に対し、国は、職業のあっせんや雇用保険の失業給付などの雇用対策を積極的に推進していくものとする。

### 【留意点】

- 広報の徹底
- 手続きの簡素化及び迅速化

- |                     |
|---------------------|
| 1 異職者への措置           |
| 2 雇用保険の失業給付に関する特例措置 |

#### 1 異職者への措置【町、公共職業安定所】

○公共職業安定所の長は、地震により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職へのあっせんを行うものとする。

##### (1) 窓口の設置【町、公共職業安定所】

○町は、被災者のための臨時職業相談窓口の設置を県に対し要請する。

##### (2) 公共職業安定所に出向くことが困難な地域への措置【町、公共職業安定所】

○町は、被災の状況により公共職業安定所を訪ねることが困難な地域に、臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談の実施がなされるよう県に対し要請する。

##### (3) 諸制度の活用【町、公共職業安定所】

○職業訓練受講指示、又は職業転換給付金制度等を活用する。

##### (4) 労働者のあっせん【町、県】

○救助法が適用された場合、町は、町内の労務需要が見込まれるときは、労働者のあっせんを国に対し要請する。また、県は、茨城労働局及び公共職業安定所と連携を図り、災害により離職を余儀なくされた者を対象に職業訓練を実施し再就職を支援するものとする。

#### 2 雇用保険の失業給付に関する特例措置【公共職業安定所】

##### (1) 証明書による失業の認定

○公共職業安定所の長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。

##### (2) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

○公共職業安定所の長は、発生した災害に対し「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)第25条に定める措置が適用された場合は、災害による休業のための賃金を受け取ることができない雇用保険の被保険者(日雇労働被保険者は除く。)に対して、失業しているものとみなし基本手当を支給するものとする。

##### (3) 雇用調整助成金の特例適用の要請

○公共職業安定所の長は、次の休業等をさせる場合、休業手当にかかる賃金負担の一部を助成できるよう労働省へ要請する。

- ①被災地域の事業主が労働者を休業させる場合
- ②被災地域以外の災害関連下請け事業所が労働者を休業させる場合
- ③被災地域の事業主が新卒者等の内定取り消しの回避を図る場合

## 第7 被災者生活再建支援法の適用

町域ないし県域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等、法に定める基準を満たした場合に、被災者生活再建支援法(以下「支援法」という。)を適用し、支援金を支給することにより、生活の再建を支援し、もって町民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

### 【留意点】

- 住家全壊世帯数情報の迅速な収集及び伝達体制の整備
- 支援金支給手続等の説明

- 1 被害状況の把握及び被災世帯の認定
- 2 支援法の適用基準
- 3 支援法の適用手続き
- 4 支援金の支給額
- 5 支援金支給申請手続き
- 6 支援金の支給

### 1 被害状況の把握及び被災世帯の認定【町】

○支援法の適用に当たっては、町が住家の被害状況を把握し、次の基準で被災世帯の認定を行う。

#### (1) 被災世帯の認定

支援法の対象となる被災世帯は、次に掲げるものをいう。(支援法第2条第2号)

- ① 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯。
- ② 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯。
- ③ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯。
- ④ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯。(②及び③に掲げる世帯を除く。)

#### (2) 住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位

救助法における基準を参照(第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第6節「救助法の適用」)。

### 2 支援法の適用基準【町】

○支援法の対象となる自然災害は、支援法施行令第1条の定めにより次に掲げるとおりである。

- (1) 救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む）が発生した市町村の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第1号）
- (2) 10以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第2号）
- (3) 100以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第3号）
- (4) (1)又は(2)に規定する被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第1条第4号）
- (5) (3)又は(4)に規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域で(1)～(3)に規定する区域のいずれかに隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第1条第5号）
- (6) (3)又は(4)に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域で、その自然災害により5（人口5万人未満の市町村にあっては2）世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第1条第6号）

### 3 支援法の適用手続き【町、県】

#### (1) 町の被害状況報告

○町長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、資料編「被災者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告書」により、知事に対して報告する。

#### (2) 県の被害状況報告及び支援法の適用

○知事は、町長の報告を精査した結果、発生した災害が支援法の適用基準に該当すると認めたときは、内閣府政策統括官（防災担当）及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、支援法対象の自然災害であることを速やかに公示するものとする。

○なお、町には、支援法が適用されたことを通知する。

### 4 支援金の支給額

#### (1) 複数世帯の場合

(単位：万円)

区分	受託の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊(1-(1)-1)) 解体(1-(1)-2)) 長期避難(1-(1)-3))	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃貸	100	50	150
大規模半壊 (1-(1)-4))	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃貸	50	50	100

(2) 単数世帯の場合

(単位：万円)

区分	受託の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊(1-(1)-1) 解体(1-(1)-2) 長期避難(1-(1)-3))	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃貸	75	37.5	112.5
大規模半壊 (1-(1)-4))	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃貸	37.5	37.5	75

5 支援金支給申請手続き【町】

(1) 支給申請手続き等の説明

○制度の対象となる被災世帯に対して、支給申請手続き等について説明する。

(2) 必要書類の発行

○支給申請書に添付する必要のある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。

【支援金支給申請書に添付する必要書類】

- |                                     |
|-------------------------------------|
| ア 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類 |
| イ 罹災証明書類                            |

(3) 支給申請書等の取りまとめ

○被災者から提出された支給申請書及び添付書類を確認等とりまとめの上すみやかに県に送付する。

6 支援金の支給【町】

○支給申請書類は、被災者生活再建支援法人で審査が行われ支援金の支給が決定される。決定内容は、被災者生活再建支援法人から申請者に通知書が交付されるとともに、支援金は支給決定に基づき原則として被災者生活再建支援法人から直接口座振替払いにより申請者に支給される。

(1) 支援金の現金支給

○町は、口座振替払いによる支援金支給ができないものについて、被災者生活再建支援法人からの委託に基づき、申請者に現金による支援金の支給事務を行う。

## 第2節 公共施設等災害復旧計画

災害で被災した公共施設等の復旧は、災害の再発を防止するために必要な改良復旧を行うなど、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標に実施を図る。

### 【留意点】

- 地域間・組織間の応援協力体制の整備
- 迅速な復興のための意思決定等の必要性
- 国、県、町間の密接な連携

- |                          |
|--------------------------|
| 1 災害復旧事業計画の作成            |
| 2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成 |
| 3 災害復旧事業の実施              |
| 4 解体、がれきの処理              |

### 1 災害復旧事業計画の作成【町、関係機関】

#### (1) 災害復旧事業計画の作成

○町は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分調査、検討し、所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

##### ①被害の再発防止

○町は、復旧事業計画の作成に当たっては、被災原因及び被災状況を的確に把握し、被害の再発防止に努めるよう関係機関と連絡調整を図り、計画を作成する。

##### ②災害復旧事業期間の短縮

○復旧事業計画の策定に当たっては、災害地の状況、被害の発生原因を考慮し、速やかな復旧が図られるよう関係機関と連絡調整を密にして、事業期間の短縮を図る。

##### ③災害復旧事業計画の種類

- ア 公共土木施設復旧計画
- イ 農林水産業施設災害復旧事業計画
- ウ 都市災害復旧事業計画
- エ 上、下水道災害復旧事業計画
- オ 住宅災害復旧事業計画
- カ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- キ 学校教育施設災害復旧事業計画
- ク 社会教育施設災害復旧事業計画
- ケ 復旧上必要な金融その他資金計画
- コ その他災害復旧事業計画

### 2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成【町、関係機関】

○町は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を策定し、査定実施が速やかに行えるよう努める。

○このうち特に公共土木施設の復旧については、被災施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

○なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により運営される。

○災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は、次のとおりである。

#### (1) 法律に基づき一部負担又は補助するもの

##### 【法律に基づき一部負担又は補助するもの】

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- キ 予防接種法
- ク 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- ケ 農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

#### (2) 激甚災害に係る財政援助措置

○災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害(以下「激甚災害」という。)が発生した場合には、町は災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

○激甚災害の指定の手続き等の対策については、第2編 地震災害対策計画編 第4章 災害復旧第・復興計画 第3節「激甚災害の指定」に示す。

○なお、激甚災害に係る公共施設等の復旧に対する財政援助措置の対象は、第2編 地震災害対策計画編 第4章 災害復旧第・復興計画 第3節「激甚災害の指定」を参照。

### 3 災害復旧事業の実施【町、関係機関】

○災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、町及び関係機関等は、復旧事業の事業費が決定され次第、早急に復旧作業を実施するため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。

### 4 解体、がれきの処理【町、関係機関】

#### (1) 作業体制の確保

○町は、迅速に解体及びがれき処理を行うため、組織体制及び指揮系統を定めるとともに、業務委託等による作業員の確保について検討する。また、災害時に備え、県や近隣市町、災害廃棄物処理業者、土木・運送業者と連携体制を構築する。

## (2) 処理対策

### 【処理対策内容】

#### ア 状況把握

町は、職員による巡視等により迅速に被災地域の状況を把握する。

#### イ 処理の実施

町は、上記の「状況把握」に基づき、住宅、所管の道路及び河川施設について、解体、がれき処理を実施する。必要があれば、県、近隣市町、民間の廃棄物処理業者等に応援を要請する。

#### ウ 仮置場の確保

町は、解体収集後のがれき等を一時的に集積するため仮置場を確保する。仮置場が不足する場合は、県は、近隣市町に対して仮置場の確保を要請する。

#### エ 再生利用・最終処分

町は、がれき等の処理・処分に当たっては、再生利用を推進し、最終処分量の削減に努める。

#### オ 石綿飛散防止対策

町は、解体及びがれき処理に伴う石綿飛散防止対策について「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（平成19年8月 環境省水・大気環境局大気環境課）により行うものとする。

### 第3節 激甚災害の指定

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下「激甚法」という。)に基づく激甚災害の指定を受けるため災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講じるものとする。

#### 【留意点】

- 震災後迅速かつ正確に公共施設の被害情報を把握するための体制整備

- |              |
|--------------|
| 1 災害調査       |
| 2 激甚災害指定の手続き |

#### 1 災害調査【町、県】

- 町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。
- 激甚災害の基準を次にあげる。

#### 【激甚災害基準(その1)】

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
法第3条(公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入 総額 × 100分の0.5 (B基準) 事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入 総額 × 100分の0.2 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 都道府県負担事業の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年度 の標準税収入総額 × 100分 の25 (2) 一の都道府県内の市町村負担 > 当該都道府県内全市町村の当該年 事業の事業費査定見込額 > 当該都道府県内全市町村の当該年 度の標準税収入総額 × 100分の5

#### 【激甚災害基準(その2)】

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
法第5条(農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置)	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の0.5 (B基準) 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の0.15 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年度の農業 所得推定額 × 100分の4 (2) 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 10億円
法第6条(農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)	(1) 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害 又は (2) 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 1.5%で、第8条の措置 が適用される場合。 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るもの について、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超える場合

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
	<p>次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。</p> <p>(3) 漁船等の被害見込額&gt;全国漁業所得推定額×0.5%</p> <p>又は</p> <p>(4) 漁業被害見込額&gt;全国漁業所得推定額×1.5%で第8条の措置が適用される場合。</p> <p>ただし、(3)(4)とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が5千万円以下の場合を除く。</p>
法第8条(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例)	<p>次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮</p> <p>(A基準) 農業被害見込額&gt;当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5</p> <p>(B基準) 農業被害見込額&gt;当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15 かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数&gt;当該都道府県内の農業を主業とする者の数×100分の3</p>
法第11条の2(森林災害復旧事業に対する補助)	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ。)&gt;当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分の5</p> <p>(B基準) 林業被害見込額&gt;当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分の1.5 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>(1) 一の都道府県内の林業被害見込額&gt;当該都道府県の当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分の60</p> <p>(2) 一の都道府県内の林業被害見込額&gt;当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分の1</p>
法第12条、13条、15条(中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等)	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 中小企業関係被害額&gt;当該年度の全国中小企業所得推定額(第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率。以下同じ。)×100分の0.2</p> <p>(B基準) 中小企業関係被害額&gt;当該年度の全国中小企業所得推定額×100分の0.06かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>(1) 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額&gt;当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×100分の2</p> <p>(2) 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額&gt;1400億円ただし、火災の場合又は激甚法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。</p>

**【激甚災害基準(その3)】**

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
法第16条(公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助)、第17条(私立学校施設災害復旧事業の補助)、第19条(市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例)	激甚法第2条の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外。
法第22条(罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例)	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 滅失住宅戸数 &gt; 被災地全域で4,000戸以上</p> <p>(B基準) 次の1、2のいずれかに該当する被害 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。</p> <p>1 滅失住宅戸数 &gt; 被災地全域で2,000戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で200戸以上 (2) 一市町村の区域内の住宅戸数の10%以上</p> <p>2 滅失住宅戸数 &gt; 被災地全域で1,200戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で400戸以上 (2) 一市町村の区域内の住宅戸数の20%以上</p>
法第24条(小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等)	<p>1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第2条の措置が適用される災害</p> <p>2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第5条の措置が適用される災害</p>
上記以外の措置	災害発生の都度、被害の実情に応じ個別に考慮

**2 激甚災害指定の手続き【国】**

○大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

## 第4節 復興計画の作成

地震により被災した町民の生活や企業の活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠である。

復興は復旧とは異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する事業と位置付けられる。復興事業は、町民や企業、その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業である。これを効果的に実施するためには、被災後速やかに復興計画を作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進するものとする。

### 【留意点】

- 迅速な意思決定等の必要性
- 事前復興対策の実施
- 国、県、町間の密接な連携
- 民意の反映

- |                |
|----------------|
| 1 事前復興対策の実施    |
| 2 災害復興対策本部の設置  |
| 3 災害復興方針・計画の策定 |
| 4 災害復興事業の実施    |

### 1 事前復興対策の実施【町】

#### (1) 復興手順の明確化

○町は、過去の復興事例等を参考として、方針の決定、計画の策定、法的手続き、町民の合意形成等の復興対策の手順を明らかにしておくものとする。

#### (2) 復興基礎データの整備

○町は、災害後、復興対策に必要となる測量図面、建物現況、土地の権利関係等の各種データをあらかじめ整備し、データベース化をはかるよう努めるものとする。

### 2 災害復興対策本部の設置【町】

○町は、災害による被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を認識・確認した場合に、町長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

### 3 災害復興方針・計画の策定【町】

#### (1) 災害復興方針の策定

○町は、学識経験者、有識者、町議会議員、町民代表、行政関係職員から構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を町民に公表する。

#### (2) 災害復興計画の策定

○町は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。本計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生産復興に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

#### 4 災害復興事業の実施【町】

##### (1) 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施

###### 【市街地復興事業のための行政上の手続き】

- ・被災市街地復興特別措置法上の手続き

町は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等をすることができる。被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

##### (2) 震災復興事業の実施

###### 【震災復興事業の実施】

###### ア 専管部署の設置

町は、震災復興に関する専管部署を設置する。

###### イ 震災復興事業の実施

町は、震災復興に関する専管部署を中心に震災復興計画に基づき、震災復興事業を推進する。

# 付編 東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画

## 第1章 総則

### 第1節 計画作成の趣旨

昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年12月14日に施行された。この法律に基づき、昭和54年8月7日、「東海地震（震源地：駿河湾、マグニチュード8程度）」が発生した場合、木造建築物等に著しい被害が生ずるおそれのある震度6弱以上の地震動を受けると推定される市町村等の区域（静岡、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知の6県170市町村）が「地震防災対策強化地域」として指定された。

さらに、平成14年4月に「地震防災対策強化地域」が見直され、従来の6県167市町村から8都県、263市町村（東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）に大幅に拡大された。（平成24年4月1日現在 8都県 157市町村）

一方、本県の地域は、東海地震が発生した場合、概ね県南部で震度5弱、その他の地域は震度4以下と予想されていることから「地震防災対策強化地域」として指定されなかつたため、県は大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画の作成及び地震防災応急対策の実施等は義務付けられていない。

しかし、近年における都市部や開発地域への人口、産業の集中、建築物の高層化、交通の輻ぞう、石油類等危険物の集積などの状況からみて、震度5弱程度であっても地盤や建物等の性状によっては、ある程度の被害の発生が予想されるとともに、警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の発生も懸念される。

このため、東海地震の発生に備え、社会的混乱防止及び被害の未然防止と軽減を図ることを目的とし、八千代町地域防災計画（地震災害対策計画編）の付編として「東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画」を作成した。

### 第2節 計画作成の基本方針

#### 1 基本的な考え方

(1) 警戒宣言発令時においても社会生活機能は、極力平常どおり維持することとし、警戒宣言発令から東海地震が発生するまで、又は警戒解除宣言が発令されるまでの間に講ずべき次の対応措置を定めるものとする。

- 1) 警戒宣言の発令、東海地震予知情報の発表に伴う社会的混乱防止のための措置を講じるものとする。
- 2) 地震による被害の未然防止又は軽減を図るための事前措置を講じるものとする。

なお、東海地震注意情報が発表されてから警戒宣言発令までの間においても、社会的混乱防止のための必要な措置を講じるものとする。

(2) 警戒宣言発令及び翌日以降の対応措置については、特に区別しないことを原則とするが、学校、鉄道、バス等区別を要するものについては、別途の措置を講じるものとする。

- (3) 警戒宣言が発令された時点から地震発生の可能性があるとされていることから対策の優先度を配慮するものとする。
- (4) 地震発生後の災害応急対策は、八千代町地域防災計画（地震災害対策計画編）により対処するものとする。

## 2 前提条件

### (1) 予想震度

東海地震が発生した場合、本町は震度5弱程度とする。

ただし、長周期地震波の影響については、現在不明である。

## 第2章 防災責任者が実施する事務又は業務の大綱

[警戒宣言時（「東海地震予知情報」の発表に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定時を含む。）の対応措置に関するものとする。]

### 1 町

- (1) 警戒宣言、警戒解除宣言及び東海地震注意情報、東海地震予知情報の収集・伝達に関すること。
- (2) 災害応急対策実施の準備に関すること。
- (3) 地震防災応急対策に係る広報に関すること。
- (4) 道路の保全又は交通の危険防止及び社会秩序の維持に関すること。
- (5) 避難勧告等に関すること。
- (6) 警戒区域の設定及び立入制限・禁止又は退去命令に関すること。
- (7) 要応急保護者の保護に関すること。
- (8) 災害発生予想箇所の点検・監視及び応急整備に関すること。
- (9) 防災関係機関の対応状況の把握及び連絡調整に関すること。

### 2 県

- (1) 警戒宣言、警戒解除宣言及び東海地震注意情報、東海地震予知情報の収集・伝達に関すること。
- (2) 災害対策本部の設置及び災害応急対策実施の準備に関すること。
- (3) 地震防災応急対策に係る広報に関すること。
- (4) 交通規制及び社会秩序の維持に関すること。
- (5) 県所管に係る災害発生予想箇所の点検・監視及び応急整備に関すること。
- (6) 防災関係機関の対応状況の把握及び連絡調整に関すること。

### 3 指定地方行政機関

第1編 総論 第4節 防災関係機関の責務と業務の大綱 第2 「防災関係機関の業務の大綱」を準用する。

### 4 自衛隊

第1編 総論 第4節 防災関係機関の責務と業務の大綱 第2 「防災関係機関の業務の大綱」を準用する。

### 5 指定公共機関

第1編 総論 第4節 防災関係機関の責務と業務の大綱 第2 「防災関係機関の業務の大綱」を準用する。

### 6 指定地方公共機関

第1編 総論 第4節 防災関係機関の責務と業務の大綱 第2 「防災関係機関の業務の大綱」を準用する。

## 7 住民等

### (1) 公的な団体、防災上重要な施設の管理者

- 1) 警戒宣言、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び地震防災応急対策に係る情報の収集及び周知に関すること。
- 2) 自衛防災体制の確立に関すること。
- 3) 災害発生の予防措置に関すること。
- 4) 電話・自家用自動車使用の自主的制限による通信輻輳・交通混乱防止の協力に関すること。
- 5) 町が実施する地震防災応急対策の協力に関すること。
- 6) 避難に関すること。

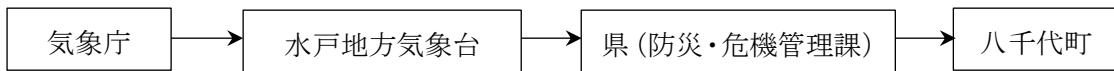
### (2) 居住者等（居住者、滞在者、その他の者及び公私の団体）

- 1) 警戒宣言、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び地震防災応急対策に係る情報の把握に関すること。
- 2) 火気使用の自主的制限等による出火防止措置に関すること。
- 3) 初期消火の準備に関すること。
- 4) 電話・自家用自動車使用の自主的制限による通信輻輳・交通混乱防止の協力に関すること。
- 5) 家庭の危険発生予想箇所の点検、応急修理に関すること。
- 6) 隣保共助による地域防災への協力に関すること。
- 7) 社会秩序維持の協力に関すること。
- 8) 避難に関すること。

## 第3章 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置

### 第1節 東海地震注意情報等の伝達

#### 1 伝達系統



#### 2 伝達事項

- (1) 東海地震予知情報
- (2) 東海地震注意情報
- (3) 東海地震に関する調査（臨時）

### 第2節 警戒体制への準備

町は、東海地震注意情報を受けたとき、又は了知したときは警戒宣言の発令に備えて速やかに対応できるよう措置するものとする。主な事項は次のとおりである。

- (1) 警戒宣言、東海地震注意情報、東海地震予知情報伝達の準備
- (2) 災害対策本部設置の準備
- (3) 社会的混乱防止のための広報
- (4) その他必要な措置の準備

## 第3節 警戒宣言、東海地震に関する情報について

### 1 東海地震に係る情報発表の流れ



### 2 東海地震に関する情報

東海地震とは、静岡県中部から遠州灘周辺を震源域とし、いつ発生してもおかしくないと考えられているマグニチュード8クラスの巨大地震で、これまでの研究や観測体制の構築から唯一予知の可能性のある地震である。気象庁は、関係機関の協力も得て、地殻変動や地震等を24時間体制で監視し、異常なデータが観測された場合には「東海地震に関する情報」を、各情報が意味する危険度に応じた「カラーレベル」を付し、お知らせする。なお、前兆すべりが急激に進んだ場合や前兆すべりが小さい場合等には、直前予知ができない場合もあるので、日ごろから東海地震への備えをしておくことが大切である。

#### 東海地震に関する情報の種類

情報名	発表基準	
東海地震予知情報 [カラーレベル赤]	東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合	
東海地震注意情報 [カラーレベル黄]	観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合	
東海地震に関する調査 情報 [カラーレベル青]	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測され、その変化の原因についての調査を行った場合
	定期	毎月の定期の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合

各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

### 3 警戒宣言

警戒宣言は、警戒宣言、警戒態勢を執るべき旨の公示及び地震防災応急対策に係る措置を執るべき旨の通知に関する情報と、地震予知情報の内容を組み合わせたものに内閣府が作成して関係

機関に通知されるものである。次に警戒宣言の例文を示す。

訓練 東海地震の地震災害警戒宣言

大規模地震対策特別措置法に基づき、ここに地震災害に関する警戒宣言を発します。

本日、気象庁長官から東海地域の地震観測データ等に異常が発見され、2、3日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがあるとの報告を受けました。

この地震が発生すると東海地震の強化地域内では震度6以上、その隣接地域では震度5程度の地震になると予想されます。また、伊豆半島南部から駿河湾沿岸に大津波のおそれがあります。

強化地域内の公的機関及び地震防災応急計画事業所は、速やかに地震防災応急対策を実施して下さい。

強化地域内の居住者、滞在者及び事業所等は、警戒態勢を執り、防災関係機関の指示に従って落ち着いて行動して下さい。

なお、強化地域内への旅行や電話は差し控えて下さい。地震予知情報の詳しい内容については、気象庁長官に説明させますから、テレビ、ラジオに注意して下さい。

平成 年 月 日  
内閣総理大臣

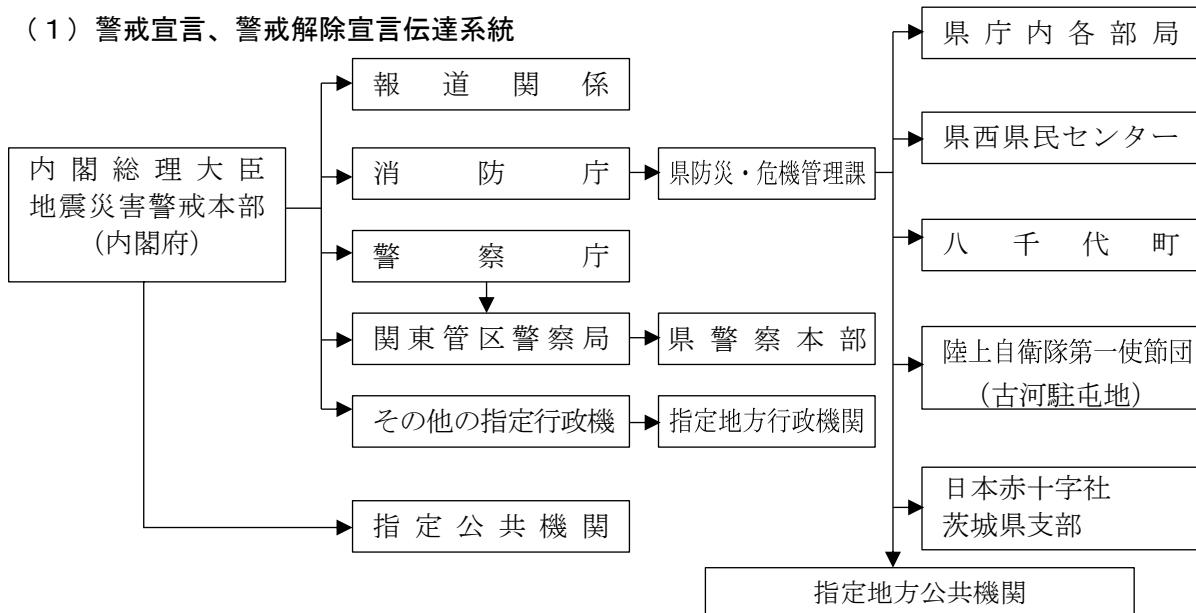
## 第4章 警戒宣言発令時の対応措置

警戒宣言が発令されたときから、大規模地震が発生するまで、又は警戒解除宣言が発令されるまでの間に実施する対応措置について定める。

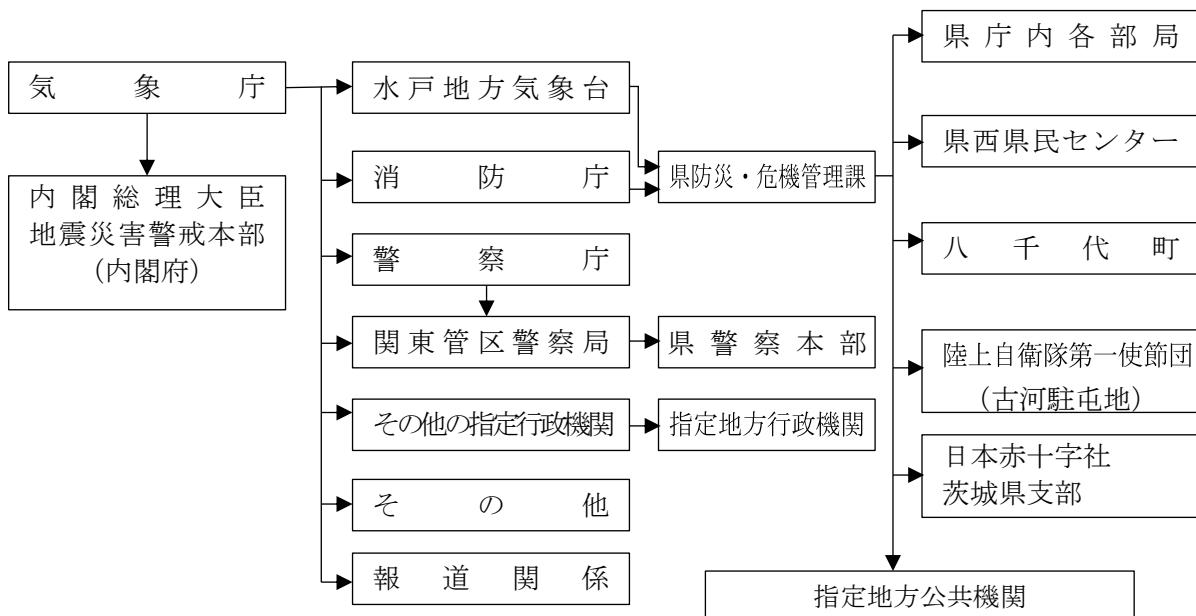
### 第1節 警戒宣言、東海地震予知情報、警戒解除宣言の伝達

#### 1 伝達系統

次の系統図による。（水害予防組合は水防活動上必要と認めるときに限る。）



(2) 東海地震予知情報伝達系統



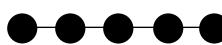
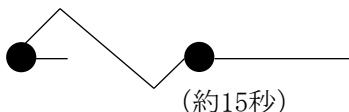
## 2 伝達事項

- (1) 警戒宣言
- (2) 東海地震予知情報
- (3) 警戒解除宣言
- (4) その他必要と認める事項

## 3 住民等に対する警戒宣言の周知

(1) 町は、警戒宣言の発令を了知した場合は地震防災信号、防災行政無線、県防災ヘリコプター、広報車等によるほか、町内組織、自主防災組織等を通じて住民等へ周知するものとする。

(2) 地震防災信号（大規模地震対策特別措置法施行規則第4条）

警鐘	サイレン
(5点)  	(約45秒)  (約15秒)

備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。  
2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。

## 第2節 警戒体制の確立

町は、警戒宣言の発令を了知した場合は、県の活動体制に準じた体制として、直ちに町災害対策本部を設置する。

警戒宣言が発令された場合は、町は、直ちに災害対策本部等を設置して、社会的混乱の未然防止を図るなど地震防災応急対策を実施するものとする。

その活動体制については、地域の実状に即した効果的な対策が実施できるよう確立するものとする。

## 第3節 地震防災応急対策の実施

警戒宣言が発令されたときから東海地震が発生するまで、又は発生するおそれがなくなるまでの間において、災害発生の未然防止及び被害の軽減をあらかじめ図るため、町をはじめ一般住民にいたるまでそれぞれの責務を果すとともに、関係機関が相互に協力して円滑な地震防災応急対策が実施できるよう努めるものとする。

### 1 広報対策

警戒宣言の発令、東海地震予知情報等の発表周知に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速・的確に行われるよう、町は、県及び防災関係機関と緊密な連携のもとに住民等に対し、地域の実状に即した適切な広報を繰返し行い、その周知徹底を図るものとする。

### (1) 広報の内容

以下の内容とし、特に重要な事項については、基本的文案をあらかじめ作成しておき、迅速に対応ができるよう配慮するものとする。

- 1) 警戒宣言、東海地震予知情報等の内容
- 2) 町長から住民への呼びかけ
- 3) 事業所及び居住者等が緊急にとるべき措置
- 4) 交通規制の状況等、地震防災応急対策の内容と実施状況
- 5) 混乱防止のための措置
- 6) その他状況に応じて事業所又は居住者等に周知すべき事項

### (2) 広報の実施方法

町は、防災行政無線、広報車等によるほか町内組織、自主防災組織等を通じて行い、情報混亂が起こらないよう十分配慮するものとする。

## 2 消防、水防対策

警戒宣言が発令された場合、町は、県及び消防機関等の防災関係機関と連携して地域の出火防止と初期消火の準備体制の確立について、必要な対策を講じるとともに、地震に起因する河川等の堤防決壊等による浸水に備えて水防活動も併せて実施するものとする。

### (1) 消防対策に関する町及び消防機関の措置

町及び消防機関は、消防活動体制を確立するとともに防災関係機関と協力し、地域住民等が実施する地震防災応急対策（警戒宣言等情報の収集・伝達、火気使用の自粛等の出火防止措置、危険物等施設・消防設備等の緊急保守点検・巡視・修理、自衛防災組織の配備等）の徹底が期せられるよう、広報又は巡回点検など必要な措置を講ずるものとする。

### (2) 水防対策

東海地震が発生した場合、河川、ため池等において、出水時等の悪条件が重なったとき、不測の事態が生ずるおそれもあるため、施設の管理者及び防災関係機関は、警戒宣言が発令された場合、災害発生の未然防止に万全を期するものとする。なお、この場合の水防対策については、町水防計画に基づき実施するものとする。

また、町長は、町水防計画に基づく町の水防責任者として、防災関係機関等と緊密な連携をとり、浸水による災害の未然防止と被害の軽減を図るものとする。

主な措置は次のとおりである。

- 1) 水防体制の確立
- 2) 重要水防箇所の点検・監視
- 3) 水防資機材の点検・整備
- 4) 避難の勧告・指示及び誘導
- 5) その他必要な措置

## 3 危険物等施設対策

警戒宣言が発令された場合、危険物等施設の管理者、所有者、占有者（以下「管理者等」という。）は、地震に起因する施設の破壊に伴う危険物等の流出、爆発、火災など二次災害発生防止の必要な措置を講じ、安全確保に万全を期するものとする。

#### 4 公共施設対策

警戒宣言発令時においても、原則として社会生活機能は平常どおり維持するものとする。このため、公共施設の管理者は、通常業務の継続に努めるとともに、不測の事態にも迅速・的確に対処できるよう必要な措置を講ずるものとする。

##### (1) 上水道対策

###### 1) 緊急貯水の実施

水道事業者等は、災害時における応急給水に備え、緊急貯水を実施するとともに、住民においても緊急貯水を実施するものとする。（このため、一時的に多量の水道水の確保が必要となるので、緊急貯水に係る措置に関する要領等を定めるなど、その確保方策の内容を明示するものとする。）

また、住民の緊急貯水に関する広報についても、必要に応じて明示するものとする。

###### 2) 施設点検及び工事の中止

水道事業者等は、二次災害の防止等を図るため、警戒宣言発令後、ただちに塩素注入設備、緊急遮断弁等水道施設の点検及び水道に係る工事の中止の措置をとるものとする。（このため、その措置に関する要領を定めるなど、具体的な実施内容について明示すること。）

##### (2) 下水道対策

###### 1) 業務の方針

警戒宣言が発令された場合においても、利用者への影響が軽減されるよう適切に対処するとともに、地震による災害発生の未然防止に努めるものとする。

###### 2) 人員・資機材の点検確保

###### ① 人員の確保と配備

勤務時間内、時間外及び休日におけるあらかじめ定められた動員計画に基づき保安要員を確保し、警戒体制を確保する。

###### ② 資機材の点検確保

応急措置用資機材の点検整備を行う。

###### 3) 施設の保安措置

東海地震予知情報に基づき、次に掲げる保安措置を講じる。

###### ① 特別巡視及び特別点検等

下水道施設に対する特別巡視、特別点検及び機器調整等を実施する。

###### ② 工事中の施設についての対策

工事の一時中断と工事現場の安全措置を講じる。

###### 4) 危険物等に対する保安措置

###### ① 石油類等危険物の取扱い装置については、貯蔵タンク、サービスタンク等の元バルブを閉めるとともに、火気厳禁の指令及び付近住民を近づけないようにする。

###### ② 塩素ガス等

ア 緊急遮断装置、中和装置の点検、苛性ソーダの残量を確認する。

イ 塩素室の各扉を閉鎖し、外部への漏洩防止策を講じる。

ウ 状況に応じ塩素ガスボンベの元バルブ閉鎖を行う。

###### ③ 消火ガス

ア 消火槽各槽及びガスタンクの安全装置を点検する。

イ 状況に応じ消火槽各槽及びガスタンクの元バルブ閉鎖を行う。

④ 化学薬品等取扱い施設

- ア 転倒、落下、流出拡散防止等の措置を講じる。
- イ 引火又は混合混じょく等による出火防止措置を講じる。

## 5 教育、医療、社会福祉施設対策

### (1) 教育

#### 1) 学校

学校は、警戒宣言が発令されたときは、次の措置を講じて、児童生徒等の生命の安全確保並びに施設の安全管理に万全を期するものとする。

##### ① 警戒宣言の内容の周知徹底

- ア 町長は、町教育委員会を通じて、管内に所在する学校の長に対して、警戒宣言、東海地震予知情報及び警戒解除宣言等を伝達し、必要な指示をする。
- イ 校長等は、警戒宣言が発令されたときは、直ちに、町（災害対策本部等）及び地域の関係機関と連携を図り、情報を収集し、警戒宣言及び東海地震予知情報等の内容を教職員に周知させるものとする。
- ウ 教職員は、児童生徒等に警戒宣言及び東海地震予知情報等の内容を知らせ、適切な指示をする。なお、この際、児童生徒等に不安・動搖を与えないよう配慮する。

##### ② 児童生徒等の安全確保

###### ア 授業の中止等

- ・ 警戒宣言が発令されたときは、授業又は学校行事を直ちに打ち切る。
- ・ 学校は、警戒宣言が解除されるまで休業する。
- ・ 校外指導時において警戒宣言が発令されたときは、速やかに学校と連絡をとり、原則として、直ちに帰校、帰宅又は待機の措置をとる。

###### イ 児童生徒等の保護及び安全な下校

校長等は、教職員に、児童生徒等の安全な場所への避難並びに名簿による氏名及び人数の確認を行わせた上、児童生徒等の下校の安全性を確認し、次の方法により児童生徒等を速やかに帰宅させるものとする。

- ・ 認定こども園等

緊急連絡網等により連絡し、直接保護者に引き渡す。

- ・ 小中学校

あらかじめ学校が実状に応じて定めた方法により帰宅させる。なお、心身に障がいのある児童生徒等については、緊急連絡網等により連絡し、直接保護者に引き渡す。

- ・ その他

小学校、幼稚園、保育所、認定こども園及び特別支援学校の児童生徒等で保護者が留守等の者は、施設で一時保護し、直接保護者に引き渡す。

###### ウ 登下校中又は在宅中に警戒宣言が発令された場合の措置

- ・ 登下校中の場合は、直ちに帰宅し、自宅での安否を確認し、家族と行動を共にする。
- ・ 在宅中の場合は、家族と行動を共にする。

###### エ 特別支援学校

###### a スクールバスで通学している児童生徒等

緊急連絡網等により、引き渡しの時刻及び場所を連絡し、直接保護者に引き渡す。

- b スクールバス以外で通学している児童生徒等  
緊急連絡網等により連絡し、直接保護者に引き渡す。
- c 寄宿舎に入舎している児童生徒等  
寄宿舎に帰し、寄宿舎内で保護し、緊急連絡網等により連絡し、状況に応じて直接保護者に引き渡す。

③学校施設の安全管理

ア 出火防止

二次災害を防止するため、電気及びガスの設備並びに火気使用場所や器具等の点検及び巡視を行う。

イ 消火器具及び設備の点検

防火用水、消火器及び消火栓等を点検する。

ウ 倒壊及び落下防止

ロッカー、下駄箱、掲示物及び体育器具等を点検し、倒壊及び落下を防止する。

エ 非常時搬出物品の確認と準備

重要な書類及び物品を確認し、搬出できるよう準備する。

オ 薬品の管理

火災及び有毒ガスの発生等のおそれのある薬品は、所定の保管庫に収納する。ただし、保管庫に収納できない物については、地中に埋蔵するなど適切な措置を講じる。

④教職員の確保

校長等は、当該学校の防災計画に基づき、地震防災応急対策活動に必要な教職員を確保するものとする。

⑤学校のとるべき事前措置

学校は、上記対策を適切に実施するために、あらかじめ次の措置を講じる。

ア 校長等は、この対策の実施方法等について、実状に応じて具体的に定める。

イ 校長等は、教職員に対して、警戒宣言の性格及び学校の安全対策並びに教職員の役割等について具体的に周知する。

ウ 教職員は、児童生徒等に対して、警戒宣言の性格及び学校の安全対策並びに児童生徒等の行動等について、具体的に指導し、安全教育の徹底を図る。

エ 校長等は、保護者に対して、警戒宣言発令時の学校の安全対策について周知し、特に次のことについて協力を得る。

- ・ 警戒宣言の性格と学校の授業中止等の措置
- ・ 児童生徒等の登下校の具体的方法
- ・ 緊急連絡網の整備

2) 学校以外の教育機関

学校以外の教育機関については、1)の学校に準じた措置を講じて、利用者の生命の安全及び施設の安全管理に万全を期するものとする。

(2) 医療機関

警戒宣言が発令された場合、各医療機関は次の措置を講じるものとする。

- 1) 外来診療は、可能な限り平常どおり行うこととするが、手術、検査等は、医師が状況に応じて適切に対処する。
- 2) 警戒宣言の発令を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置をとる。

- 3) 外来及び入院患者の安全確保に万全を期する。
- 4) 建物及び設備等の点検を行い、薬品、危険物等の安全対策を図る。
- 5) 消防計画に基づく職員の分担業務を確認する。

### (3) 社会福祉施設

- 1) 防災組織の編成、任務分担を確認し、体制を確立する。

- 2) 情報の収集・伝達

施設長等施設職員は、入所者の保護者等や消防署、警察署、町災害対策本部等に連絡をとり、正確な情報の収集及び伝達を行う。特に通園施設（中でも保育所）においては、警戒宣言が保育時間中に発令された場合、保護者からの引取り等の問い合わせが集中すると考えられるので、事前に連絡方法や対策を講じておく必要がある。

- 3) 消火活動の準備

危険箇所、危険物の安全確認、消防用設備の配備、火気使用の制限等出火防止のための措置を行う。

- 4) 救護活動の準備

救急医薬品の確保、緊急救護所の設置を行う。

- 5) 応急物資の確保

食料・飲料水等の確保を行う。

- 6) 安全指導

① 設備・備品等の落下・転倒等の防止措置、非常口の開放、避難の障害となる備品の除去等を行うとともに、入所者に現在の状況を連絡し、不必要的動搖を与えないようする。

② 施設の立地条件、耐震性等から判断して、必要に応じ入所者等を避難所に避難させる。

③ 入所者の保護者への引き継ぎは、原則として保護者が直接施設又は避難所へ引取りに来た場合にのみ行う。

## 6 生活物資対策

警戒宣言が発令された場合、町は関係機関・事業者・団体及び住民の協力を得て、日常生活物資の著しい不足、価格の異常高騰等による経済生活混乱の未然防止に努めるものとする。

## 第4節 住民等がとるべき措置

警戒宣言が発令された場合、住民等は、東海地震に係る災害発生の未然防止又は被害の軽減を図るため、自ら又は協力して必要な措置をとるとともに、町長等が実施する地震防災応急対策に協力するものとする。

### 1 家庭

- (1) 警戒宣言発令中は、テレビやラジオのスイッチは常に入れておき、正確な情報をつかむこと。また町役場や消防署、警察署などからの情報に注意すること。
- (2) 警戒宣言が発せられたとき家にいる人で、家庭の防災会議を開き、仕事の分担と段取りを決めて、すぐに取りかかること。
- (3) いざという身を置く場所を確認し、家具等重量物の転倒防止措置をとること。
- (4) 火気の使用は自粛すること。
- (5) 灯油等危険物やプロパンガスの安全措置をとること。
- (6) 消火器や水バケツ等の消火用具の準備、確認を行うこと。
- (7) 身軽で安全な服装になること。
- (8) 水、食料、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品等の非常持出品及び救助用具の用意を確認すること。
- (9) 万一のときの脱出口を確保すること。また、災害が大きかった場合に備えて避難所や避難路等を確認すること。
- (10) 自主防災組織は配置につくこと。
- (11) 不要不急の自家用自動車や消防署等への照会の電話の使用は自粛すること。

### 2 職場

- (1) 防火管理者、保安責任者などを中心に、職場の防災会議を開き、分担に従いできる限りの措置をとること。
- (2) いざという身を置く場所を確認し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- (3) 火気の使用は自粛すること。
- (4) 消防計画、予防規程などに基づき、危険物等の保安に注意し、危険箇所を点検すること。
- (5) 職場の自衛消防組織の出動体制を確認すること。
- (6) 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- (7) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機すること。
- (8) 不特定かつ多数の者が出入する職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。
- (9) 正確な情報の把握に努めること。
- (10) 近くの職場同士で協力し合うこと。
- (11) 自家用自動車による出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。